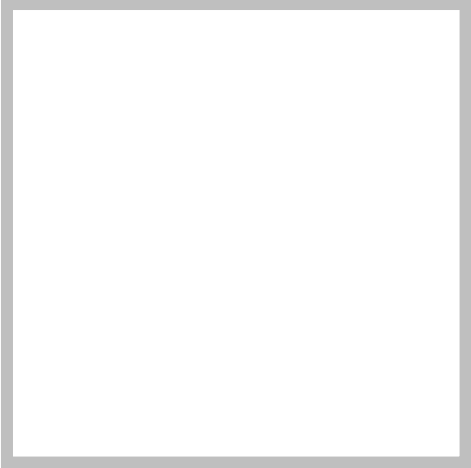


財 政 白 書



2010



国立市

はじめに

最近の地方財政をめぐる状況は大変厳しいものがあります。北海道夕張市が財政再建団体となり、多くのメディアに取り上げられましたが、夕張市に限らず、多くの地方自治体が財政状況の悪化に苦しんでおり、それを立て直そうと努力しています。

この状況をどのように打開していくのか。このことを考えるためにまずすべきことは、現状をしっかりと掴むことです。国立市の財政状況はこれまでどうであったのか、現在どのような状況にあるのかをこの白書で考えていきたいと思えます。

第1章では、地方税財政制度の動向とからめながら、国立市の財政状況の推移を見ます。地方自治体の財政は、社会情勢や国の政策に常に大きく影響されます。各項目の経年変化のグラフをもとに、制度の改正に伴い、国立市の財政がどのように変化し、現在どのような状況にあるのかを確認していきます。

第2章では、近隣市や人口規模や産業構造などが類似している類似団体¹との比較から国立市の位置・特徴と、より細かい分類での経年変化を見ていきます。比較を行うにあたり、住民基本台帳人口一人あたりの2009(平成21)年度決算額(速報値)を用い、近隣団体である多摩26市、26市平均及び26市内類似団体平均を棒グラフにすることにより視覚的に表しています。歳入、性質別歳出及び目的別歳出²の順序で確認していきます。

制度概要、分析については第1章と重複する箇所がありますが、第2章のグラフとともに確認できるように、重複のままとしています。

財政を健全に運営するということが、それは事業を行うためにこそあります。変化の激しい社会にあって時代に即した事業を展開するためには、基盤としての財政が安定していないと対応することができません。

多くの需要により、行政はすぐ肥大化し、瞬間に財政状況は悪化していきます。何もしないで歳入が増える「打ち出の小づち」もありません。常に行財政改革を行い、事業を組み替えて、いまの社会にあった事業を行う自治体にしていく必要があります。

¹ 類似団体とは、「人口」と「産業構造」をもとに市町村を類型化したもので、同じ類型の団体と比較することにより、市の財政状況を把握することができます。国立市は「Ⅱ-3」という類型に位置づけられており、多摩26市のうちで国立市と同じ位置づけの市は、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、稲城市、武蔵村山市、あきる野市の7団体です。

² 「性質別歳出」とは、人件費や扶助費といったように歳出を横断的に見た分け方を言います。一方、「目的別歳出」とは、経費を行政目的に応じて区分したもので、議会費や教育費といった分け方を言います。目的別歳出で民生費の構成比が大きい市は福祉に力を入れているように見えがちですが、性質別歳出で人件費の割合が大きかった場合、住民に対する福祉サービスへの支出は少ないかもしれません。財政を分析する際には、「性質別歳出」と「目的別歳出」の両方から見る必要があります。

目次

はじめに

第1章 財政状況の推移

第1節 収支の推移	2
予算額の推移	2
決算額の推移	3
赤字地方債と地方交付税制度	4
第2節 経常収支比率の推移	7
経常収支比率の推移	7
第3節 歳出 義務的経費・繰出金の推移	9
義務的経費・繰出金の推移	9
経常一般財源等で負担している額の推移	10
第4節 歳入 経常一般財源の推移	12
歳入 経常一般財源の推移	12
第5節 市税収入の推移	14
市税収入とは	14
個人市民税の推移	15
法人市民税の推移	17
固定資産税・都市計画税の推移	17
第6節 地方債・基金の推移	22
地方債の推移	22
基金の推移	23

第2章 多摩 26 市財政状況比較

第2章のはじめに	26
第1節 歳入の比較	27
市税の比較	27
市税 個人市民税の比較	28
市税 法人市民税の比較	29
市税 固定資産税の比較	30
市税 軽自動車税の比較	31
市税 たばこ税の比較	32
市税 都市計画税の比較	33
地方交付税交付金の比較	34

第2節 歳出 性質別経費の比較	36
人件費の比較	36
扶助費の比較	38
公債費の比較	39
物件費の比較	41
維持補修費の比較	42
補助費等の比較	43
積立金の比較	44
投資及び出資金・貸付金の比較	45
繰出金の比較	46
普通建設事業費の比較	47
第3節 歳出 目的別経費の比較	49
議会費の比較	49
総務費の比較	50
民生費の比較	51
衛生費の比較	53
労働費の比較	54
農林水産費の比較	55
商工費の比較	56
土木費の比較	58
消防費の比較	59
教育費の比較	60
公債費の比較	61

おわりに

資料

用語集

2009(平成 21)年度決算カード

2008(平成 20)年度決算カード

2008(平成 20)年度財政比較分析表

2008(平成 20)年度歳出比較分析表

第1章

財政状況の推移

第1節 収支の推移

■ 予算額の推移

予算は歳入歳出同額で組みます。歳入には、市税等だけではなく、基金（貯金）からの取り崩しや臨時財政対策債等の赤字地方債（P.8 赤字地方債と地方交付税制度の項参照）の借り入れなども含まれています。近年の当初予算額の推移は下図のとおりです。

(図表 1-1) (単位:千円)

	予算額	財源調整額				財源調整額 対予算比
		財政調整基金 繰入額	減税 補てん債	臨時財政 対策債	総額	
2003(15)年度	22,847,000	524,000	210,000	960,000	1,694,000	7.41%
2004(16)年度	23,534,187	327,187	210,000	1,077,000	1,614,187	6.86%
2005(17)年度	22,213,061	394,083	210,000	840,000	1,444,083	6.50%
2006(18)年度	24,342,000	536,617	160,000	750,000	1,446,617	5.94%
2007(19)年度	25,416,000	499,000		692,000	1,191,000	4.69%
2008(20)年度	23,855,000	400,000		640,000	1,040,000	4.36%
2009(21)年度	23,639,000	150,000		871,000	1,021,000	4.32%
2010(22)年度	25,594,000	457,000		1,008,000	1,465,000	5.72%

国立市の予算規模は近年概ね 230 億円程度で推移してきました。2006(平成 18)年度・2007(平成 19)年度の予算額が大きいのは清化園衛生組合跡地の買収費用 16 億 7,200 万円程が計上されていたことによります。2010(平成 22)年度の予算額が最大規模となっているのは、子ども手当制度が始まったためです。子ども手当と児童手当で、12 億円程度の予算が組まれており、その分予算が膨らみました。

財源穴埋め額を確認すると、毎年度 10 億から 16 億の財源手当をしていることが分かります。国立市は市税等だけでは予算を組むことができないため、財政調整基金の繰り入れ、赤字地方債の借り入れという、特別な財源措置を行って予算を組んできています。

一般的に財政調整基金は、年度ごとの財源の状況によって調整すべきお金という位置づけ

としています。例えば急速に経済状況が悪化した場合に、急激にサービスを削減するのではなく、基金を使い事業を継続した上で、徐々にサービスのあり方を考えるという使い方をします。しかし国立市においては、財源を穴埋めするために用いられているのが現状です。

赤字地方債についても同様に足りない財源の穴埋めです。後述のとおり国立市においては、純粋に借金という認識をとっています。将来世代に元利償還金という負担を負わせることによって、現在のサービスを維持しているという考え方です。

これまで市報で国立市は予算段階で 10 億円の収入不足とお伝えしておりましたが、それは、上記のような計算によるものとなります。このことは、決算について確認しても同じことが言えます。

■決算額の推移

自治体の決算は、歳入総額から歳出総額を引いてプラスだと、ひとまず黒字ということになります。国立市の一般会計はこれまで黒字決算をしていますが、収支の状況を細かく確認していくと、異なる捉え方もできます。過去数年間の収支の状況は下の図のとおりとなります。

(図表 1-2) (単位:千円)

	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出 差引 (C):(A)-(B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (E):(C)-(D)	単年度収支 (F):(E)-前年度の(E)
2003(15)年度	22,627,749	22,457,698	170,051	0	170,051	△88,684
2004(16)年度	21,666,163	21,388,521	277,642	0	277,642	107,591
2005(17)年度	22,161,713	21,880,326	281,387	0	281,387	3,745
2006(18)年度	22,752,108	22,454,020	298,088	4,513	293,575	12,188
2007(19)年度	25,190,845	24,885,377	305,468	407	305,061	11,486
2008(20)年度	24,364,660	24,020,030	344,630	85,432	259,198	△45,863
2009(21)年度	25,930,214	25,617,481	312,733	10,263	302,470	43,272

積立金 (G)	繰上償還金 (H)	積立金 取崩し額 (I)	実質単年度収支 (J):(F)+(G)+(H)-(I)	赤字地方債 発行額 (K)	実態としての 実質単年度収支 (L):(J)-(K)
196,474	0	280,000	△172,210	1,625,400	△1,797,610
86,459	0	100,000	94,050	947,700	△853,650
141,588	0	100,000	45,333	947,100	△901,767
147,427	0	1,409	158,206	671,900	△513,694
151,086	0	360,000	△197,428	650,000	△847,428
186,939	95,346	320,000	△83,578	640,000	△723,578
135,451	205,466	0	384,189	934,000	△549,811

歳入総額から歳出総額を差し引くと、直近5年間では3億円程度の黒字となっています(Cの欄)。しかし、前年度の繰越金を次年度に使っているため、2009(平成21)年度単年度だけでみると、43百万円程度の黒字となります(Fの欄)。また歳出には積立金として財政調整基金に積み立て(貯金)したもの、歳入には逆に積立金(貯金)を取り崩したものが含まれています。これを加減すると実質単年度収支として表されます(Jの欄)。この時点で国立市は2007(平成19)年度、2008(平成20)年度

の2年間は赤字であったことがわかります。さらに歳入には赤字地方債(借金)(次の項参照)で工面した額(Kの欄)が含まれています。この額を引くと、その年度に実態としてどのくらいの収入不足があったかがわかります。2009(平成21)年度で5億5千万円程度、2008(平成20)年度で7億2千万円程度のマイナスです(Lの欄)。収入不足として、これを赤字と捉えると、毎年結構な額の赤字を出していることになります。

毎年事業の見直しを行っておりますが、それ

では追いつくことができず、赤字地方債(借金)で収入を確保し、将来に負担を回して現在の事業を行っている状況にあることが、決算を見てもわかります。

また、年度によって多寡はあるものの、予算と決算の間で財源穴埋め額は減少しています。これは当初予算では見込めなかった国の補正予算による地方自治体に対する補助金を活用したこと、高額な一時所得者がいたことによる税収増、契約差金などによるものです。その年

度によってそれぞれの要因がありますが、2009(平成 21)年度は、国の補正予算によって創設された地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、対象が拡大された安全・安心な学校づくり交付金などを活用したことによるものです。

ただ、そうした臨時的な財源の活用をしてもなお、多額の収支不足が生じている状態です。不均衡が常態化しているのが国立市の現状とすることができます。

■赤字地方債と地方交付税制度

□赤字地方債と臨時財政対策債

予算と決算の収支の推移で、国立市は赤字地方債に頼った財政運営を行っていることを見ましたが、赤字地方債、特にその代表とされる臨時財政対策債とはどのようなものなのでしょう。それをここで確認していきます。

□地方債の種類と赤字地方債

地方債は地方財政法第5条に基づき、原則として公共施設等の建設事業(資産形成につながるもの)などのためにのみ起債することが可能ですが、特例として臨時財政対策債や減税補てん債など、経常的な支出(扶助費や人件費など)に充当することができる地方債を発行することができます。この地方債を赤字地方債と呼びます。

このうち臨時財政対策債は、2001(平成13)年に、地方交付税制度の制度変更によって作られたものです。

□地方交付税制度とは

地方交付税とは、原則として所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合(この白書公表時点では、所得税32%、法人税34%、酒税32%、国消費税29.5%、たばこ税25%)を、全

国の地方自治体がどの地域に住む住民に対しても一定の行政サービスを提供できるように、国が地方に交付するお金のことです。国が定めた基準に基づいて算定された、その自治体が行政サービスを提供するために必要とされる額(「基準財政需要額」と呼びます)から、市税等の収入が見込まれる額(「基準財政収入額」と呼びます)を引いた額が、各自治体に交付されます。逆に、基準財政収入額が基準財政需要額を上回っている場合は、その自治体の収入によって市民サービスを維持できるということになるため、交付税は交付されません。

□地方交付税制度の問題と解決策の一つとしての臨時財政対策債

ただここで問題が生じます。上記の税の一定割合として算出された額(「法定五税分」と呼ばれます)と、交付税が交付される自治体の基準財政需要額から基準財政収入額の差引の額をすべて足した額(全自治体に必要な交付税の額)がかけ離れてしまっていることです。

二つの額が一致すれば、地方自治体にとって理論上必要な額が交付されることとなり、問題はありません。しかし算出方法が異なる二つの

額が、何もせずに常に一致するはずはありません。一致させるためには、法定五税分の割合を上げるか、基準財政需要額や基準財政収入額の算定方法を大胆に見直していくなど、調整を行っていかねばなりません。地方交付税法には、こうした乖離が生じた場合、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正か法定五税分の割合を上げて対応することが明記されており、地方自治体は、これらの手法を取るよう、常に国に主張しています。

しかし、しばしば報道されているように国の財政も危機的な状況にあるため、法定五税分の割合を上げることは難しく、また地方自治体の様々なサービスへの需要や、過去の起債への対応として基準財政需要額に算入すると制度化されたものへの対応から、算定方法を一気に変

えることは難しい状況にあります。結果、1994（平成6）年度以降、法定五税分が下回り、交付税が不足する状態が続いています。

ただ、この資金不足の対応をとらないと、地方自治体はサービス提供に支障を来たすこととなります。国は様々な形でこの対策を考えてきました。そうした対策の中で、現在用いられている方法の一つが、地方自治体が臨時財政対策債を発行して財源を確保する方法です。2001（平成13）年に3年間の期限付きで制度が設けられ、以降2004（平成16）年、2007（平成19）年にそれぞれ3年間延長され、2010（平成22）年に1年間延長されて現在に至っています。

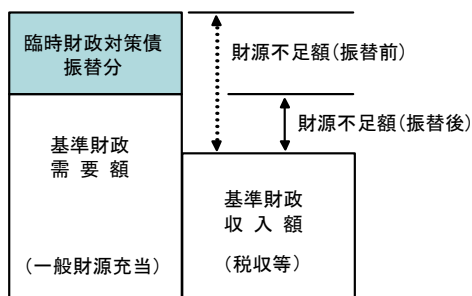
□臨時財政対策債制度

臨時財政対策債が制度化されるまでは、財源

図表 1-3 臨時財政対策債への振替イメージ

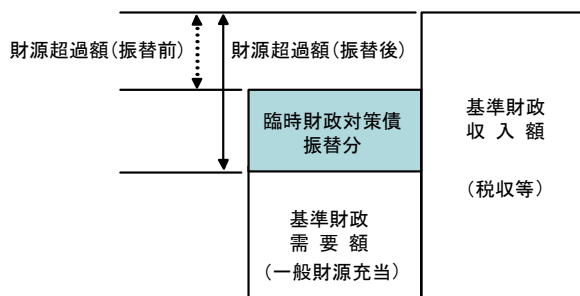
【①交付団体の場合】

基準財政需要額が圧縮され、財源不足額が減少



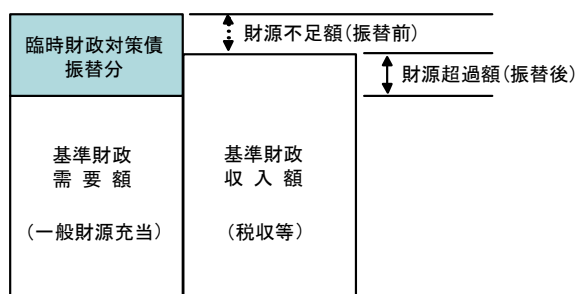
【②不交付団体の場合】

基準財政需要額が圧縮され、財源超過額が拡大



【③臨時財政対策債振替後、不交付団体の場合】

基準財政需要額が圧縮され、財源超過となったことにより、交付団体から不交付団体に転じる（いわゆる「臨財不交付」）



東京都ホームページ (<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2009/07/70j7s301.htm>) をもとに、国立市で一部を変更しています。

基準財政需要額の臨時財政対策債への振替は、2001（平成13）年度より始まりました。国立市は、

2001（平成13）年度	①	2006（平成18）年度	③
2002（平成14）年度	①	2007（平成19）年度	③
2003（平成15）年度	①	2008（平成20）年度	②
2004（平成16）年度	③	2009（平成21）年度	③
2005（平成17）年度	③	2010（平成22）年度	①

で推移しています。

として不足する分を、国の「交付税及び譲与税配付金特別会計」が借金をし、将来の地方交付税によって返すという方法などによって対応していました。しかし財源が不足する年が続き、特別会計の負債が大きくなっていきました。

このことに対し、負債の責任が不明確になるという批判があったため、地方自治体自身が、臨時財政対策債という赤字地方債を発行することで対応する形に改められました。図表 1-3 のとおり、臨時財政対策債分を基準財政需要額から引き、その分の交付税を減らすという形です。地方自治体としては、地方交付税法に明記されている形で国が対応するべきと考えられる額が、地方の負債にすり変わったわけです。

□交付税措置

臨時財政対策債の元利償還金は、全額地方交付税の基準財政需要額に算入され（「交付税措置」と言います）、理論上は普通交付税で交付されることとなります。この考え方にに基づき、実質公債費比率や将来負担比率など、財政に関する指標では、この額を引いた額を市が負担すべき元利償還金・負債額としています。将来交付税によって交付される負債は、その自治体にとっての負債とは考えない、という考え方があります。

□地方自治体にとっての制度の信頼性

しかし、どのような項目を積み重ねることによって、基準財政需要額、基準財政収入額を算定するかは国が決めており、交付税総額も国の予算折衝の動向により左右されます。いわゆる「三位一体の改革」（後述）により交付税総額が急速にしぼりこまれていく状況においては、臨時財政対策債の元利償還金として交付される交付税総額も相対的に小さくなっていくことになりました。交付税措置とは実額で交付されることではないため、交付税総額の動向によって、いかようにも増減するものです。

□国立市にとっての地方交付税制度の意味

国立市は昨年度まで普通交付税不交付団体でしたが、今年度（2010（平成22）年度）は約2億円（当初1億54百万円弱、国補正後2億2百万円弱）が交付されています。ただ、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金は、7億91百万円弱のため、これらの元利償還金分でさえ交付されているとは言えない状況にあります。

今後に関しても交付税総額が大きく伸びるか、制度変更がなされない限り、この乖離は解消されないことが見込まれます。現状では、国立市にとっては、臨時財政対策債を純粋に市の負債と捉えて財政運営を行っていく必要があると認識しています。

図表 1-4 国立市普通交付税交付額・地方交付税額の推移（当初算定時）

年度	94	95	96	97	98	99	00	01	
国立市の普通交付税交付額(万円)	0	0	5,238	6,167	89,978	173,130	136,223	99,631	
全国の交付税・臨財債合計(億円)	155,020	161,529	168,410	171,276	175,189	208,642	214,107	217,986	
地方交付税総額(億円)	155,020	161,529	168,410	171,276	175,189	208,642	214,107	203,498	
臨時財政対策債(億円)	0	0	0	0	0	0	0	14,488	
年度	02	03	04	05	06	07	08	09	10
国立市の普通交付税交付額(万円)	77,069	12,886	0	0	0	0	0	0	15,389
全国の交付税・臨財債合計(億円)	227,710	239,389	210,766	201,210	188,145	178,327	182,393	209,688	246,004
地方交付税総額(億円)	195,449	180,693	168,861	168,979	159,073	152,027	154,061	158,202	168,935
臨時財政対策債(億円)	32,261	58,696	41,905	32,231	29,072	26,300	28,332	51,486	77,069

第2節 経常収支比率の推移

■経常収支比率の推移

□経常収支比率とは

第1節で収支の状況を見ましたが、収入と支出のバランスはどのようになっているのでしょうか。ここでは「経常収支比率」という財政指標を用いて国立市のバランスを確認していきます。

自治体の歳入のうち、経常的に収入がある額と経常的に支出しなければならない額との比を表す指標に「経常収支比率」があります。この指標の数値が高いと財政が硬直化していて、新たな政策に使うお金が少ないことを意味します。

経常収支比率は、従来から都市にあっては75%程度が妥当と考えられ、80%を超えると、その地方公共団体は財政の弾力性を失いつつあると言われてきました¹。ただ、社会全体として基盤整備が進展したことと、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況や少子高齢社会の進展によるハードではなくソフトな施策重視の中で、多くの自治体において、経常収支比率が75%程度にはなっていないのが現状です。

□経常収支比率の二つの表し方

この経常収支比率は現在二つの表し方があります。一つは赤字地方債を分母（収入）に加えた数値、一つは加えない数値です。公式な数値としては、2000（平成12）年度までは加えない数値を、2001（平成13）年度以降は加えた数値を用いています。これは上述のとおり、2001（平成13）年度の普通交付税制度の改正において、国の地方交付税特別会計が借りて地方の財源不足分を補てんする方式から、地方自治体が臨

時財政対策債を直接借りて補てんする方式に切り替わったことによるものです。

□経常収支比率の算出方法

経常収支比率は、下記の式で表されます。

①赤字地方債を経常一般財源と扱う場合

⇒ $\text{経常経費充当一般財源等} \div (\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債})$

②赤字地方債を経常一般財源と扱わない場合

⇒ $\text{経常経費充当一般財源等} \div \text{経常一般財源}$

分子は歳出、分母は歳入の項目です。

分子にあたる「経常経費充当一般財源等」とは、支出している額のうち、経常にかかる費用のうち、下記で確認する「経常一般財源」で負担すべき額です。

分母の「経常一般財源」とは、歳入を下記のとおり整理した額です。

自治体の歳入は、「一般財源」と「特定財源」の二つに分けることができます。「一般財源」とは、使いみちが決められていないお金のことで、市税や地方消費税交付金、普通地方交付税などのことを言います。「特定財源」とは収入の時点で、使いみちが指定されているお金のことで、生活保護費のうち国が負担すべき額として地方自治体に交付される国庫負担金、道路などの建設事業で国や都から交付される補助金や自転車駐輪場の使用料などのことです。

「一般財源」のうち、その年度のみ、期間限定など臨時的に収入されるお金ではなく、毎年、経常的に（事業の有無にかかわらず）収入され

¹ 石原信雄・嶋津昭監修『地方財政小辞典第5版』（ぎょうせい、2002年） 経常収支比率の項

るお金のことを「経常一般財源」と呼びます。具体的には、地方税や譲与税・交付金、道路占用料のように経常的に収入される使用料・諸収入のうち用途が特定されないものです。

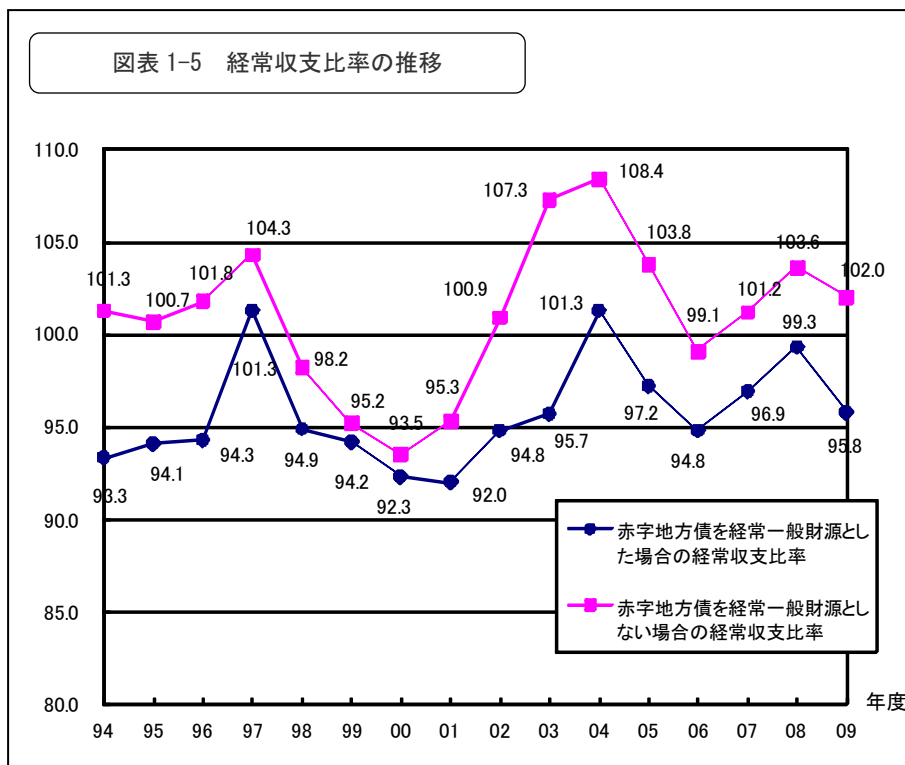
また減税補てん債、臨時財政対策債は、第1節のとおり、赤字地方債と呼び、①の方式ではこれらを経常一般財源と同じものと捉え

ています。発行した額が分母の額に加わるため、赤字地方債を発行すればするほど、指数が良くなるということが生じます。このことにより、2003(平成15)年度は②の方式で計算すると6.4ポイントも悪化するにも関わらず、①の方式で計算すると0.9ポイントの悪化にとどまるということが生じています。

□ 国立市の経常収支比率の推移

国立市の経常収支比率の推移は図表1-5のとおりです。この図表では、数値の継続性を見るために、①、②の方式の二つの方式での数値の推移を表記しています。

1994(平成6)年度から1997(平成9)年度において100%を超えていた経常収支比率(赤字地方債を経常一般財源としない場合の経常収支比率)は行財政健全化施策により、減少いたしました。しかし2001(平成13)年度以降、国の財政再建と連動する形で、急速に地方財政全体の絞り込みが行われる中で、市の行財政健全化の取



り組みも追いつくことができず、再度反転する結果となっています。2005(平成17)年度以降の減少基調は、景気の一時的な回復や2006(平成18)年度税制改正に伴う定率減税縮小の影響など、市税の伸びに伴う分母(収入)の増加が寄与しています。しかし第5節で見る市税収入の推移のとおり、2007(平成19)年度以降は、市税収入も伸びておらず、再度反転する傾向が続いています。

2009(平成21)年度決算の赤字地方債を経常一般財源としない場合の経常収支比率は国立市102.0、26市平均98.4、赤字地方債を経常一般財源とする場合の経常収支比率は国立市95.8、26市平均93.2です。国立市は近隣市と比べて高い状態にあります。

年度ごとの要因により、高低はあるものの、経常収支比率は10年以上も高水準で推移しています。財政が硬直している状態が構造的に固定化されている状況にあります。この体質を改善することが急務であるといえます。

第3節 歳出 義務的経費・繰出金の推移

■義務的経費・繰出金の推移

□歳出全体の推移

自治体の歳出のうち、人件費・扶助費（福祉サービスにかかる費用）・公債費（借金の返済）を義務的経費と言います。これらは歳出の中で固定的な経費として支出しなくてはならない費用となります。自治体の歳出に占めるこれら経費の割合が増加すると、財政の硬直化につながります。これに加え、国立市では、国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計などの特別会計への繰出金が重い負担となっています。

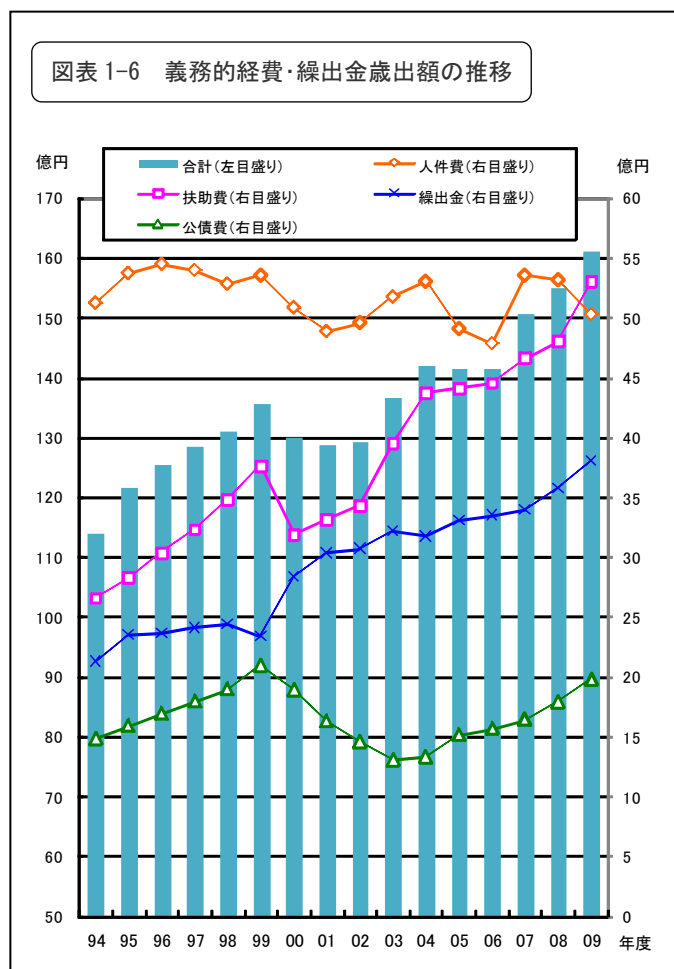
図表1-6は人件費・扶助費・繰出金・公債費が1994(平成6)年度からどのように推移してきたのかを表しています。

□右肩上がりに増加している経費

図の棒グラフが総額を示していますが、全体としては右肩上がりで推移しているのがわかります。

2000(平成12)年度から数年間のように、人件費・公債費の減少、扶助費・繰出金の伸びの鈍化により、一時的に伸びない期間もありましたが、以降は扶助費、繰出金の伸びが大きく、棒グラフが大きくなっています。

1994(平成6)年度に113億9千万円だった額は、2009(平成21)年度には161億2千万円程度と、41.5%の増となっています。



□人件費はほぼ一定

人件費は、年度ごとによって大きく異なる退職金（例えば、2002(平成14)年度4億3千万円／2004(平成16)年度8億8千万円／2006(平成18)年度5億1千万円／2007(平成19)年度、2008(平成20)年度とも10億円）の影響を受けているため、退職金以外は減っているものの、ほぼ一定の額で推移しています。

退職金を定年退職のみと仮定すると、2008(平成20)年度をピークに、今後は3億円～5億円程度で推移していく見込みです。それに伴い、人件費全体も減少基調となることが見込まれています。

□扶助費は倍増

扶助費は、2000(平成12)年度に介護保険制度が開始されたことにより、高齢者関係の扶助費が繰出金（介護保険特別会計への繰出金）に移り、額が一時的に減

少していますが、以降は右肩上がりに増えていきます。1994(平成6)年度に26億6千万円程度でしたが、2009(平成21)年度には53億円程度、実に99.5%増と、約2倍に増えていきます。

近年では、生活保護費・障害者自立支援給付費が増加しており、義務的経費の中で最も大きな額となりました。2009(平成21)年度、生活保護費は13億7千万円、障害者自立支援給付費は10億円です。

特に生活保護費の伸びは著しく、2005(平成17)年度は10億1千万円でしたが、2009(平成21)年度には13億7千万円と、ここ5年間で、26.5%伸びたこととなります。

今後、子ども医療費助成、待機児童対策のための保育所運営委託料など、児童福祉関係の費用も伸びていくことが見込まれており、扶助費は、さらに伸びることが予想されます。

□繰出金もほぼ倍増

繰出金は、2000(平成12)年度の介護保険制度開始による一時的な増に加えて、その後も増加の一途をたどっています。下水道事業特別会計に対して、下水道債の元利償還金として繰り出す額の高止まり、国民健康保険特別会計に対して医療費として繰り出す額や介護保険事業会計に対して介護給付費として繰り出す額の増などにより、扶助費と同様、右肩上がりで増えています。1994(平成6)年度には21億3千万円程度でしたが、2009(平成21)年度に38億1千万円程度、78.9%増です。

このうち下水道会計と国保会計の赤字補てんは大きな問題です。赤字補てんとは、独立採算を原則とする特別会計において、収入が不足

する場合に、その赤字を補てんするために、一般会計から繰り出して補てんする額です。すべて市税等一般財源で負担しなくてはならないため、市財政にとって重い負担となります。

赤字補てん額は、下水道会計2005(平成17)年度1億8千万円から2009(平成21)年度1億9千万円、国保会計2005(平成17)年度6億2千万円から2009(平成21)年度9億1千万円で推移しています。下水道会計は高止まり、国保会計は45.4%増と大きく増加しています。これら特別会計への補てん額の多さは、他の事業を圧迫しているため、対策が急務となります。

□公債費はN字型で推移

公債費は、N字型で推移しています。グラフ上で、最も多い年度が1999(平成11)年度の21億円程度、最も少ない年度は2003(平成15)年度の13億円程度です。この額には、高利率の地方債を納期前に繰り上げて償還する「繰上償還」の額も含まれています。繰上償還を除いた額は次に見る「経常一般財源等で負担すべき額」(図表1-7)のとおりとなります。

近年は増加傾向にあり、2009(平成21)年度は20億円程度となっていますが、繰上償還も2億円程度含まれているため、その分の額を除くと18億円程度となります。

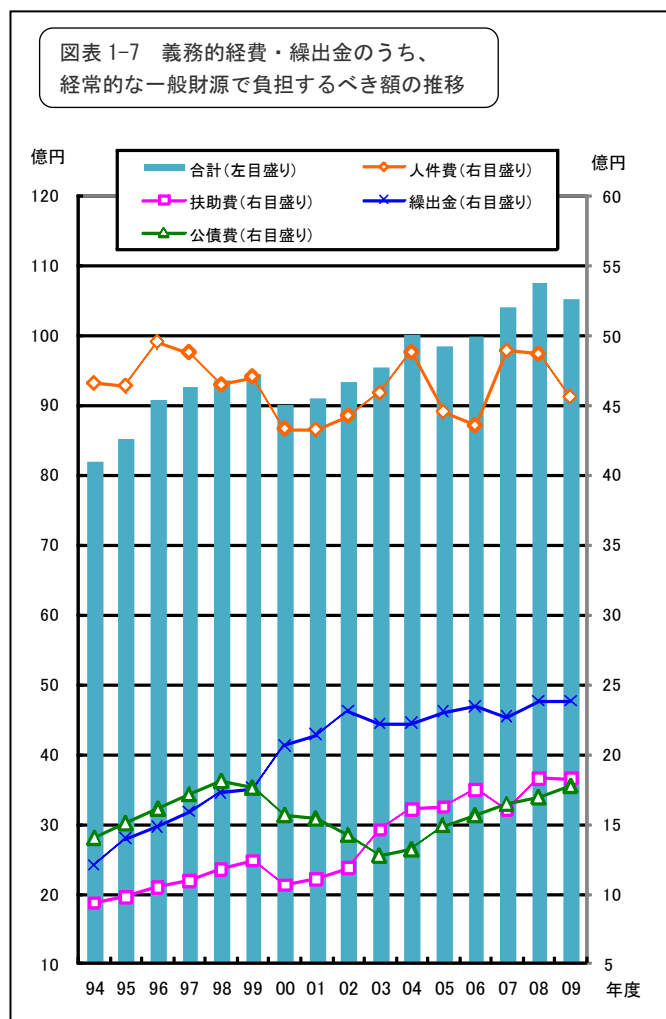
近年の増加傾向は、2002(平成14)年度に国立駅南第2自転車駐輪場用地買収事業で11億円超、2003(平成15)年度に臨時財政対策債を14億円超、2007(平成19)年度に清化園衛生組合跡地用地買収事業で13億円弱の借入を行ったことによる元利償還が本格的になったことによるものです。

■経常一般財源等で負担している額の推移

□経常一般財源等で負担する額

第2節で確認したとおり、経常的にかかる経

費のうち「経常一般財源等」で負担するべき額は、経常収支比率を算出する数式の分子にあた



ります。増減は比率の高低に反映されることとなります。

図表1-6で、義務的経費・繰出金の推移について確認してきましたが、これらの経費のうち「経常一般財源等」で負担すべき額も大きく増えています。図表1-7のとおりです。

□歳出全体と同じ線形で推移

人件費と公債費は、その多くを経常一般財源等で負担するため、歳出額とほぼ同じ線形で推移しています。

扶助費は、1994(平成6)年度から2008(平成20)年度にかけて、事業費がほぼ倍増していましたが、経常一般財源で負担する額も、1994(平成6)年度に9億4千万円程度から、2008(平成20)

年度に18億3千万円と倍増しています。この背景には、2004(平成16)年度から2006(平成18)年度にかけて段階的に制度化された、いわゆる「三位一体の改革²⁾」(国と地方の政府間財政調整機能である、国庫補助金、税源配分、地方交付税制度を一体として改革するもの)の影響もあります。従来国庫補助金で負担していた額を市の一般財源(市税収入の推移の項で後述するように「税源移譲」が行われた)で負担するようになったために、経常一般財源で負担する額が増えたという面もあります。ただ、国立市の場合、後述のとおり実質として税源移譲とはならなかった点、総額は制度変更以上に右肩上がり大きく増えている点により、市の負担は年々重くなっていると言えます。

繰出金も扶助費と同様に倍増しています。経常一般財源で負担すべき額は、1994(平成6)年度の12億円程度から2009(平成21)年度に23億8千万円になっています。1994(平成6)年度から2009(平成21)年度に、事業費ベースでは78.9%増でしたが、経常一般財源等ベースでは97.6%増です。経常一般財源等で負担する割合は高くなっており、前述の繰出金に占める赤字補てん額の高止まりに加えて、繰出金は市財政にとって重く大きい負担です。

²⁾ 「三位一体の改革」の全体像は、地方自治体側から見て、国庫補助負担金改革約△4.7兆円、税源移譲約3兆円、地方交付税改革約△5.1兆円。詳細については、総務省の職員がその間の経緯と内容を記述したものとして以下の文献があります。

佐藤文俊編著『三位一体の改革と将来像 総説・国庫補助負担金(シリーズ 地方税財政の構造改革と運営 第1巻)』(ぎょうせい、2007年)、黒田武一郎編著『三位一体の改革と将来像 地方税・地方交付税(シリーズ 地方税財政の構造改革と運営 第2巻)』(ぎょうせい、2007年)

第4節 歳入 経常一般財源の推移

■歳入 経常一般財源の推移

□経常一般財源

義務的な経費、繰出金が増加しているのを見てきましたが、これらの費用を賄うべき歳入はどのように変化してきたのでしょうか。

前述のとおり、自治体の歳入には一般財源と特定財源があり、一般財源とは使いみちが決められていないお金のことです。生活保護費負担金など、法定で地方自治体が負担すべき額も一般財源で賄われますが、自治体独自の施策展開は一般財源の額に影響されます。一般財源のうち、臨時的に収入されるお金ではなく、毎年経常的に収入されるお金が「経常一般財源」です。

□経常一般財源の内訳

経常一般財源は地方税や譲与税・交付金、経常的に収入される使用料・諸収入のうち道路占

用料のように用途が特定されないものです。

地方税は、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税（1999(平成11)年度まで）の合計です。都市計画税は都市計画事業に充てるという、用途が決められた目的税のため、これには含まれません。

譲与税・交付金で国立市に歳入があるもの、過去にあったものは、普通地方交付税交付金、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金です。

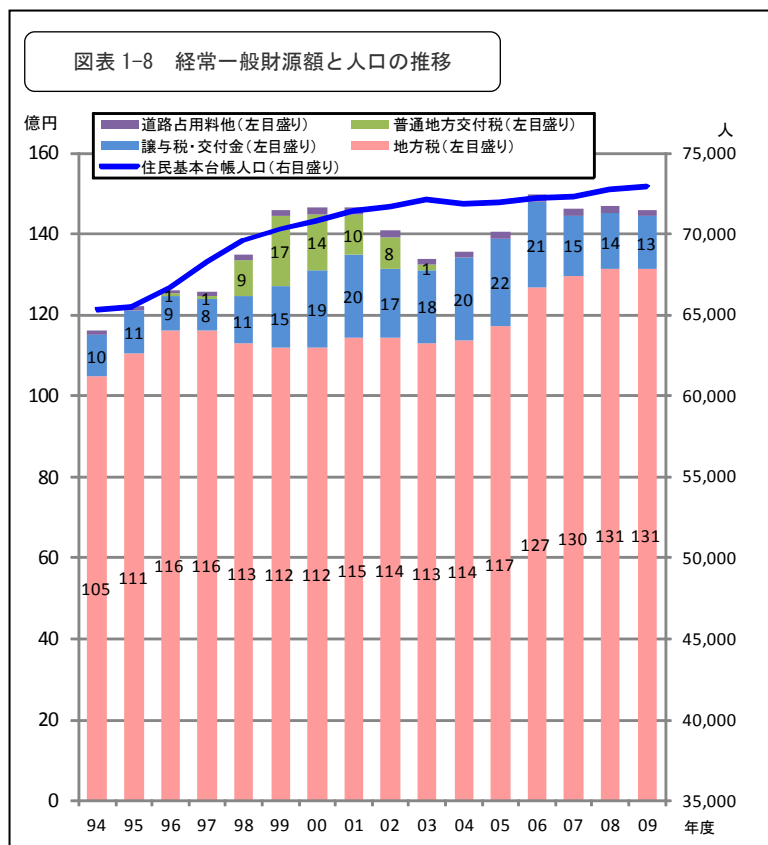
また使用料・諸収入のうち用途が特定されないものは、国立市においてはそのほとんどが道路占用料になります。

□市税が中心の経常一般財源

図表1-8は経常一般財源等の推移を棒グラフで表し、人口の推移を表す折れ線グラフと組み合わせ合わせたものです。譲与税・交付金のうち、普通地方交付税交付金については額がわかるように別に表記しています。

図表で明らかなおとおり、経常一般財源のほとんどを占めているのが市税（地方税）です。

市税の占める割合が最も低い年度は76.4%の2000(平成12)年度、最も高い年度は92.4%の1997(平成9)年度です。最も低い2000(平成12)年度は普通交付税交付金が交付されたこと、高利率だった郵便貯金の定額貯金が



一斉に満期を迎え、一時的に利子割交付金が多額になったことによるものです。最も高い1997(平成9)年度は、消費税が3%から5%(うち1%が地方消費税)に変更された年度にあたります。それまで消費譲与税として交付されていた額が地方消費税交付金として交付されることになりましたが、交付額が平年度化されておらず、その補てんが臨時税収補てん債で行われた結果、市税の占める割合が高くなりました。

昨年度、2009(平成21)年度の割合は90.0%です。経常一般財源はこの間一貫して市税を中心としていると言えます。

日本全国の地方自治体では、地方交付税交付金が経常一般財源の中心という団体がほとんどですが、東京都内の自治体では、市税収入が中心という団体が多くあります。自団体が自由に使えるお金の多くを、自団体が課税した市税収入で得ることができるという点で、全国的に見れば、都内の自治体は裕福であると言えます。ただ国立市は、これまで見てきたとおり、経常的な収入に比べてサービス供給量が多くなっているため、財政状況が良いとは言えない状況が続いています。

□経常一般財源の推移

1994(平成6)年度から人口が急速に増えるにつれて財政需要が増え、経常一般財源も増えていきます。国の景気対策も含めて、地方交付税総額が伸びる中で、国立市においても1996(平成8)年度以降は、普通地方交付税交付金が交付されるようになりました。この間に景気対策として行われた政策減税³も、1999(平成11)年度以

³ 政策減税は、景気浮揚を目的とした国の施策であるため、地方税が減収になる分は、1999(平成11)年度以降は、3/4が国から実額で交付される「地方特例交付金」で、1/4は市が借金し将来の地方交付税で元利償還金が措置(交付税措置)される「減税補てん債」で補てんされました。交付税措置の実態については、赤字地方債の説明のとおりですが、理論上では、地方交

降は減収分の3/4が国から交付される地方特例交付金によって措置されており、このことはグラフの譲与税・交付金の増で確認できます。

しかし2001(平成13)年度から地方交付税制度が改正され、基準財政需要額の臨時財政対策債への振替が始まり、以後地方交付税総額の急速な絞り込みが行われました(図表1-4参照)。それに伴い、国立市も普通地方交付税交付金が交付されない不交付団体となり、経常一般財源は減少していきました。第1節で確認したとおり、この間の2003(平成15)年度から2005(平成17)年度は臨時財政対策債を多く発行することによって収支不足に対処しています。

その後、景気の一時的な回復もあり、2006(平成18)年度は経常一般財源が最も多い年度となりました。税制改正に伴う定率減税縮小の影響など、市税の伸びによるものと、三位一体の改革により減った国庫補助負担金分が、税源移譲に先行する形で、地方譲与税によって交付されていたことも大きく影響しています。

しかし翌2007(平成19)年度に行われた税源移譲は、次節で見るとおり国立市にとってはマイナスの影響を与えました。結果、以降は景気停滞の影響とともに経常一般財源の伸びが全く見られない傾向が続いています。

このような状況の中で、市税収入の伸びが大きく見込まれれば、硬直した財政状況を好転させることにつながります。しかし次節で見るとおり、現状では大きな期待が持てません。

右肩上がりでも推移している義務的経費・繰出金を歳出面からどのようにしていくのか、市税を増やす努力とともに、特定財源としての使用料・手数料などをどのようにしていくのが課題となっています。

付税は減収額を補てんする機能を有していると位置づけられるため、政策減税に対する国の補てん措置は、地方自治体にとって完全なものであったとされます。

第5節 市税収入の推移

■市税収入とは

□市税収入の種類

経常一般財源のほとんどを占める市税は、市の施策展開に必要な大変重要な歳入です。市税の主なものは以下のとおりです。

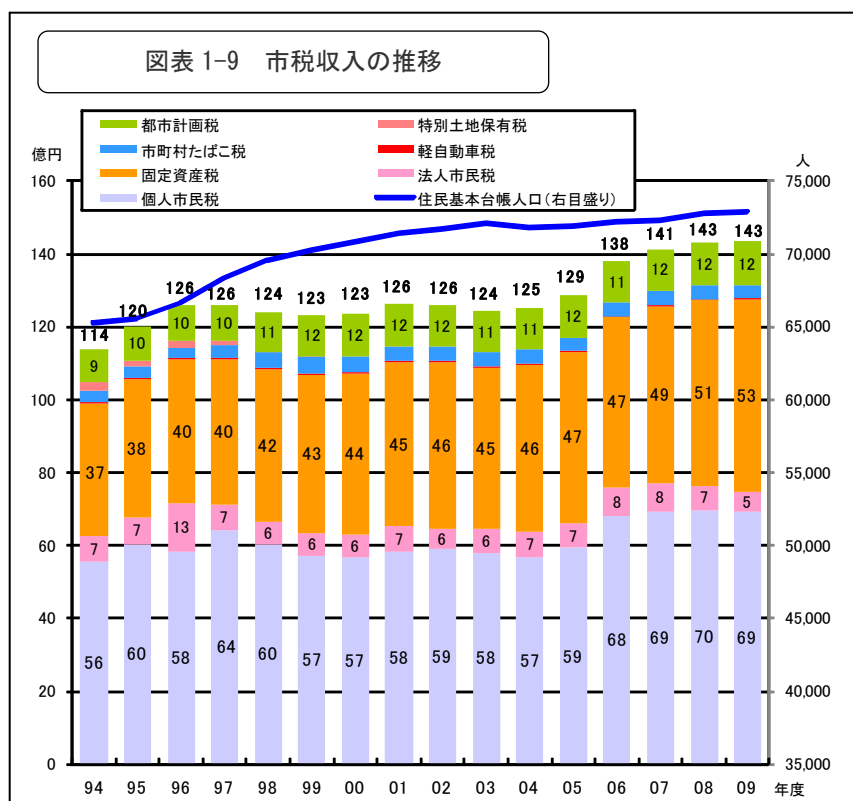
○市民税（個人分）：「個人市民税」と呼ばれます。個人の前年1月から12月の所得に対して課税される税です。均等割と所得割があります。均等割は3,000円、所得割は総所得額から社会保険料控除などの所得控除額を引いた課税所得額に6%をかけた額から寄附などで控除される額（税額控除）を引いた額です。

○市民税（法人分）：「法人市民税」と呼ばれます。均等割と法人税割があります。均等割は資本金等の額及び総従業員数に応じた定額、法人税割は資本金等の額に応じた定率（12.3%～14.7%）を国の税金である法

人税にかけた額です。

○固定資産税：土地、家屋、償却資産（これらを「固定資産」といいます。）に課税される税です。固定資産の価格（評価額）を基にして決定された課税標準額の1.4%が課税額となります。土地及び家屋について固定資産の価格（評価額）は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価し、市町村が決定します。償却資産は取得価格を基礎とし、減価を考慮し価格を決定します。土地と家屋の価格は3年ごとに評価を見直しています（評価替え）。課税標準額はその評価額を基に計算します。土地は、商業地の場合は評価額の70%、住宅用地的場合は評価額の1/6または1/3の額を原則としています。家屋と償却資産は原則評価額が課税標準額となります。

○都市計画税：固定資産税と同じ土地、家屋に課税される税です。償却資産には課税されません。課税標準額は固定資産税と同じ計算により算出されます。税率の上限（本則）は0.3%ですが、国立市は現在、0.27%です。都市計画事業などに充てるための目的税で、市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域で、山林や農地など）は課税されません。



□国立市の税収の特徴

図表 1-9 は税目ごとの収入額の推移と人口の推移を表したものです。国立市の税収の特徴は、個人市民税と固定資産税が中心であるという点にあります。法人市民税が例年の倍程度の13億円超あった1996(平成8)年度を除き、それ以外の年度ではこの二つの税による収入が、市税全体の収入の80%を超えています。特に2009(平成21)年度は、法人市民税が1994(平成

6)年度以降で最も少なかったこともあり、両税で85.2%を占めるに至っています。

税の中で個人市民税・固定資産税は、景気動向に大きく左右されない税目とされます。両税を中心としていることから、国立市にとっては安定的な財源を保持しているとも言えますが、逆に法人市民税の厚みが薄いことが、歳入の弱い点であるということもできます。

■個人市民税の推移

□個人市民税の推移の全体像

1994(平成6)年度に56億円だった個人市民税収は、1997(平成9)年度に一時的に64億円と増えているものの、1998(平成10)年度から2005(平成17)年度まで60億円弱で推移しています。2006(平成18)年度に急激に68億円と伸び、以降2009(平成21)年度までは70億円弱で推移しています。この推移を地方税制度の改正と人口の推移を基に確認していきます。

減税は、1994(平成6)年度、1995(平成7)～96(平成8)年度、1998(平成10)年度、1999(平成11)～2006(平成18)年度(2006年度は縮減)に行われました。一時的に税収が増えている1997(平成9)年度は政策減税の行われなかった年です。政策減税が行われていた時期は、税収が抑制されていたと言えます⁴。ただ、政策減税だけが税収の変動要因ではありません。政策減税が行われていた期間は、折れ線グラフが示すように、人口が伸びていた時期にあたります。同じ制度下で同じ所得分布であれば、人口が増えれば税を負担する人が増えるため、市税収入も連動して増えるはずですが、しかし税収は伸びていません。人口の伸びが市民全体の所得の合計の伸びに寄与しなかった、すなわち一人あたりの平均所得は増えなかったと考えられます。一時的に多額の収入があった方がいたなど、年度によって増減理由はあります。しかし経年変化として捉えた場合、市民の所得の合計が伸びなかったことが、この間の税収が停滞した原因であると考えられます。

□地方税制度の改正とは

地方税は国会で定める法律(地方税法)によって制度が作られ、税率やどのような対象に対し、どのくらいの額を控除するのか等が決まります。地方税法は状況に応じて改正、施行され、税収に大きな影響を与えます。

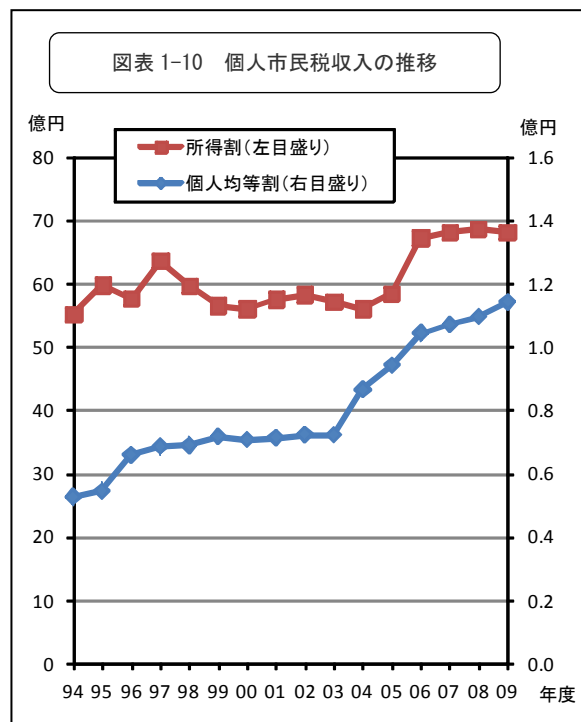
図表 1-14 はこの間の個人市民税に関する税制改正の主な内容をまとめたものです。市にとって税額が増えることになるもの、減ることになるものの二つに分けて整理しています。この表と個人市民税収は連動しています。

□政策減税の影響

1994(平成6)年度から2005(平成17)年度までの税収の停滞には、政策減税の影響を見ることができます。景気浮揚を目的とした国の政策

□2006(平成18)年度の伸びと三位一体の改革による税源移譲

⁴ この定率減税による税収減の補てん措置については、P.13の注3をご参照ください。



2006(平成 18)年度から税収が大きく伸びていますが、政策減税の縮減、控除対象の縮小が行われたことによるものです。また一時的に多額の所得があった方がいた影響もありました。前年度より 10 億円弱、15%の増です。

2007(平成 19)年度には、「三位一体の改革⁵⁾」の一つである国から地方自治体への税源移譲が行われました。2004(平成 16)年度から2006(平成 18)年度にかけて段階的に制度化され、地方自治体全体で見た場合、国からの補助負担金が削減され、その分税が移譲されることになりました。市区町村自治体にとっての税源移譲の中身は、所得の 200 万円未満の部分 3%、200 万円以上 700 万円未満の部分 8%、700 万円以上の部分 10%を税率とする超過累進税率制度から、一律に所得の 6%を税率とする定率税率制度への変更です(地方自治体にとって増収となる分は国税である所得税で減税となったため、納税者一人ひとりの税負担は理論上同じという制度に設計されています)。

⁵⁾ 三位一体の改革の詳細については、P. 11 の注 2 に記してある参考文献をご参照ください。

□国庫補助負担金の減に見合わなかった税源移譲額

ただ、この税率変更では、市民全体の所得に占める税金の割合が 6%を超えている自治体は減収になります。所得水準の高い方が多くいる、主に都市部の一部の自治体が該当します。国立市は所得の高い人の割合が高かったために、これに該当しました。

全国的に捉えると、税源の豊かなところから乏しいところへの移転が行われたこととなります。高所得層は都市部に偏っているため、これまで都市部に偏在していた税源を地方に配分することで「税源偏在の是正」という点から社会的公正に資するという面はあります。しかし国立市の財政にとっては厳しい結果です。国立市は、国庫補助負担金の穴埋めとなるべく税源移譲が逆にマイナスとなることにより、三位一体の改革により、国庫補助負担金の減と地方税収入の減という二重の財政的負担がかかったこととなります。

□2007(平成19)年度税源移譲の影響の大きさ

2006(平成 18)年度に縮小された定率減税が、2007(平成 19)年度に廃止となったため、2007年度は市税収入が微増しています。しかし2006(平成 18)年度から2007(平成 19)年度における、個人市民税所得割の多摩 26 市合計の伸び率 11.66%、平均伸び率 13.37%に対し、国立市は 1.31%という微々たる率です。税源移譲によるマイナスの影響がいかに大きかったかを表しています。

個人市民税は前年度の所得に対して課税されるため、2007(平成 19)年度の所得に対する課税となった 2008(平成 20)年度も微増(現年課税分は 0.45%増)しています。しかし2009(平成 21)年度は、景気低迷の影響を受け、現年度課税分では△1.51%と、減少に転じまし

た。多摩 26 市合計伸び率が△1.52%、平均伸び率は△1.64%であったため、同程度に落ち込んだこととなります。2010(平成 22)年度では

さらに落ち込むことが見込まれていることから、個人市民税収を歳入の柱とする国立市にとっては大変厳しい状況が続くこととなります。

■法人市民税の推移

□法人市民税の推移

額が大きくないこともあり、図表 1-11 のとおり、あまり変化しないで推移しています。

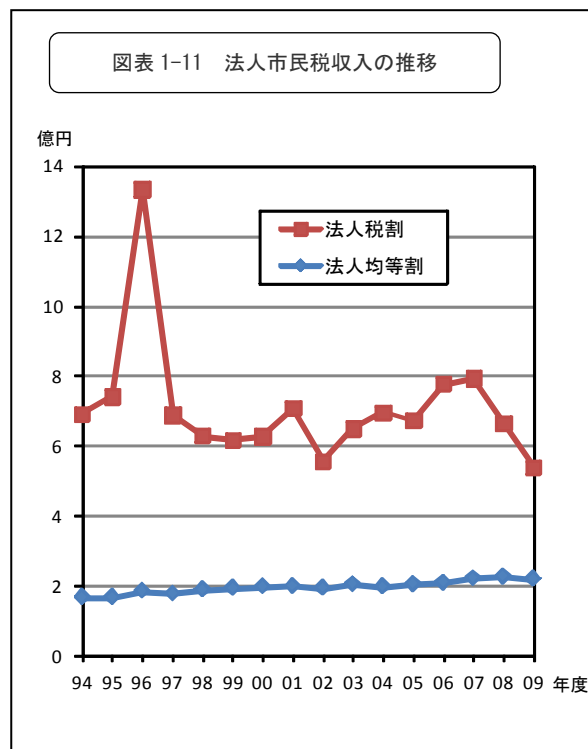
1996(平成 8)年度は、未申告の一法人が過去の分を一括して申告納付したため、一時的に 13 億円となりましたが、他の年度は 5~8 億円程度で推移してきました。

グラフの動きには明確に表れていませんが、この間には、国立市にとっての高額納税法人が事業所を市外に転出したり、他の高額納税法人が市外の事業所を市内の事業所に統合したりしています。景気動向に大きく左右される税目ですが、市内法人の動向により法人市民税は影響を受けます。

また、法人税割の課税標準額である、国税の法人税率は 1990(平成 2)年度 37.5%→1998(平成 10)年度 34.5%→1999(平成 11)年度以降 30.0%(当初景気浮揚を目的とする政策減税として始められましたが、2006(平成 18)年度に恒久化され、現在にいたっています)で推移しています。グラフで見える限り、税率の変化の影響も、国立市にとっては限定的であると言えます。

直近の 2009(平成 21)年度決算は、約 5 億 4 千万円でした。2008(平成 20)年度以降の景気低迷の影響を受けたことに加え、市内の多額納税法人が市外転出した影響も受け、1994(平成

図表 1-11 法人市民税収入の推移



6)年度以降、最も少ない額となっています。

2008(平成 20)年度に企業誘致促進条例を制定し、企業誘致施策を展開しており、2010(平成 22)年 12 月現在では 4 社の指定を行っていますが、法人市民税収という点で、すぐに効果が出る施策ではありません。

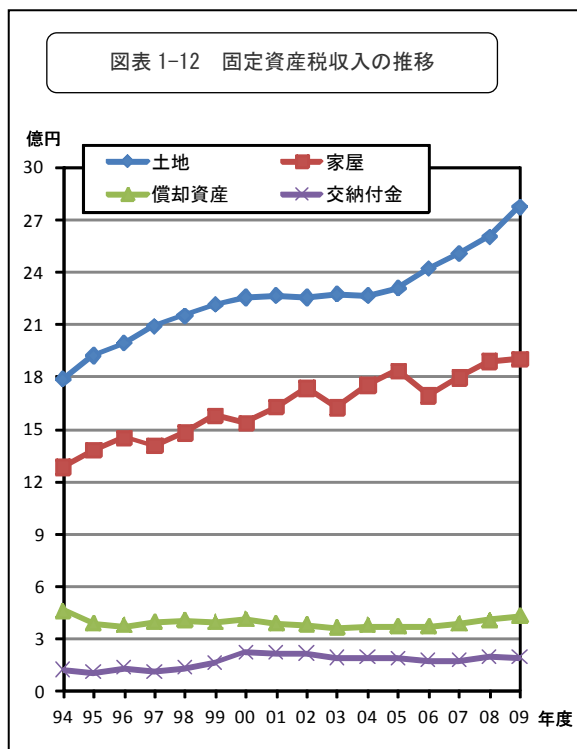
現段階では、今後大きく伸びることが見込まれないことから、国立市税収にとって薄い法人市民税収がさらに薄くなることが懸念されています。

■固定資産税・都市計画税の推移

□固定資産税の推移の全体像

1994(平成 6)年度に 37 億円から、毎年度少しずつ増え、2009(平成 21)年度では、1994 年

度に対して 45%増の 53 億円の収入となっています。同時期で、土地は 18 億円から 28 億円で 55%増、家屋は 13 億円から 19 億円で 48%増



です。固定資産税は主な税目で最も大きな伸びを示しています。その結果、市税収入に占める固定資産税の割合も高くなっています。

□土地の伸びの背景

固定資産の価格（評価額）を見直す評価替えは3年ごとに行っており（直近では2009(平成21)年度)、土地に関しては、1990年代初頭のバブル景気崩壊以降、地価は徐々に下落しているという印象があると思います。一時的な高低はあるものの、傾向としては下がっているにも関わらず、それに反して大きく税収は増えています。

その理由は、1994(平成6)年度に「評価の均衡を図るため、宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格等の7割を目途とする評価替え⁶」が行われたことによるものです。

⁶ 監修：総務省自治税務局固定資産税課・資産評価室『平成22年度固定資産税のしおり』（財団法人資産評価システム研究センター、2010年）。固定資産税の詳細については同書をご参照ください。同センターより固定資産税係に届いており、窓口でお渡しできます。

それまでの評価額は、隣接市をはじめ、地域的な水平調整はされていたものの、それぞれの自治体の過去からの経緯に基づいていたため、全国的には時価との割合が必ずしも一定ではありませんでした（地価公示価格等の3割程度が多かったと言われています）。この制度改正により、全国で統一的な評価基準が設けられることとなりました。

ただそれまで評価水準にばらつきがあったため、場所によっては急激に評価額が上がり、その評価額をもとに計算すると、課税標準額が急増する土地が生じます。その激変緩和措置として、徐々に課税標準額を上げ、本来の課税標準額（本則課税標準額）に近づくように「負担調整措置」がとられました。これにより、急激に負担が増えることを抑え、なだらかな階段状に負担が増えていく制度となりました。

つまり1994(平成6)年度以前の評価額があまりに低かったために、負担調整措置によってゆるやかに上げていった課税標準額と地価の下落に伴い修正された評価額により算出された本則課税標準額との間で開きがあるため、その差が解消するまで、固定資産税が伸びる結果となったのです。

ただ、この負担調整措置による課税標準額の増も、国立市では頭打ちとなってきています。負担調整措置によりゆるやかに上昇してきた課税標準額が本則課税標準額となってきたため、これ以上の伸びはあまり期待できません。地価の上昇が見込めない現状では、土地の税収の伸びは、これまでと同じようには望めない状況にあると言えます。

□家屋の伸びの背景

家屋の評価額は、新築家屋の場合「固定資産評価基準」により新たに評価額を決定しますが、新築以外の家屋（在来分家屋）は、土地同様3

年ごとに評価替えを行っています。

在来分家屋の評価替えによる評価額は、「前回評価替え年度の再建築価格⁷×再建築費評点補正率(建築物価の変動割合)⁸×再建築経年減点補正率⁹」で求められ、前年度評価額を上回る場合は、前年度評価額に据え置かれます。そのため物価変動がないか下がる場合(=建築物価の変動割合が1または1以下の場合)は、全く新しい家屋が建築されないと仮定すると、評価額が下がり、税金も徐々に減少していくことになります。逆に、減少していく額より、新しく建てられた家屋によって増える額の方が大きい場合は、税金増につながっていくことになります。

国立市では、図表 1-9「市税収入の推移と人口の推移」で表わされているように、1994(平成 6)年度以降、人口が徐々に伸びています。これはマンション建設増などにより新築家屋が増えたことによる影響もあります。新築家屋が多くあったことから固定資産税家屋分の税金が伸びてきたと言えます。

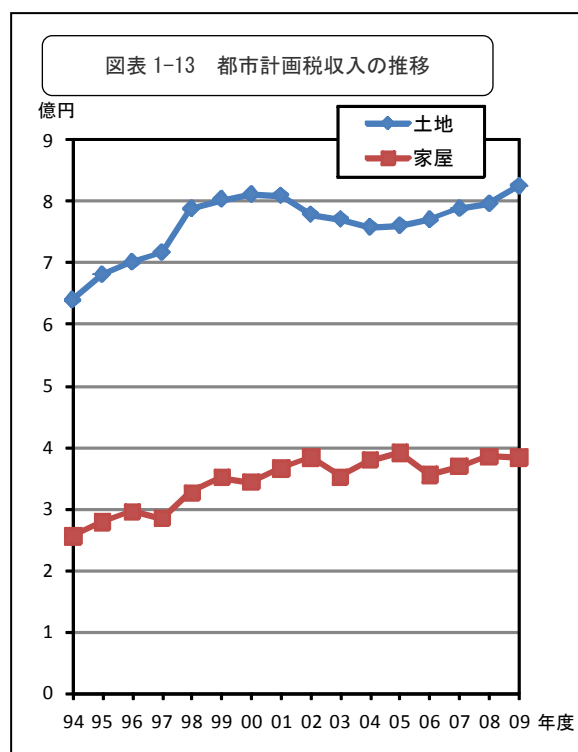
□都市計画税の推移

都市計画税収入は図表 1-13 のとおり推移しています。税率は、1998(平成 10)年度に 0.26% から 0.28% に、2002(平成 14)年度に 0.28% から 0.27% に改定されて、現在に至っています。急激に税金が増えている 1998(平成 10)年度と、それまでの上昇傾向に反して、減少している

2002(平成 14)年度は、以上の税率改定の影響の表れです。

2002 年(平成 14)年以降は、税率が一定のため、家屋に関しては固定資産税と同じ線形を描いています。土地に関しては、上記の「負担調整措置」が異なっていた時期があり、固定資産税より先に負担調整がほぼ終了したため、グラフの線が同じではありません。

都市計画税は、税率の上限(本則)が 0.3% であるため、その範囲内で各自治体が税率を決定しています。都市計画事業の実施状況や他市との均衡を考えて、現在の税率となっていますが、今後の税率に関しては、都市計画事業費の規模と市の財政状況によって検討されることになります。



⁷ 再建築価格：評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費(前掲『平成 22 年度固定資産税のしおり』より)

⁸ 再建築費評点補正率：その年度の 1 月現在の物価水準により算定した工事原価に相当する費用と 3 年前の 1 月現在の当該費用との割合で、建築物価の変動を反映させるために用います。

⁹ 経年減点補正率：家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたもの(前掲『平成 22 年度固定資産税のしおり』より)

図表1-14 税額に影響を与える市民税の税制改正の主な内容

年度	税額をプラスに作用	税額をマイナスに作用
1994(6)		<p>■政策減税(単年度) 所得割額の20%相当額(20万円を限度)を控除</p> <p>■扶養控除額の変更 特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満の扶養親族)に係る扶養控除の額に3万円を加算。36万円→39万円。</p>
1995(7)		<p>■所得割税率対象基準の変更 160万円以下の部分3%、160万円超550万円以下の部分8%、550万円超の部分11%⇒200万円以下の部分3%、200万円超700万円以下の部分8%、700万円超の部分11%</p> <p>■政策減税の開始(95年～96年) 所得割額の15%相当額(2万円を限度)を控除</p> <p>■人的控除(基礎・扶養など)額の変更 全ての人的控除の額に2万円を加算。</p>
1996(8)	<p>■均等割額の変更 均等割の額変更。国立市は2,000円→2,500円</p>	
1997(9)	<p>■所得割税率の変更 700万円超の部分11%⇒12%</p> <p>■政策減税の廃止 定率減税の廃止：所得割額の15%相当額(2万円を限度)減額を廃止</p>	
1998(10)		<p>■政策減税(単年度) 都道府県民税、市民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円等、所得割額を限度)を控除</p>
1999(11)		<p>■政策減税の開始 (99年～06年)所得割額の15%相当額(4万円を限度)を控除 (99年～恒久化)所得割税率の変更：700万円超の部分12%⇒10%</p> <p>■扶養・配偶者控除額の変更 扶養・配偶者控除の変更：同居特別障害者、特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満の扶養親族)に係る控除の額にそれぞれ2万円を加算。</p>

年度	税額をプラスに作用	税額をマイナスに作用
2000(12)		■扶養控除額の変更 特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満の扶養親族)に係る扶養控除の額に2万円を加算。43万円→45万円。
2004(16)	■均等割額の変更 人口段階別の税率区分を廃止し、一律3,000円。国立市は2,500円→3,000円。	
2005(17)	■均等割の対象者の変更 生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の撤廃。段階実施。1/2の額で課税。 ■配偶者控除の変更 配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止。33万円→0円	
2006(18)	■政策減税の縮減 定率減税の段階的縮減：所得割額15%(上限4万円)→所得割額7.5%(上限2万円)に変更 ■均等割の対象者の変更 生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の撤廃。段階実施。1/2→0に。 ■控除対象・控除額の変更 公的年金等控除額の減額・高齢者控除の廃止	
2007(19)	■政策減税の廃止 定率減税の廃止：所得割額7.5%(上限2万円)の廃止 ■税源移譲 三位一体の改革に伴う税源移譲：所得割：所得200万円以下の部分3%、200万円超700万円以下の部分8%、700万円超の部分10%⇒額に関わらず一律6%。譲渡所得に関してもそれぞれ定率に変更。 ※高所得の方が多く、平均税率が6%を超えていた場合、その自治体は減収となります。年度によって異なりますが、国立市は平均税率が高い自治体であったため、以前よりマイナスとなる年もあります。	

第6節 地方債・基金の推移

■地方債の推移

□地方債の分類

第1節収支の推移「赤字地方債と交付税制度」で触れたとおり、地方債は原則として、地方財政法第5条に限定列举されている項目である公共施設等の建設事業（資産形成につながるもの）などのためにのみ起債することが可能なものです。これは建設公債主義と言い、財政運営の規律を法的に担保するものと言えます。この原則に基づき発行される地方債を「建設事業債」と呼びます。

一方で、歳入不足の際に、応急的な財源手当てをするために、臨時財政対策債や減税補てん債など、経常的な支出（扶助費や人件費など）に充当することができる地方債もあります。この地方債を「赤字地方債」と呼び、期限つきで法定化し、あくまで特例として発行することが

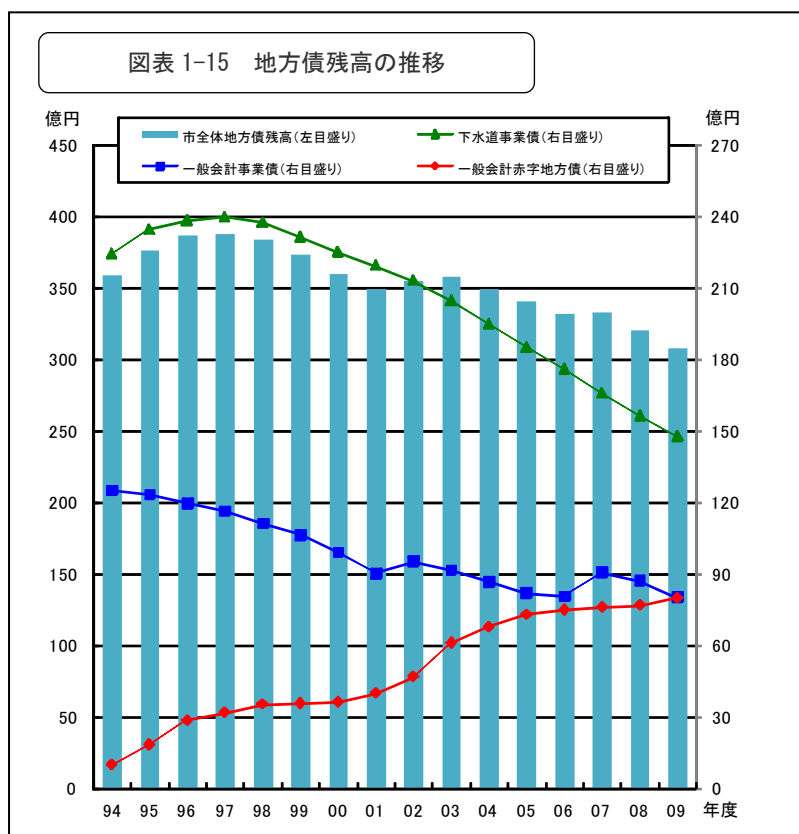
できるようにしている地方債です。

また会計別の分類として、一般会計制度に基づいて発行する「普通会計債」、水道事業や病院事業、下水道事業など地方公営企業が発行する「公営企業債」があります。

□グラフの分類

上記の分類に基づき、ここでは、一般会計が「建設事業」として発行した地方債を「一般会計事業債」、一般会計が「赤字地方債」として発行した地方債を「一般会計赤字地方債」、下水道事業特別会計が下水道建設事業のために発行した「公営企業債」を「下水道事業債」に分類し、グラフ化しています。中央線連続立体交差事業の負担金として東京都に支出した額に対する起債など、他団体の資産形成に資する

事業に対する地方債も「一般会計事業債」に分類しています。市全体の地方債残高を棒グラフ（左目盛り）で、各分類別残高を折れ線グラフ（右目盛り）で表しています。



□地方債残高は減少基調

市全体の地方債残高は、1997（平成9）年度末の約388億円をピークに減少し、増減はあるものの、減少基調で推移し、2009（平成21）年度末には約308億円です。ピーク時から約80億円、率にして約20.6%減少しています。

この主な要因は下水道事業債の減少によるものです。

1994(平成6)年度にすべての市民が下水道に接続できるまで整備が進んだため、1997(平成9)年度をピークに、以降は減少に転じました。

また一般会計も事業債については、事業を精査することにより、借入額を抑制してきました。前年度よりも残高が伸びている2002(平成14)年度は国立駅南第2自転車駐輪場用地買収事業(起債額11億3,800万円)が、2007(平成19)年度は清化園衛生組合跡地用地買収事業(起債額12億5,400万円)があったことによるものです。

□赤字地方債は増加基調

一方で、一般会計の赤字地方債は右肩上がりです。特に臨時財政対策債の残高の

伸びは大きく、2003(平成15)年度には14億2,080万円もの額を借り、財政運営を行っています。現在の見込みでは、2010(平成22)年度末残高は、赤字地方債が事業債を超える状況となることが想定されます。

国立市では、赤字地方債は、将来世代が納めていただく市税を現在世代が先食いするものと認識しています。臨時財政対策債の借入に頼らない財政運営を行っていかねばなりません。現状では達成することができていません。行財政改革の進展、景気動向の影響もありますが、赤字地方債に頼らない財政運営は、今後も変わらない大きな課題であると言えます。

■基金の推移

□基金の分類

基金は、主に資金を積み立てて活用する基金(「積立基金」と定額の資金を運用するために設けられた基金(「定額運用基金」)の二つに大別されます。このうち資金を積み立てて活用する基金には、年度間の収支を調整するために用いられ、目的を問わずに使うことができる「財政調整基金」と、特定の目的のために用いられる「特定目的基金」に分類されます。

□国立市にある基金

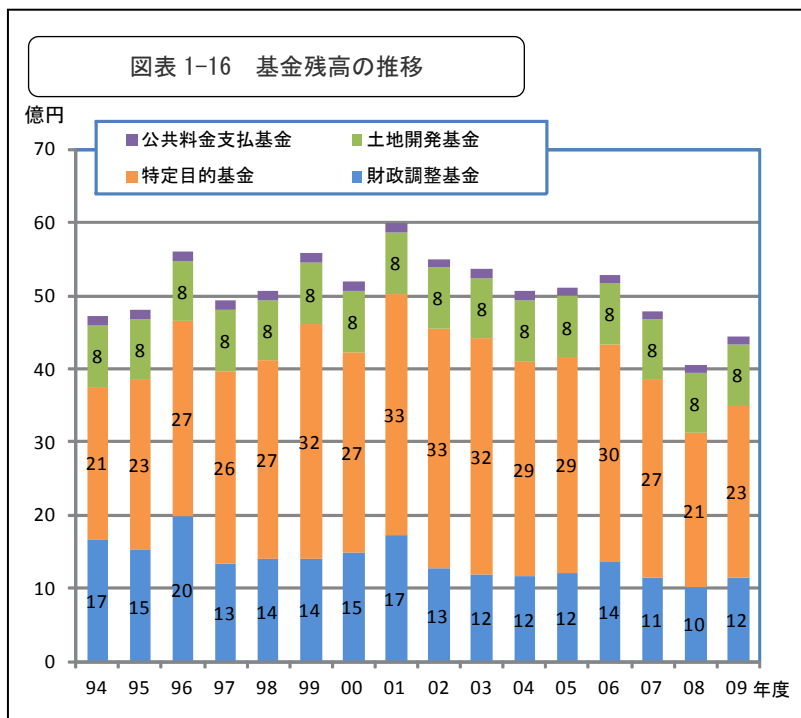
基金は条例に基づいて設置されます。現在国立市の一般会計にある基金は、以下のとおりです。説明の「」は条例に定められた目的です。

○積立基金

- ・**財政調整基金**：「年度間の財源の調整をはかり、財政の効率的執行と健全な運営に資する」ことを目的とする基金です。目的を問わず一時的な収支不足に用いられます。
- ・**職員退職手当基金**：「職員の退職に伴う退職手当の支払にあてる」ことを目的とする基

金です。団塊の世代など、大人数の職員が一斉に定年退職を迎える時には、その年度に大きな支出が生じます。基金を活用し、当該年度の負担を軽くします。

- ・**公共施設整備基金**：「公共施設の整備資金及び国立市を組織団体とする一部事務組合の公共整備に係る国立市の負担金に充てる」ことを目的とする基金です。国立市開発行為指導要綱に基づく収入などを積んでいます。
- ・**青少年海外派遣基金**：「青少年の海外派遣事業を行う」ことを目的とする基金です。額を1億円とし、そこから生じる収益を事業に使うこととしています。現在は事業自体を停止しています。
- ・**高齢者福祉基金**：「高齢者が地域社会で心豊かに安心して暮らせる施策を安定的に推進する」ことを目的とする基金です。現在は特別養護老人ホームの建設費補助などに充当されています。



ことを目的とする基金です。土地開発公社に全額貸し付けています。

・公共料金支払基金：「公共料金支払事務を円滑かつ効率的に行う」ことを目的とする基金です。

基金の推移

基金残高が最も多い年度は2001(平成13)年度の59億8,300万円程度です。大規模事業がほとんどなく、税や普通地方交付税交付金が見込みより多く収入されたことにより、公共施設整備基金を4億4,200

・鉄道連続立体交差化整備基金：「中央線三鷹・立川間の鉄道と道路の連続立体交差化の整備に必要な資金に充てる」ことを目的とする基金です。連続立体交差化事業負担金に毎年度少しずつ充てられています。

・道路及び水路の整備基金：「狭あい道路等、水路及び緑地等の整備の資金に充てる」ことを目的とする基金です。公図上で道路であった土地(赤道)や水路であった土地などを売却した収入を積んでいます。

・母子家庭等の自立及び子育て支援基金：「母子家庭等の自立支援施策及び児童が健やかで心豊かに育まれる環境を確保する施策を安定的に推進する」ことを目的とする基金です。母子施策に充てられています。

〇定額運用基金

・土地開発基金：「公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかる」

万円純積立できたことによるものです。以降は減少基調が続き、2007(平成19)、2008(平成20)年度は、団塊の世代が大量退職した年度となったため、職員退職手当基金をそれぞれ2億2,600万円弱、4億円取り崩しています。2008(平成20)年度には、徐々に取り崩していた連続立体交差化整備基金などに加え、小学校校舎等耐震事業等の事業のために公共施設整備基金も取り崩しており、基金が大きく減少しています。直近の2009(平成21)年度は、国の補正予算によって交付された補助金を一時的に基金に積んだことにより増となりました。

近年では計画的に基金を取り崩しているというよりも、不足する財源の手当てに用いている状況にあります。計画的な活用が必要ですが、収支状況に左右されているのが現状です。

各施設の老朽化が著しく、施設の改修が必要になっています。今後はそれへの対応のためにも基金を計画的に積み立てて、資金の手当てを図っていく必要があります。

第2章

多摩26市

財政狀況比較

第2章のはじめに

「はじめに」で記したとおり、本章では、他団体との比較から国立市の位置・特徴と、より細かい分類での経年変化を見ていきます。比較を行うにあたり、住民基本台帳人口一人あたりの2009(平成21)年度決算額(速報値)を用い、多摩26市、26市平均及び26市内類似団体平均を棒グラフにすることにより視覚的に表しています。歳入、性質別歳出、目的別歳出の順序で確認していきます。

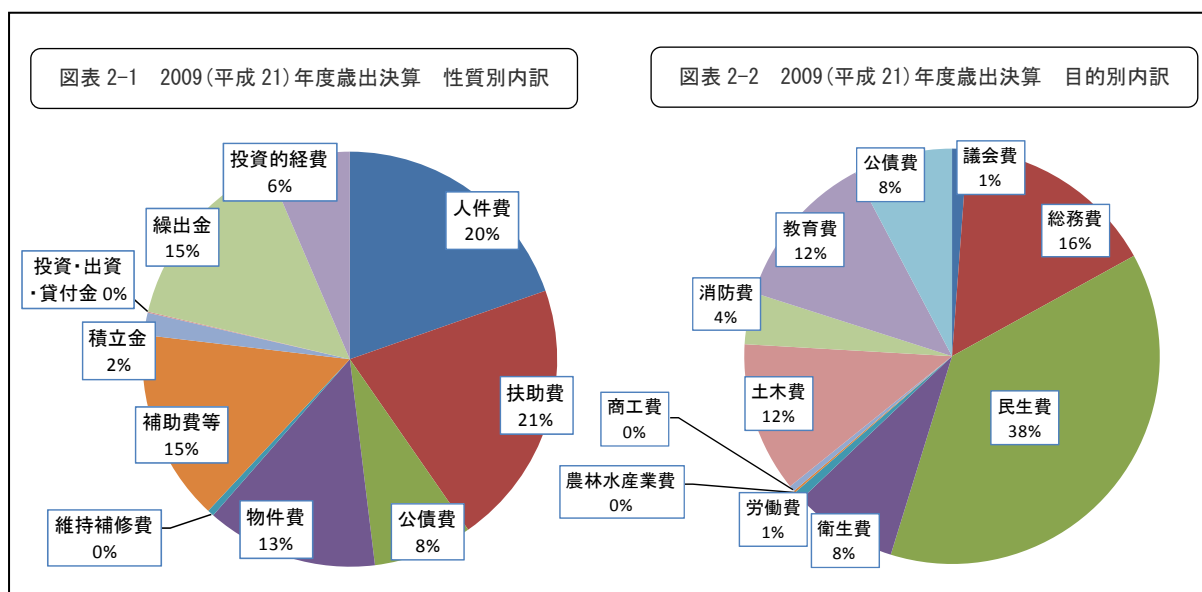
□類似団体とは

「人口」と「産業構造」をもとに市町村を類型化したもので、同じ類型の団体と比較することにより、市の財政状況を把握することができます。国立市は「Ⅱ-3」という類型に位置づけられており、多摩26市のうちで国立市と同じ位置づけの市は、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、稲城市、武蔵村山市、あきる野市の7団体です。

□性質別歳出と目的別歳出とは

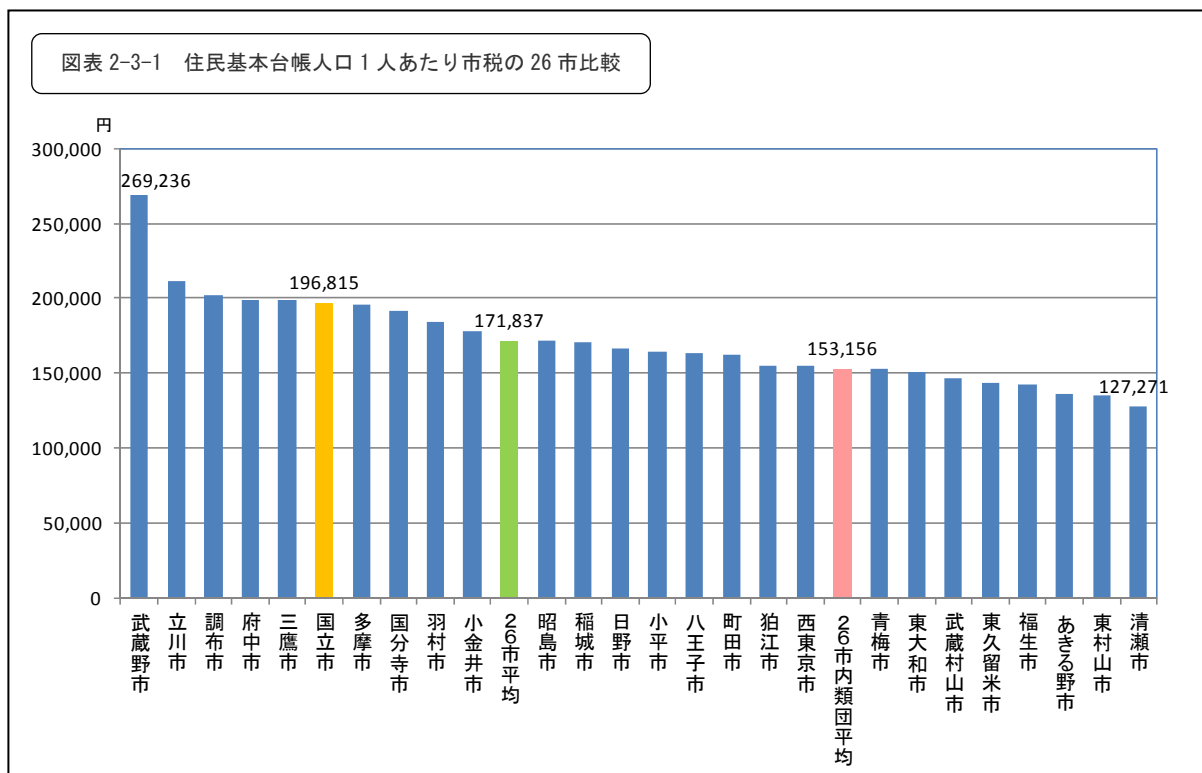
「性質別歳出」とは、人件費や扶助費といったように歳出を横断的に見た分け方を言います。一方、「目的別歳出」とは、経費を行政目的に応じて区分したもので、議会費や教育費といった分け方を言います。目的別歳出で民生費の構成比が大きい市は福祉に力を入れているように見えますが、性質別歳出で人件費の割合が大きかった場合、住民に対する福祉サービスへの支出は少ないかもしれません。財政を分析する際には、「性質別歳出」と「目的別歳出」の両方から見る必要があります。

ただ、定額給付金事業(国立市の事業費で約11億円)があった2009(平成21)年度は、定額給付金事業の目的分類が各市の判断とされたため、単純に比較できません。



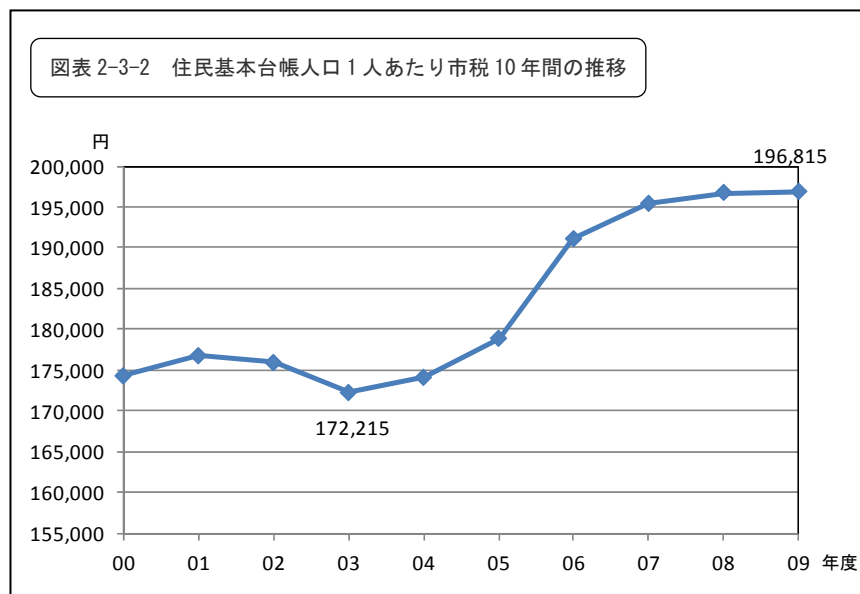
第1節 歳入の比較

■市税の比較



□概要

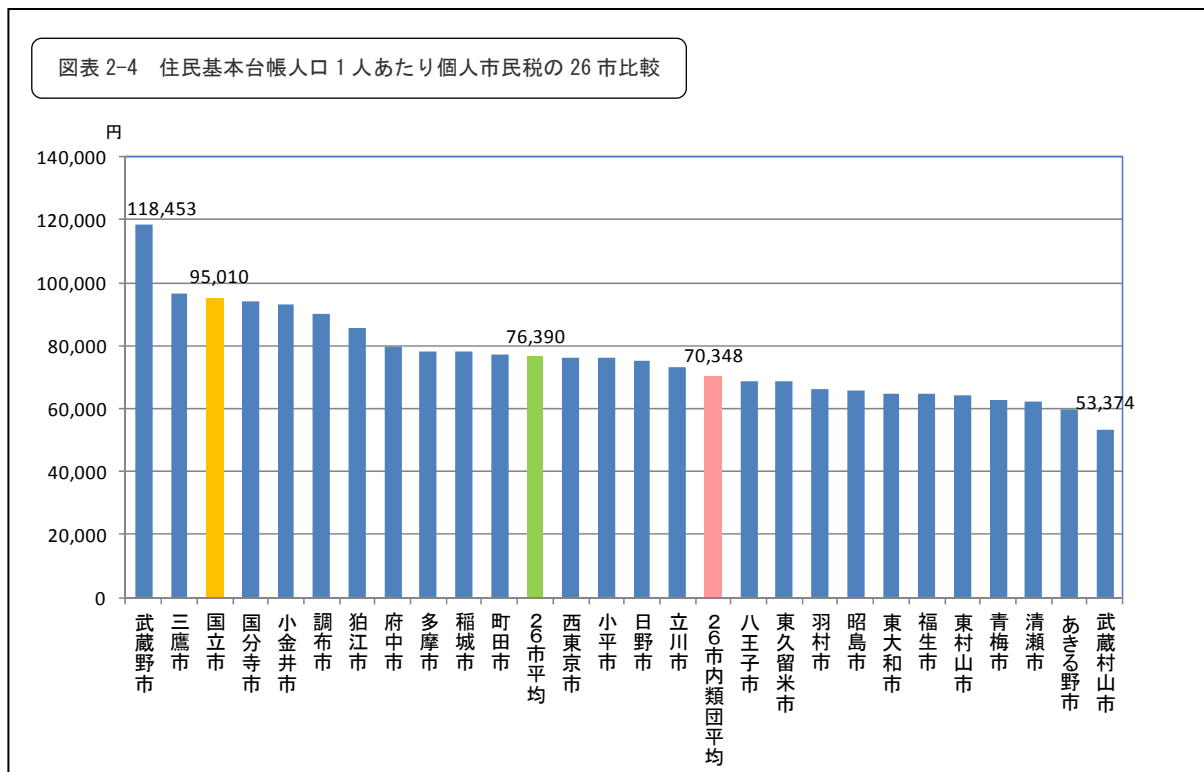
- 市税は「地方公共団体がその行政に要する一般経費を賄うために、その住民等から強制的に徴収する課徴金」とされています。国立市の収入の約半分を占めています。広く一般住民に対し負担分任の精神に基づいて課されるものです。



□国立市の特徴

- 国立市は26市平均より高く、26市中6番目の水準にあります。国立というブランドで地価も高く、所得の高い層が多く住んでいることによります。以降で、細かい分類ごとに26市比較を行っていきます。

■市税 個人市民税の比較



□概要

- 個人市民税は、地域社会の費用を広く市民のみなさんから、その能力に応じて負担していただくものです。1月1日現在で市内に住所があり、前年に一定以上の所得があった方が納税義務者となります。税額は一律にかかる均等割と所得に応じてかかる所得割があり、市民税は都民税と併せて同時に計算・課税されます。
- 均等割は所得の多寡にかかわらず均等の税額を負担してもらうもので、1人当たり3,000円です。所得割は前年中（1月1日～12月31日までの1年間）の所得金額を基礎として計算するもので、税率は6%となっています。

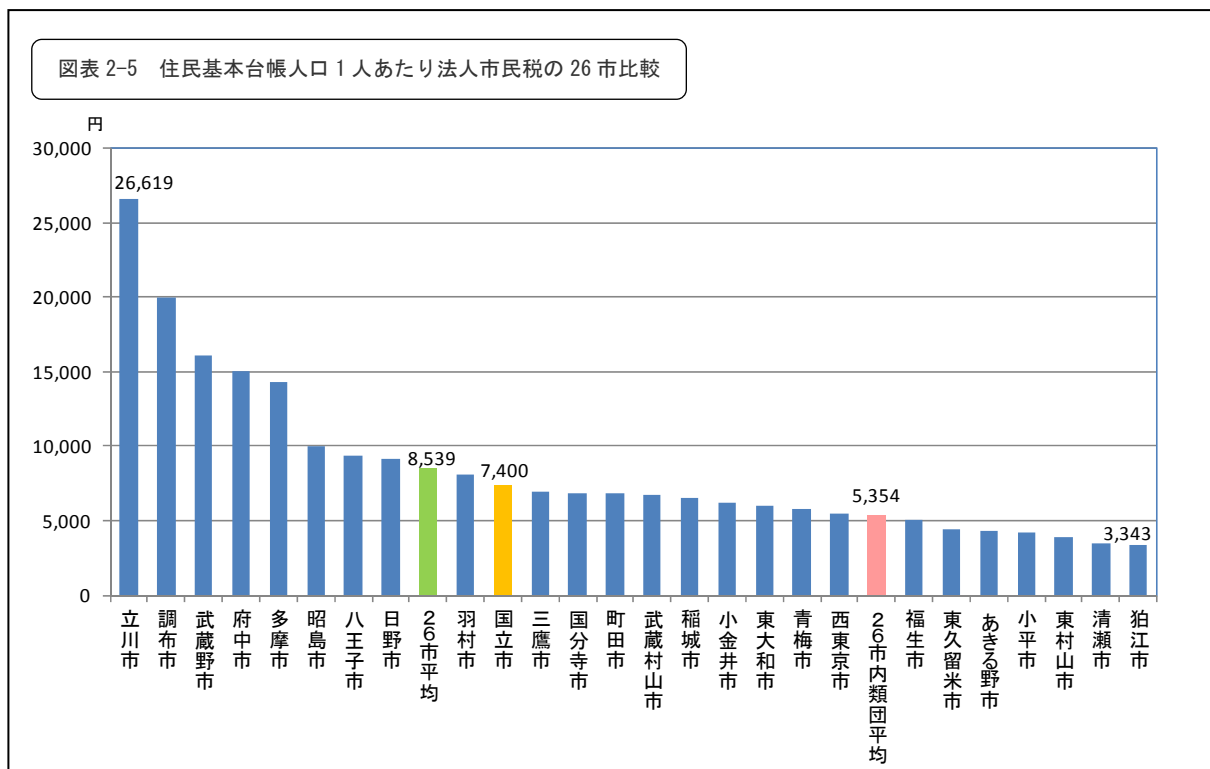
□国立市の特徴

- 国立市は26市中3番目の高水準に位置しています。26市の中でも23区に近い市や、特急が止まるような交通の便が良い市は人気があるため地価も高く、所得水準の高い層が多く住んでいることが窺えます。
- 個人市民税の割合が高いことが国立市の特徴の一つで、2009(平成21)年度は市税収入の48.3%を占める基幹的な税と言えます。
- 均等割の税額、所得割の税率は、地方税法に基づいており、多摩26市は全て同じです。その中で、市民1人当たりの個人市民税が高いということは、国立市には所得水準の高い人が多く住んでいるということになります。東京のベッドタウンとして発展した経緯もあり、長年にわたる文教都市としての顔や、大学通りを中心とした街並み、南部の自然、そして治安の良さとい

った「くにたち」という名前の持つブランドイメージの影響があるのかもしれませんが。

- ・ 今後、所得水準が高い世代の退職が予想されます。一方、若い世代は比較的所得が低いため、家賃の高い国立市に住むことを敬遠するかもしれません。子育て支援を充実させるなど、若い世代を呼び込む施策が必要です。国立のブランドイメージを維持しつつ、様々な世代にとって住みやすい街にしていく必要があります。

■市税 法人市民税の比較



□概要

- ・ 法人市民税とは、個人市民税と同じように地域社会の構成員である法人等から、その能力に応じて負担していただくものです。均等割と法人税割があります。
- ・ 均等割は、資本金や従業員数等により 50,000 円から 3,000,000 円の範囲で決定されます。法人税割は国税の法人税額を基に計算します。税率は、資本金又は出資金の額が 1 億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社が 14.7%、それ以外は 12.3%です。

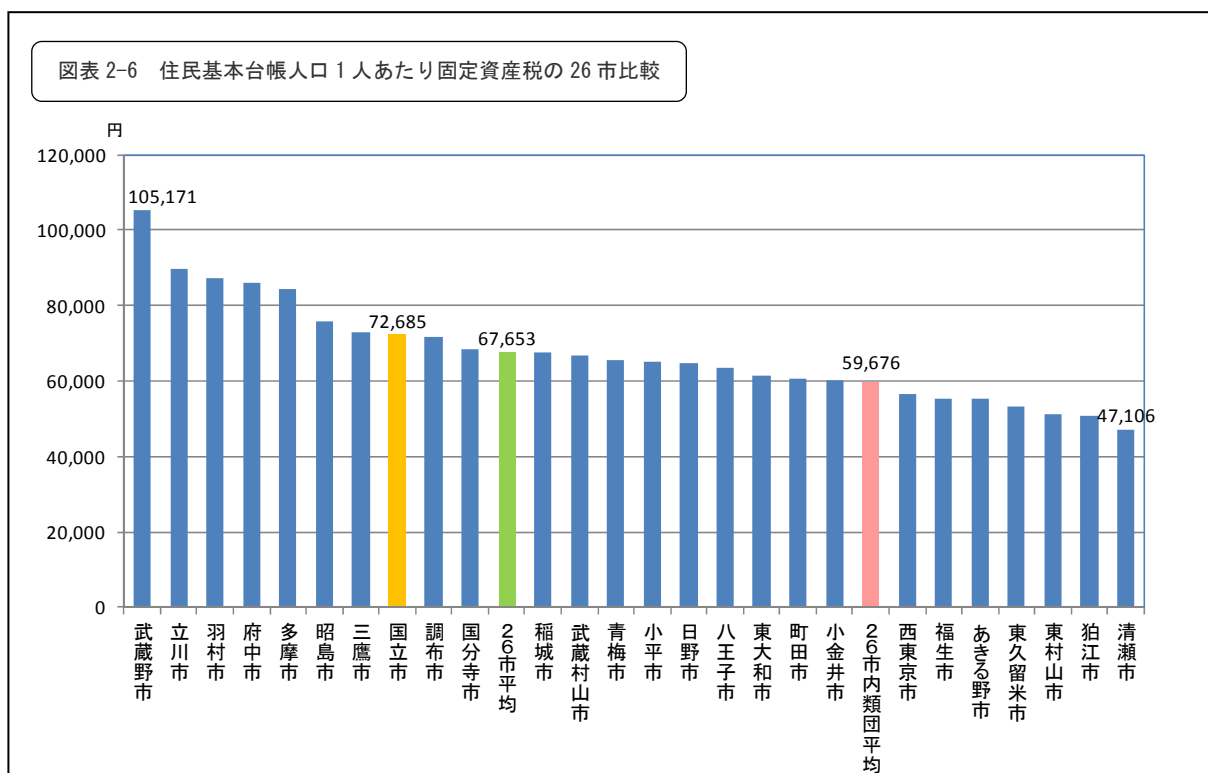
□国立市の特徴

- ・ 国立市は 26 市平均よりやや低い水準にあります。
- ・ 立川市や府中市など特急の止まる大きな駅を持つ市には企業が集積しており、高い水準に位置しています。また、日野市や昭島市は過去の企業誘致により大企業が立地しているため、こちらも高い水準となっています。

第1節 歳入の比較

- ・ 国立市の法人均等割は 26 市平均より高い水準にありますが、法人税割は 26 市平均より低い水準にあります。国立市には大企業は少ないが、中小企業は多いということが言えます。
- ・ 個人市民税の割合が高く、法人市民税の割合が小さいのが国立市の特徴です。法人市民税は景気の動向に左右されやすいという特徴があります。景気が良いときには税収が伸びる一方、景気が悪くなると急激に落ち込みます。このことから、国立市は好景気の時に税収が大幅に伸びることはないかわりに、景気が悪化した場合にも税収の急激な落ち込みが比較的少ない、ある意味安定した税収を見込むことができると言えます。
- ・ 国立市は地域の活性化を図るとともに税収増を目指すため、企業誘致にも取り組んでいます。まちづくり協力金等の助成のほか、地域プロモーションサイトの「ビジテ！国立」では、不動産情報や空き店舗情報、市内ロケ情報等の地域の活性化や雇用創出に向けた情報を発信しています。

■市税 固定資産税の比較



□概要

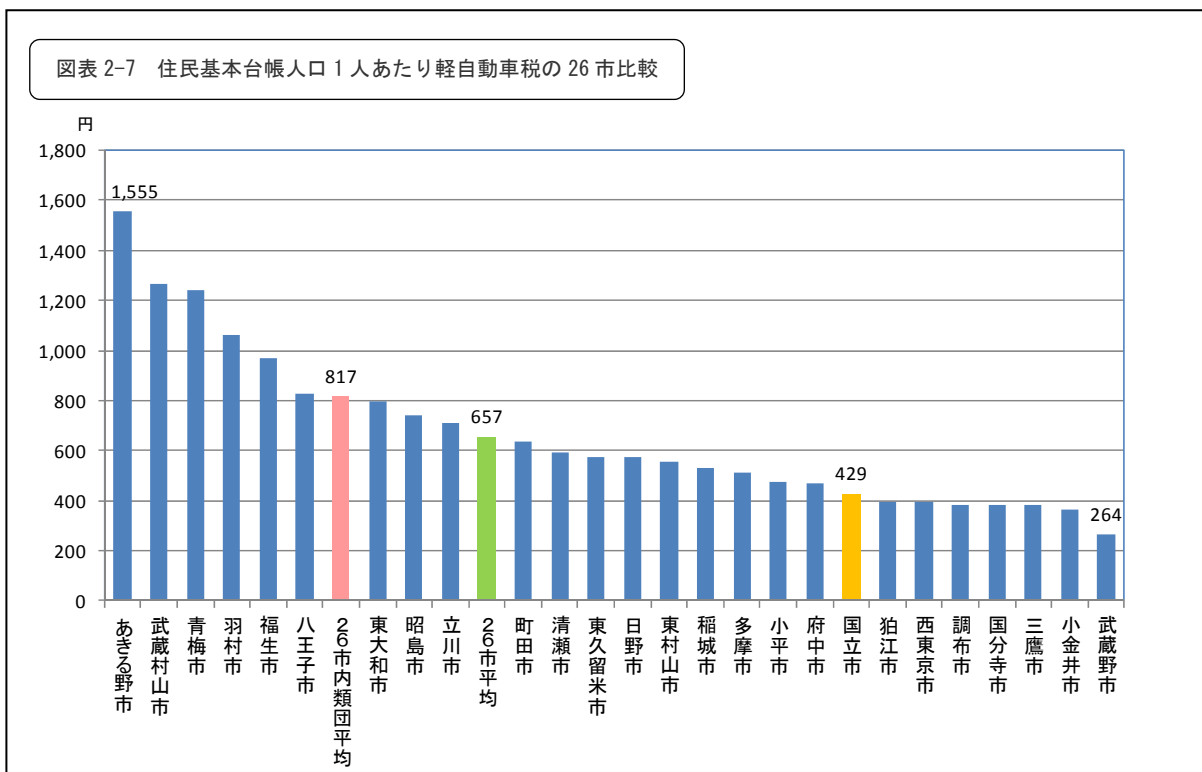
- ・ 固定資産税とは、土地、家屋及び償却資産に対して課される一種の財産税です。この税は変動が少なく、安定性に富む税で、特に市町村においては、有力な財源となっています。
- ・ 毎年1月1日現在、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

- ・税額は所有する固定資産の課税標準額に 1.4% を乗じた額です。課税標準とは、固定資産税課税台帳に登録されている固定資産税評価額になります。

□ 国立市の特徴

- ・国立市は 26 市平均に比べてやや高い水準にあります。
- ・固定資産税も個人市民税と共に市税の根幹をなす税で、2009(平成 21)年度は 5,298,651 千円と市税全体の 36.9% を占めています。
- ・23 区に近い市や、特急の停まるような大きな駅を抱える市は、土地の価格も高く、企業も集積しているため高い水準にある傾向があります。
- ・大企業が立地する市が上位にくる傾向もあり、償却資産の順位は法人税割の順位と似た並びになっています。
- ・関東大震災後、箱根土地株式会社を中心となり、理想的な学園都市を目指した街づくりが行われてきました。その甲斐もあって、大学通りに代表される落ち着いた雰囲気のある街並みが形成されてきました。先人の努力のおかげで現在の国立の街並みがあり、堅調な固定資産税収入があります。

■ 市税 軽自動車税の比較



□ 概要

- ・軽自動車税とは、毎年 4 月 1 日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小

第1節 歳入の比較

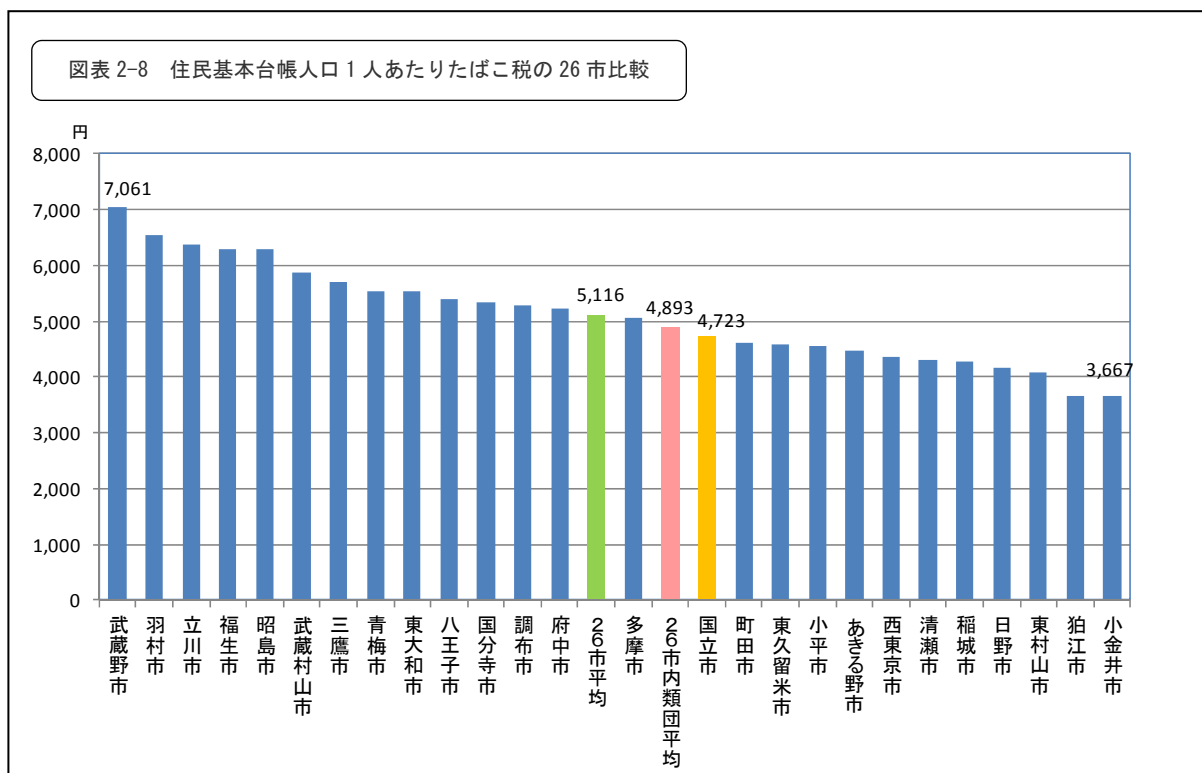
型自動車に所有している人に課される税です。

- ・総排気量が 50cc 以下の原動機付自転車は年額 1,000 円、自家用で使用する四輪乗用の軽自動車は年額 7,200 円といったように、税額は軽自動車の種類ごとに設定されています。

□国立市の特徴

- ・国立市は 26 市平均より低い水準にあります。
- ・西高東低の傾向が読み取れます。多摩 26 市の中でも 23 区に近い市では、交通の便が発達していることから軽自動車の利用が少ないことが考えられます。一方、西に向かうにつれ、交通不便地域が広くなるとともに、作業に軽自動車を利用する農家が多くなることから、軽自動車の割合が増えていくと考えられます。
- ・国立市は狭い地域に中央線と南武線が通り、市街地には坂道も少ないことから、軽自動車の割合が少なく、市民一人あたりの軽自動車税の額もやや少ないと考えられます。

■市税 たばこ税の比較



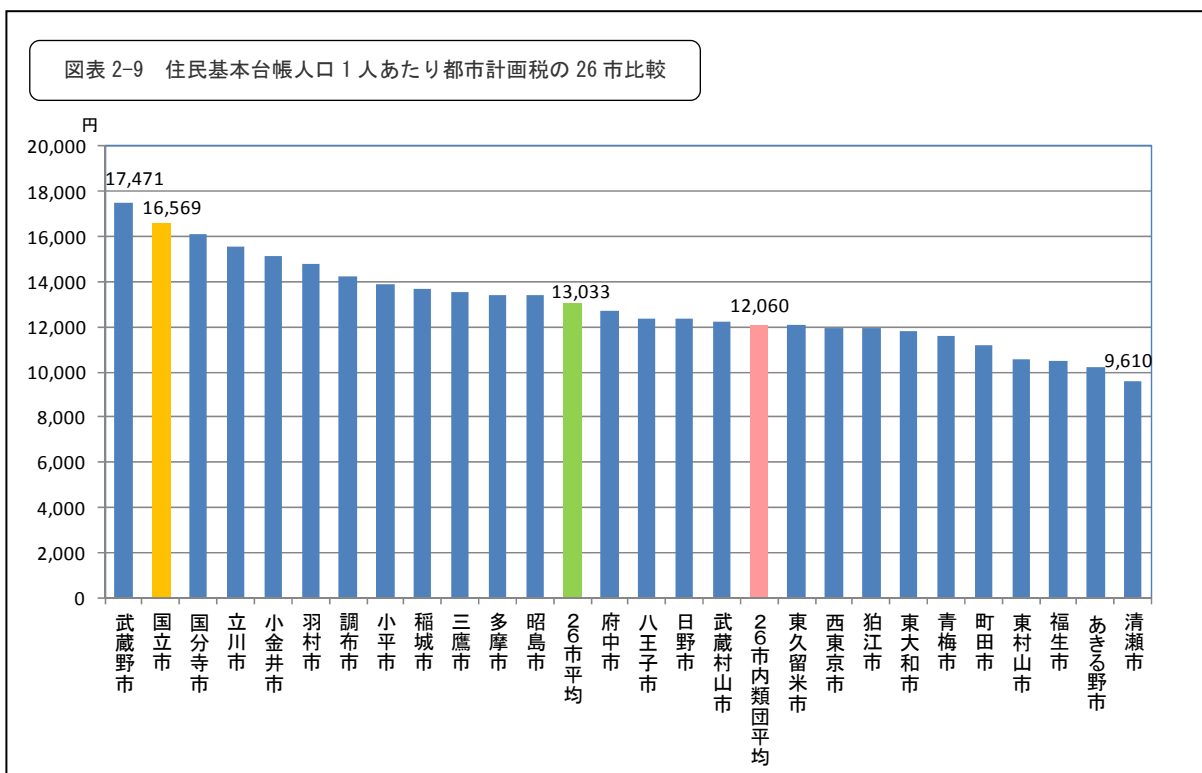
□概要

- ・たばこ税とは、たばこの製造業者や卸売販売業者が市内の小売販売業者に売却した時に課税される税です。税率は 1,000 本につき 3,298 円 (2010(平成 22)年 10 月より 4,618 円) で、旧 3 級品の紙巻たばこは 1,000 本につき 1,564 円 (2010(平成 22)年 10 月より 2,190 円) です。

□国立市の特徴

- ・国立市は 26 市平均より低い水準にあります。
- ・低い水準にある理由として、日中は学生が多いことや、いわゆる繁華街がないことも影響していることが想定されます。例えば極端な例として、昼間の人口が多い住民基本台帳人口 50,190 人（2010(平成 22)年 4 月 1 日現在）の千代田区の 2009(平成 21)年度のたばこ税収入は 31 億 1 千万円程あり、1 人あたり 61,958 円になります。
- ・全国的に喫煙者は減少しており、特に値上げがあった時には大きく影響します。税の中では比較的改定が行われやすく、税率を上げたとしても将来的には減収に向かうと思われま
- ・近年は健康志向の高まりなどで販売本数は毎年 5%程度落ちています。
- ・たばこ税は国立市内のお店で買ってもらわなければ国立市の収入にならないため、財政面からは国立市内でたばこを買って下さいとお願いしたいところですが、健康増進の観点で市内各所禁煙を進めていることなどから、積極的にたばこを吸うようには言えない情勢にあります。

■市税 都市計画税の比較



□概要

- ・都市計画税とは、都市計画事業や区画整理事業に要する費用に充てるための目的税で、市街化区域内の土地、家屋に課税される税です。
- ・固定資産税と同様に、毎年 1 月 1 日現在で固定資産を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定された税額を納める税金です。

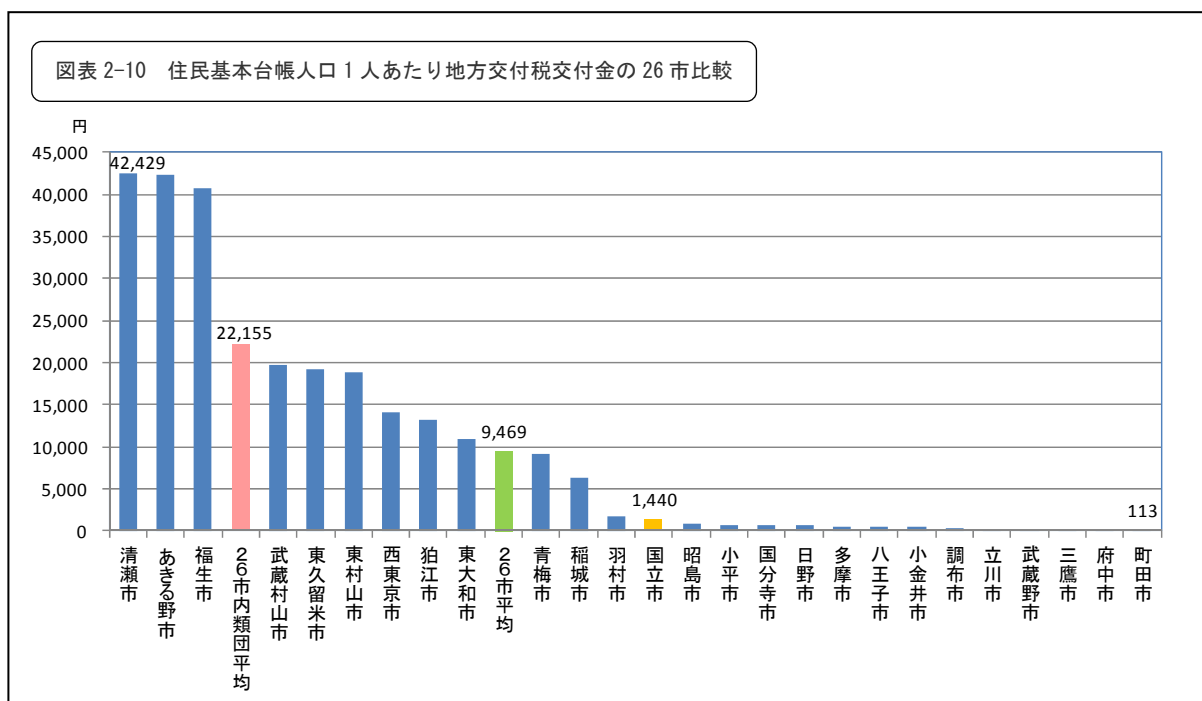
第1節 歳入の比較

- ・標準税率はなく、税率の上限（本則）は0.3%となっていて、国立市は0.27%です。

□国立市の特徴

- ・国立市は武蔵野市に次いで2番目の額となっています。
- ・固定資産税の並びと違う理由として、都市計画税では償却資産が課税対象となっていないことと、都市計画税の税率が各市で異なることが挙げられます。
- ・2009(平成21)年度は下水道事業建設事業費、中央線連続立体交差事業負担金、土地区画整理事業助成金の他、過去に行った道路建設などの都市計画事業の元利償還金に充てています。
- ・2009(平成21)年度の都市計画事業費の一般財源に対する都市計画税の充当率は74.4%です。税率については、都市計画事業費の規模と市の財政状況の見合いによって検討されるべきものと考えられます。

■地方交付税交付金の比較



□概要

- ・地方交付税とは、地域によって地方税などの収入に差があるため、標準的な行政を行うための支出に比べ地方税等収入が不足する地方自治体に対し、その差額を埋めるために交付されるものです。
- ・地方交付税の財源は国税（所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税）の一定割合とされていますが、それだけでは地方の財源不足額が賅えません。そこで、不足額を国と地方で折半し、地方分については各団体が発行限度額の範囲内で臨時財政対策債という起債をすることが認め

られています。その臨時財政対策債の元利償還金は将来の普通交付税で補てんするという制度となっており、将来の普通交付税の先食いのような仕組みになっています。

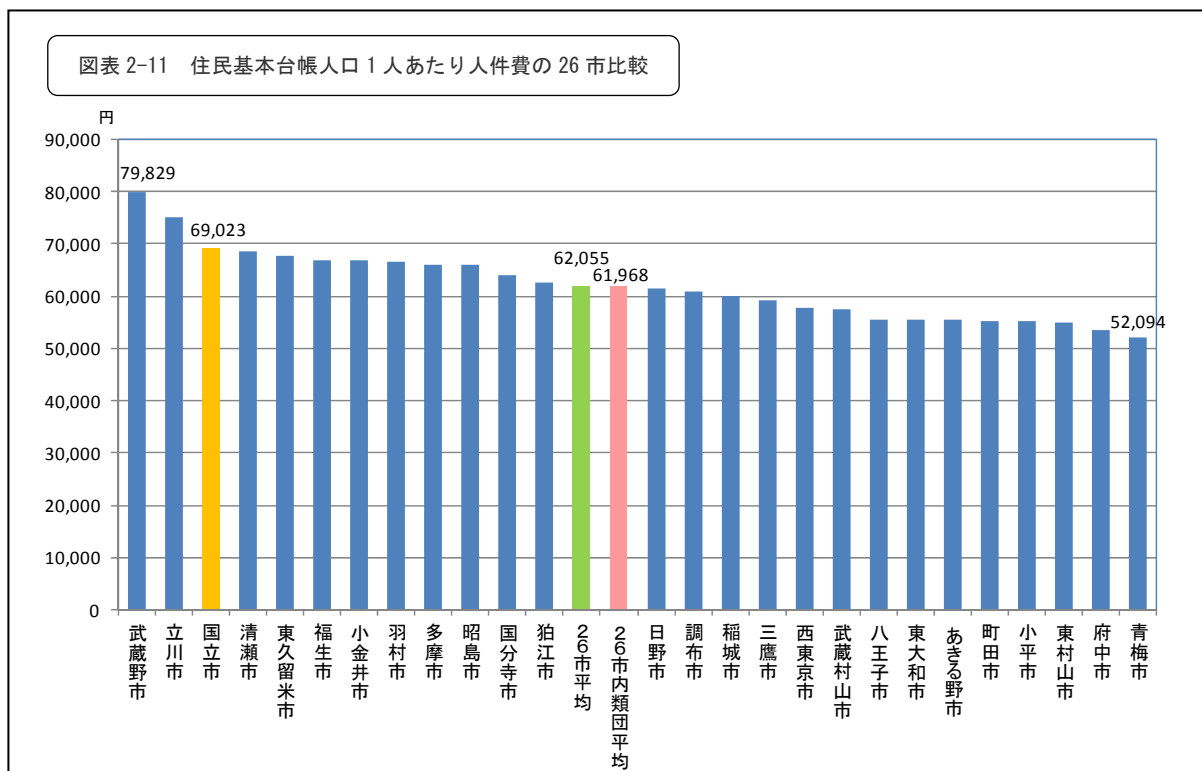
- ・地方交付税は普通交付税と特別交付税に分けられます。交付税総額の94%分が普通交付税、6%分が普通交付税になります。
- ・普通交付税は、団体ごとに「基準財政需要額」（一定の方法で計算した財政需要）が、「基準財政収入額」（一定の方法で計算した税収等の収入）を超える額（＝「財源不足額」）に応じて交付されます。
- ・特別交付税は、普通交付税の算定の中では計算されない特別な財政需要を考慮して、各団体に交付されます。台風等の災害の復旧経費、豪雪時の除雪経費などが挙げられます。

□国立市の特徴

- ・国立市は2004(平成16)年度から2009(平成21)年度まで、普通交付税の不交付団体となりました。地方交付税の算定上では、国立市は標準的な行政を行うのに必要な支出を市民税等の収入で賄えているということになります。
- ・上記の期間においても、2008(平成20)年度以外は、財源不足額がありましたが、財源不足額を臨時財政対策債で補てんするという制度の影響により不交付団体となっています。
- ・国立市は財源不足ながら普通交付税が交付されず、やむを得ず臨時財政対策債を発行しています。2009(平成21)年度は9億3,400万円もの臨時財政対策債を発行していますが、普通交付税の不交付団体になると、その元利償還金は補てんされないため、実質的には赤字地方債として捉える必要があります。現世代の人が受けたサービスの費用を後世代の人に先送りしている状況となっているとの認識です。

第2節 歳出 性質別経費の比較

■人件費の比較



□概要

- ・人件費とは、職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費を言います。具体的には、議員報酬、委員等報酬、特別職の給与、職員給、退職金等が挙げられます。

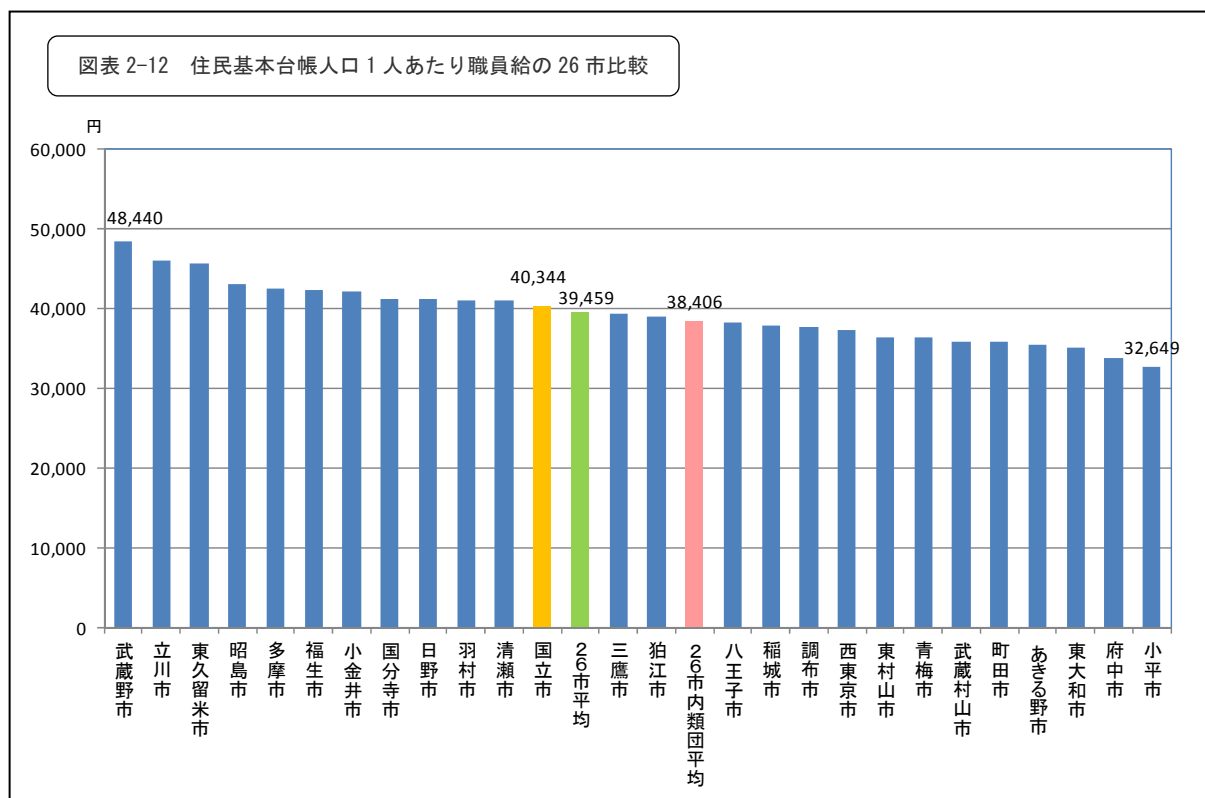
□国立市の特徴

- ・国立市の人件費は相対的に高い水準にあります。ただ、この数値には退職手当が含まれていることに注意が必要です。国立市はここ数年団塊の世代の退職が多いため退職手当の規模が大きく（2008(平成20)年度 1,002,292千円、2009(平成21)年度 731,338千円）、それが人件費の数値を押し上げています。
- ・市民1人あたりの職員給で見ると、国立市は26市中12番目となっており、26市平均とほぼ同じ水準となっています。年齢構成にも左右されます。
- ・2008(平成20)年度市町村財政比較分析表（資料参照。2009(平成21)年度版は全国のデータが整う年度末に作成します。）によると、国立市の人口千人当たりの職員数は5.43人となっており、全国の類似団体平均の6.18に比べ低い値となっています。これは、毎年見直しを行ってきた定員管理計画に基づき、職員数を削減してきた結果です。
- ・上記と同じ2008(平成20)年度市町村財政比較分析表（資料参照。2009(平成21)年度版は全国のデータが整う年度末に作成します。）によると、国立市のラスパイレス指数は103.1となっ

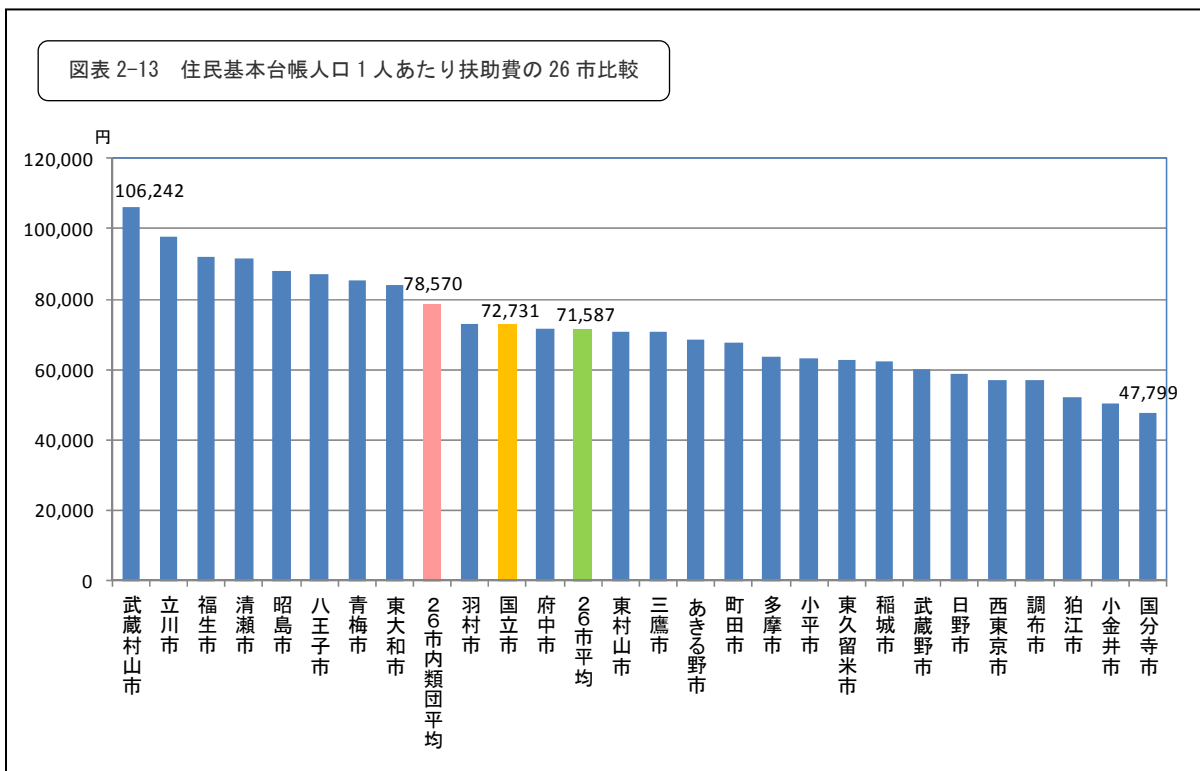
おり、類似団体平均 98.7 よりも高い水準となっています。

※ラスパイレス指数…国家公務員の給料を基準として地方公務員の給与水準を表す指数

- ・ 国立市の特徴として、類似団体に比べ職員数は少ないものの、ラスパイレス指数が高いという傾向があります。そのラスパイレス指数を改善するためには、給与構造改革、東京都人事委員会勧告により決定されている都の給料表への移行などの実施が必要な状況にあります。
- ・ この他に類似団体を上回っているものに議員報酬と委員等報酬があります。
- ・ 委員等報酬の大部分は嘱託職員の報酬で、これは定員管理計画に基づいて職員を削減する代わりに嘱託職員を配置してきたことによります。
- ・ 議員報酬については、類似団体に比べ議員数が多いことと、議員 1 人当たりの報酬額が高いことによります。



■扶助費の比較



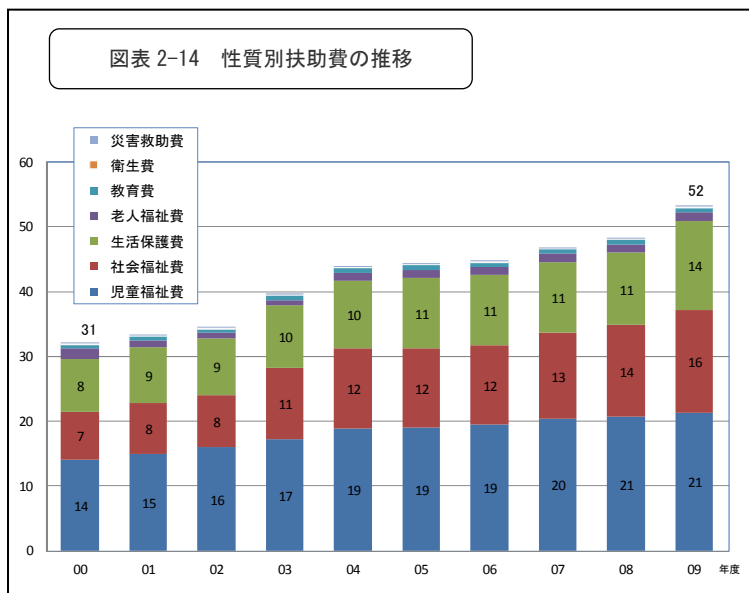
□概要

- ・扶助費とは、社会保障制度の一環として生活困窮者、しょうがいしゃ等に対してその生活を維持するために支出される経費を言います。
- ・具体的には、生活保護費、障害者福祉サービス費、児童手当、就学援助費等が挙げられます。

□国立市の特徴

- ・扶助費全体で見ると26市平均よりやや高い水準となっています。
- ・国立市の場合、児童福祉費、社会福祉費、生活保護費に係る支出が扶助費の大部分を占めています。2000(平成12)年度の決算額と2009(平成21)年度の決算額を比較すると、児童福祉費で約14億円から約21億円へ、社会福祉費で約7億円から約16億円へ、生活保護費で約8億円から約14億円へと大きく伸びています。
- ・類似団体との比較からみると、国立市は社会福祉費、児童福祉費の割合が高く、生活保護費の割合が低いことが分かります。
- ・国立市は人口に占める生活保護受給者の割合(保護率)は他市に比べて低い水準です。
- ・社会福祉費はしょうがいしゃ福祉に係る費用が主な内容で毎年伸びています。特に重度の障害を抱えた人の比率が高いという特徴があります。
- ・児童福祉費は、保育所の待機児童対策を拡充してきたこと、乳幼児医療費の自己負担を無償化、義務教育就学児医療費の自己負担を、所得制限を設けてほぼ無償化したこと等により、増えています。

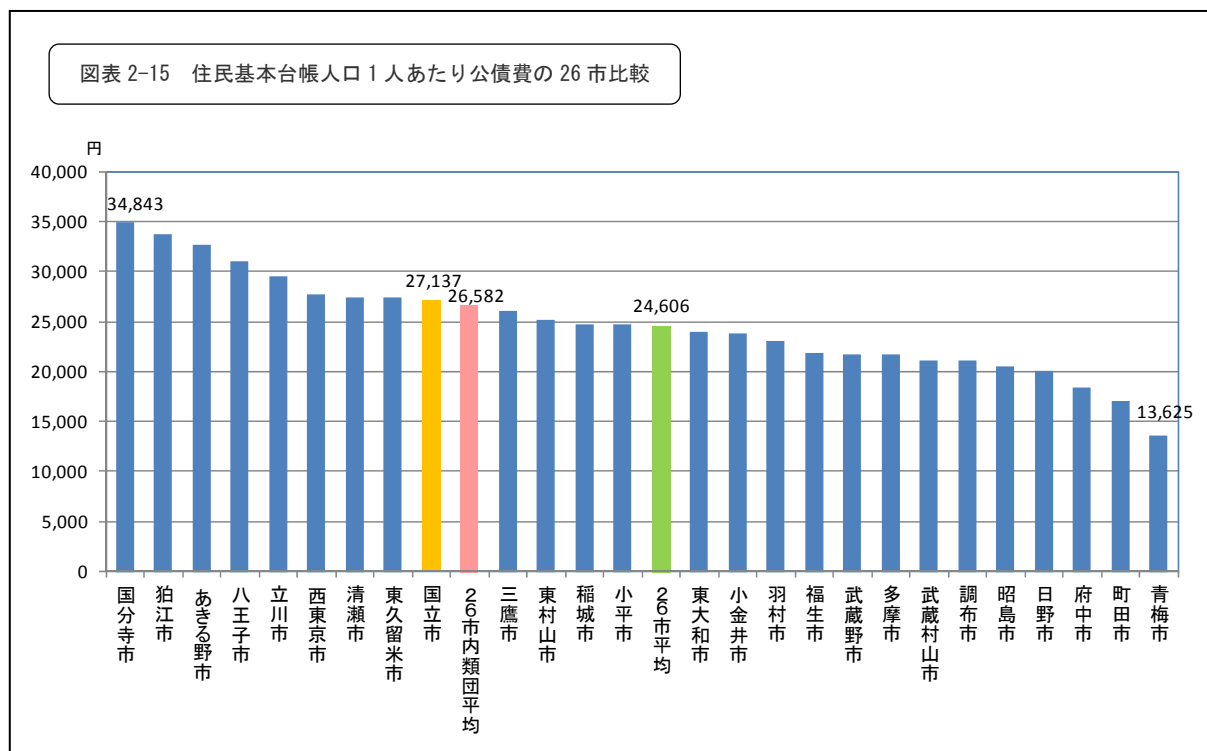
- ・ 扶助費は国の法律によりその支出が義務付けられているものが多く、予算を削減することが困難な支出です。市が独自で支出している単独扶助費については削減が可能ですが、周辺自治体と同水準のサービスが求められる中で、それも難しいのが現状です。



□ 目的別扶助費の主な経費

- ・ 災害救助費は、災害見舞金です。
- ・ 衛生費は、予防接種健康被害者医療費や母子栄養強化費などです。
- ・ 教育費は、要保護、準要保護児童・生徒に対する就学援助費です。
- ・ 老人福祉費は、高齢者食事サービス事業、老人保護措置費などです。
- ・ 社会福祉費は、障害者福祉サービス費、心身障害者（児）福祉手当などです。
- ・ 児童福祉費は、私立保育所運営委託料、児童手当などです。

■ 公債費の比較



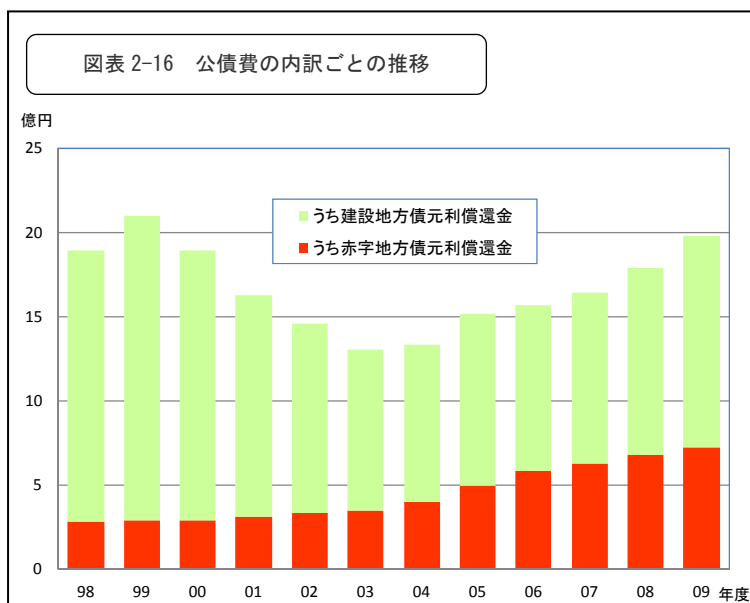
□概要

- ・公債費とは、地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金と利子の支払いに要する経費を言います。

□国立市の特徴

- ・国立市は26市平均より高い水準にあります。
- ・近年の厳しい財政状況により普通建設事業を抑制してきたため、最近では市債残高にしめる臨時財政対策債等の赤字地方債の割合が約50%にまで達し、上昇傾向にあります。
- ・地方債の残高は、清化園用地買収事業があった2008(平成19)年度末の167億1,778万円がピークとなっています(第1章第6節を参照)。
- ・国立駅周辺のまちづくりや老朽化した公共施設の耐震化や建て替えなど、今後も多額の財政需要が見込まれています。
- ・建設事業の財源として発行される地方債については、その事業の効果が後年度の市民にも及ぶことから、将来世代に対しても元利償還金の支払いという形で費用を負担してもらうという形で起債が認められています。
- ・赤字地方債の場合は、その元利償還金を普通交付税として措置するということにはなっていますが、普通交付税の不交付団体においては、実際にはその補てんを受けることができず、元利償還金の全額がその団体の持ち出しとなってしまいます。国立市は2004(平成16)年度から2009(平成21)年度までは不交付団体でしたが、2010(平成22)年度は交付団体となりました。しかし、国の財政状況や全地方自治体における国立市の位置を考えると、継続的に普通交付税の交付団体になるとは言えません。そうした中で赤字地方債を発行するという事は、現在の世代の負担を将来世代に先送りしていることとなるため、将来世代に対する責任からも収支の改善が必要と考えています。
- ・地方自治体の起債については、地方財政法第5条第1項各号において地方債をもってその財源とすることができる場合を規定していますが、いわゆる赤字地方債は原則として認められていません。特例法によって例外的に認められた赤字地方債残高があるものは下記の通りです。

- ①減税補てん債：1999(平成11)年度から2006(平成18)年度間の「恒久的な減税」による地方自治体の減収額を埋めるために特例として認められたものです。
- ②減収補てん債：地方交付税算

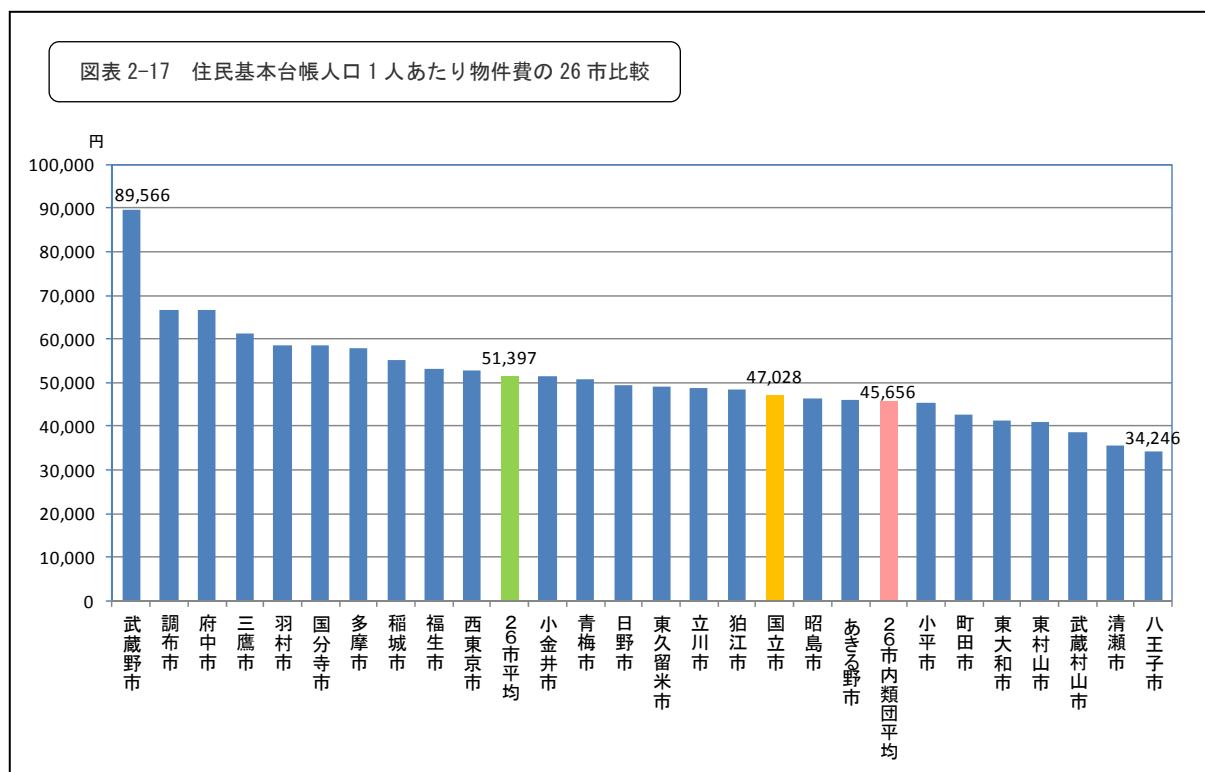


定時に見込んでいた地方税の減収見込額の範囲内で特例として認められるものです。

③臨時税収補てん債：1997(平成 9)年度から地方消費税が導入されましたが、導入初年度においては地方消費税収が平年度化しないため、その不足する額について特例として認められたものです。

④臨時財政対策債：現段階では、2001(平成 13)年度から 2010(平成 22)年度までの間に限り、地方一般財源の不足に対応するため特例として認められたものです。

■物件費の比較



□概要

- ・物件費とは、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費の総称です。
- ・消費的経費とは、その経費の効果がその年度又は極めて短期間で終わるもので、対になる語は「投資的経費」です。
- ・具体的には、臨時職員賃金、旅費、交際費、需用費、役務費のうち通信運搬費など、備品購入費、委託料、賃借料等があります。

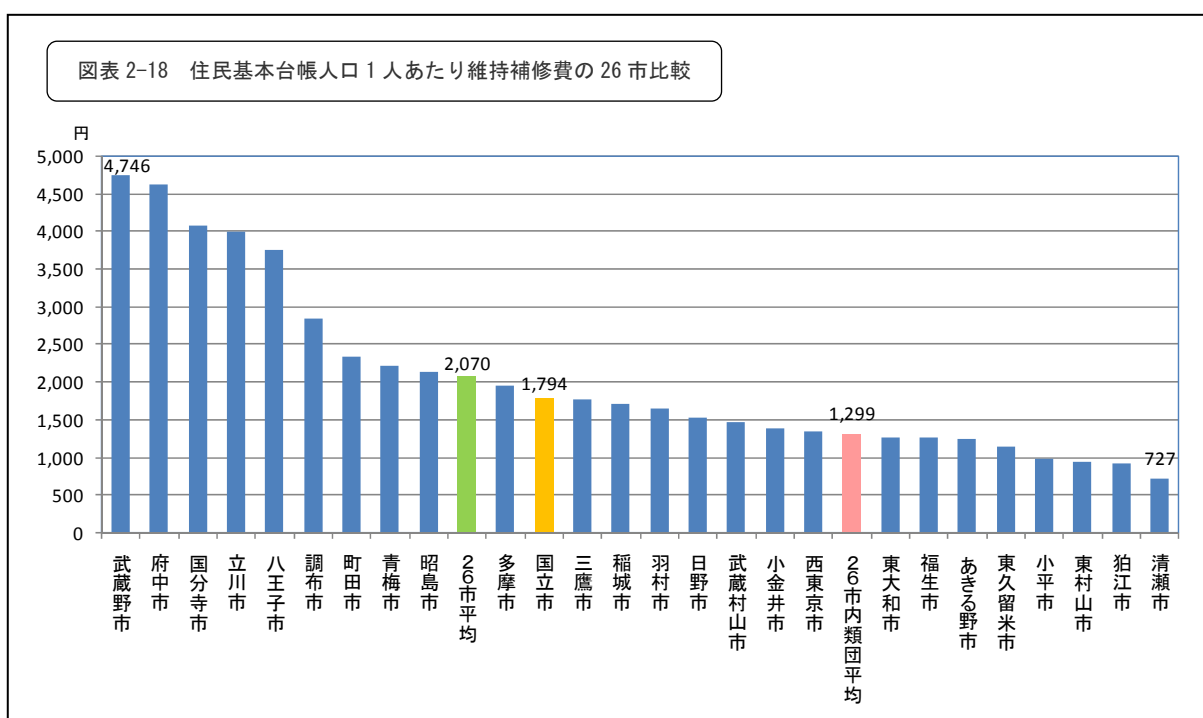
□国立市の特徴

- ・国立市は 26 市平均よりも低い水準にあります。
- ・公共施設を多く持つ市は、その施設の維持管理経費が発生するため、物件費の数値が大きくな

る傾向があります。

- ・国立市は厳しい財政状況の中、新行財政健全化プランに基づき職員定員の適正化と同時に事業の見直しを行ってきました。経常的な事業についても、毎年度の予算編成の際に見直しを行い、縮減を図ってきたことも物件費が少ない要因に挙げられます。
- ・類似団体と比較すると、国立市の物件費の特徴として、委託料の割合が高いことが分かります。これは定員削減の代替としての委託化によるほか、指定管理者制度導入に伴い、補助金として支出していたものが指定管理料に変わったことによる影響もあります。

■維持補修費の比較



□概要

- ・維持補修費とは、市が管理する公共用施設等の効用を維持するための経費を言います。
- ・具体的には、施設に関する修繕費や補修用原材料費等です。

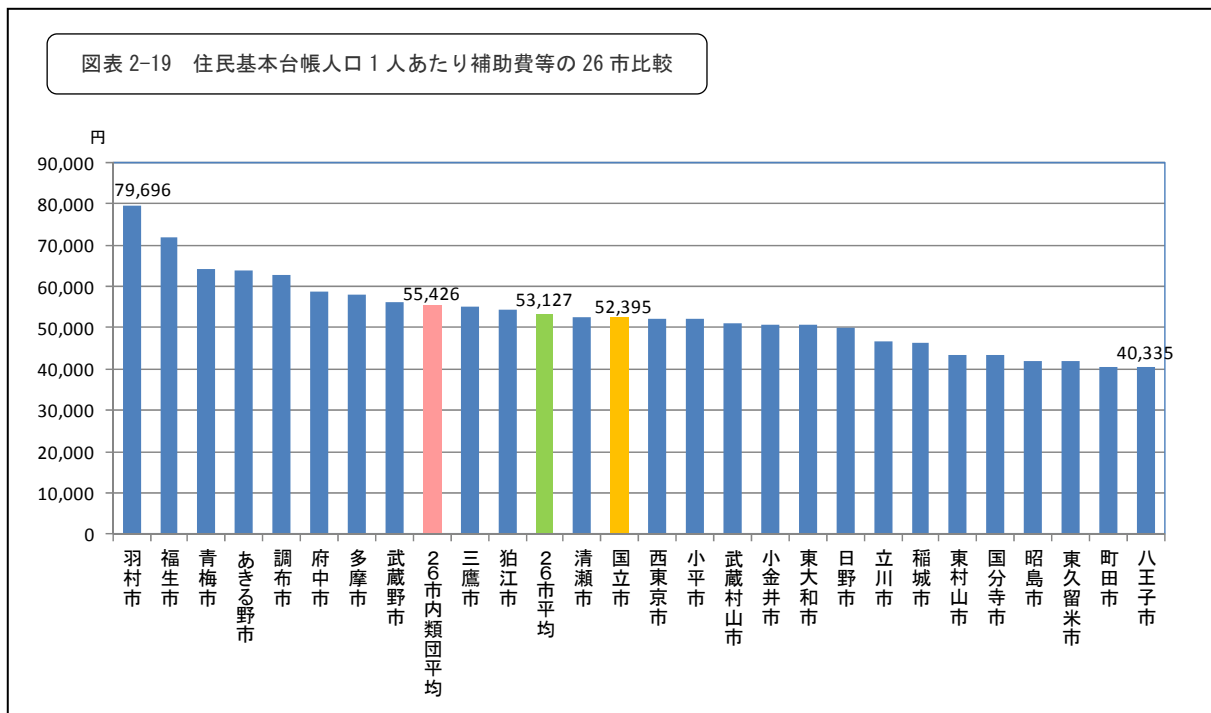
□国立市の特徴

- ・国立市は26市平均よりもやや低い水準にあります。
- ・維持補修費はその市の所有管理する公共施設の数やその損耗の度合いによって異なります。国立市でも老朽化が進んでいますが、他市に比べて施設の数が少ないため、結果として26市平均より若干低い水準となっています。
- ・維持補修費は数年先延ばしすることが可能なことが多く、財政状況が厳しくなると削減されやすい経費の一つです。ただ、あまり先延ばしをすると施設の傷みがひどくなり、逆に高額な修

繕費が必要になることもあるため、必要最低限の維持補修は義務的なものとして取り組むことが必要です。

- ・ 国立市の施設も老朽化が進んでおり、施設の更新に関する計画を作成する必要があります。その際には、限られた財源、立地の中で国立市として今必要とされている施設は何かという大きな議論から入り、必要とあれば、例えば教育施設を福祉施設に転用するといった思い切った決断も必要です。また、PFI や他市との共同設置など様々な手法の検討を行う必要があります。

■補助費等の比較



□概要

- ・ 補助費等とは、市から他の地方自治体や民間に対し、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。
- ・ 具体的には、報償費、役務費のうち保険料、負担金・補助金等が挙げられます。

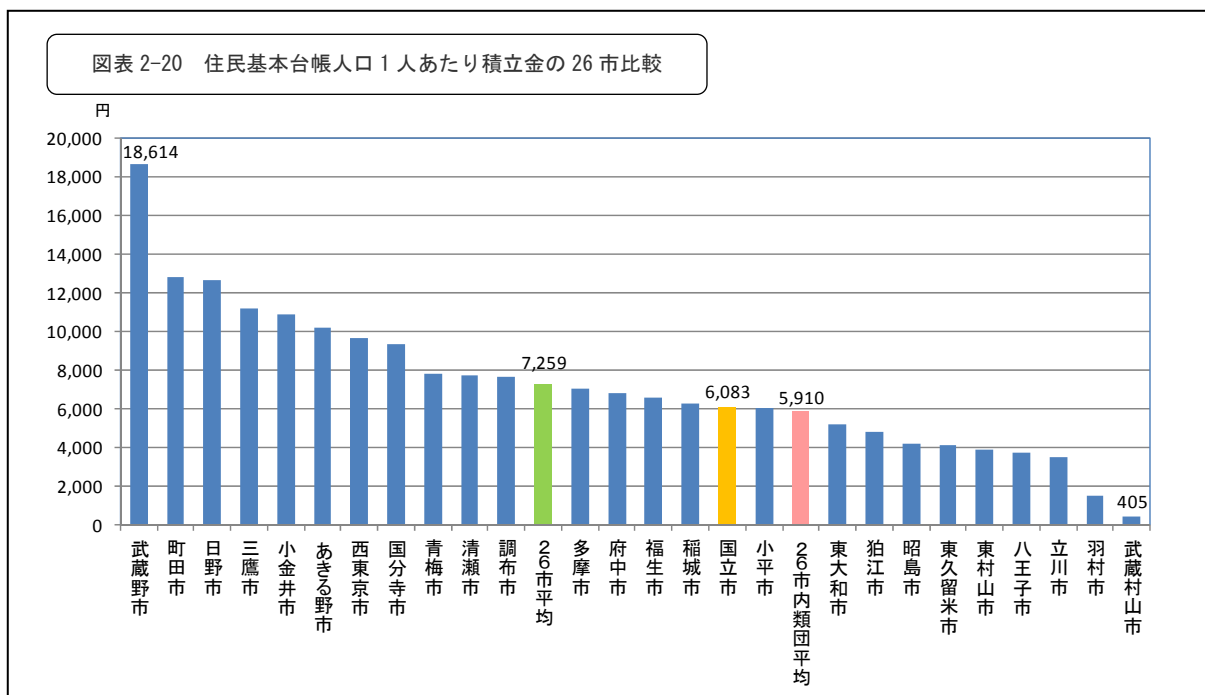
□国立市の特徴

- ・ 国立市は 26 市平均よりやや低い水準にあります。
- ・ 国立市は、消防事務を東京都に委託していますが、その委託金(2009(平成 21)年度 9 億 1,529 万円)も補助費等に含まれます。稲城市、東久留米市は自団体で消防事務を行っているため、相対的に低くなります(東久留米市は、2010(平成 22)年 4 月から東京都に委託しています)。
- ・ 一部事務組合に対する負担金も補助費等のうちの大きな割合を占めています。ごみ処理のための、多摩川衛生組合負担金、東京たま広域資源循環組合負担金、火葬場運営のための立川・昭

島・国立聖苑組合負担金などがあります。

- ・市民団体等に対して交付している補助金についても、補助金の制度ができた段階では、地方自治法第232条の2項にいう「公益上必要がある場合」に該当していましたが、時代の変化に伴い必要度の薄れたものも出てきています。そのため補助金を既得権にせず、毎年度見直しを行う必要があります。

■積立金の比較



□概要

- ・積立金とは、特定の目的のために財産や資金を維持するために設けられた基金に積み立てるための経費です。基金は将来に備えた貯金にあたります。

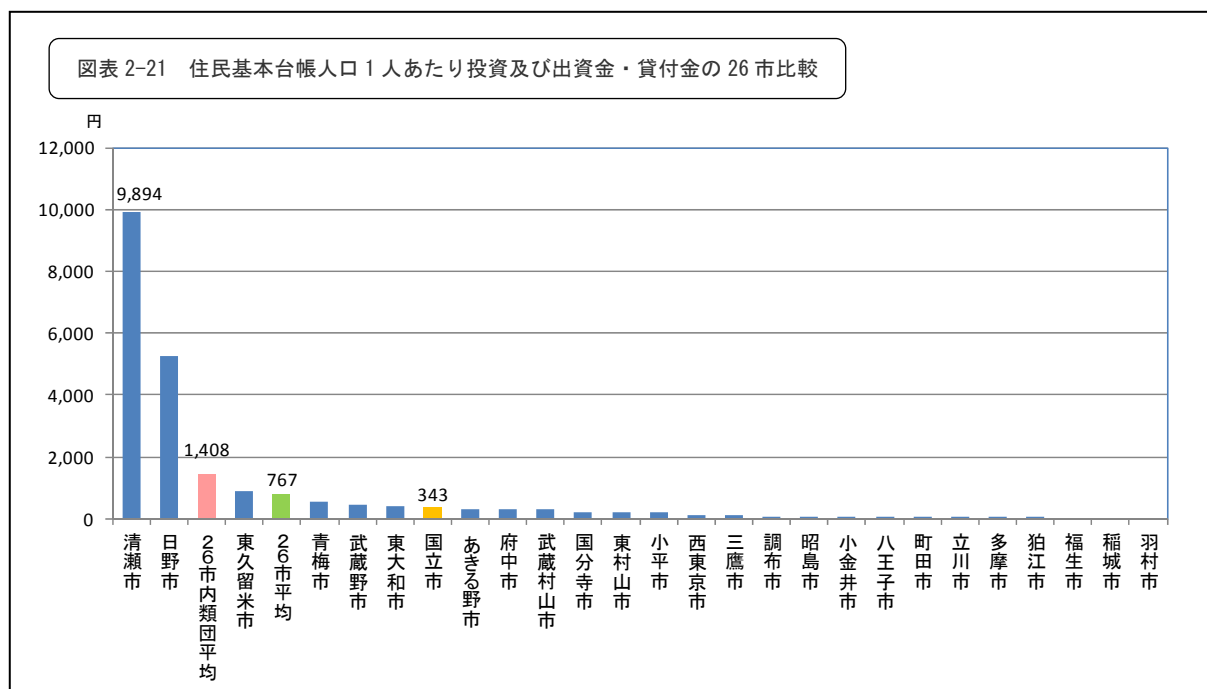
□国立市の特徴

- ・国立市は26市平均より低い水準にあります。2009(平成21)年度単年度の収支も臨時財政対策債を934百万円借り入れることにより均衡させている状態であるため、積極的な基金への積み立てはできていません。
- ・基金の残高は2001(平成13)年度末に50億3,012万円ありましたが、2009(平成21)年度末には34億9,894万円と徐々に減少しています。
- ・財政調整基金は年度間の財源不均衡を調整するための基金で、国立市はここ数年10億円程度の残高で推移しています。2009(平成21)年度は国の交付金等を活用することにより、財政調整基金の取り崩しを行わずに済みまし。そのため臨時財政対策債を発行することにより、財政

調整基金の残高を保っているという見方もできます。

- 2009(平成 21)年度に積み立てを行ったもののうち金額の大きなものは、公共施設整備基金 2 億 4,403 万円と道路及び水路の整備基金 4,731 万円があります。公共施設整備基金は、国の地域活性化・公共投資臨時交付金の一部を積み立てて、次年度以降に活用する予定です。道路及び水路の整備基金は、旧道路及び水路の売払収入を積み立て、狭あい道路等の整備の際に活用する予定となっています。その他、基金の運用に伴う利子収入などを積み立てています。

■投資及び出資金・貸付金の比較



□概要

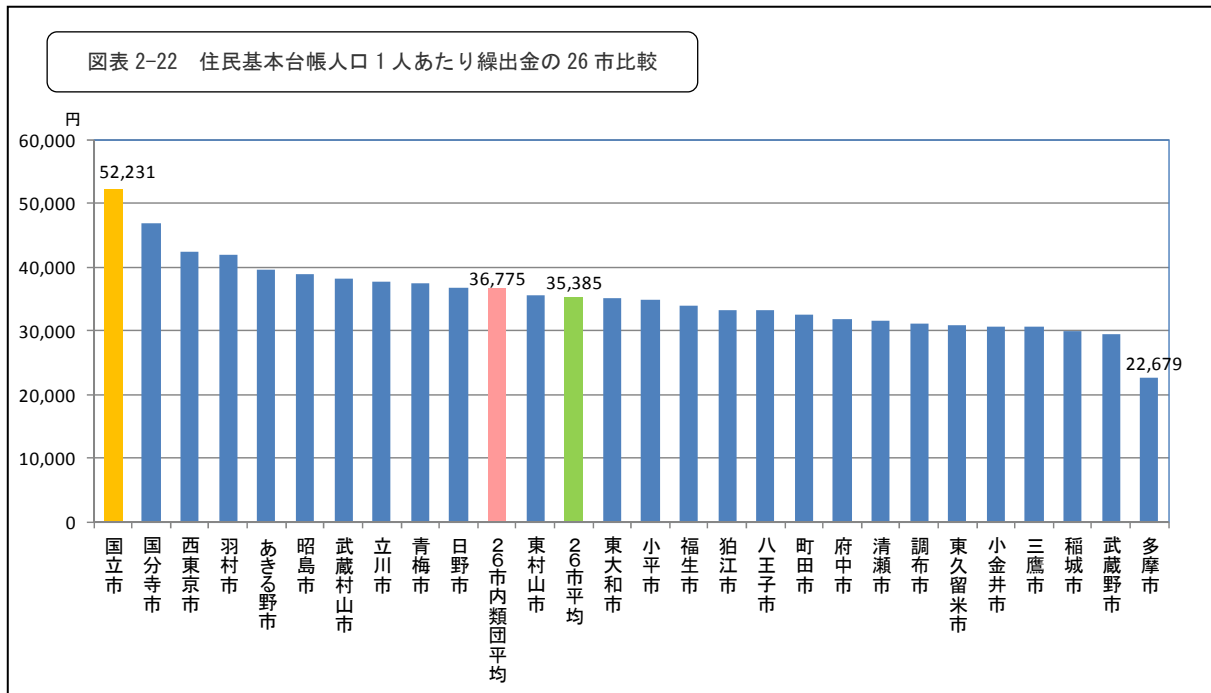
- 投資及び出資金・貸付金とは、財産を有利に運用するための投資、財団法人の設置等に対する出資、地域住民の福祉増進を図るための貸付金等の総称です。

□国立市の特徴

- 2009(平成 21)年度は「中小企業事業資金等融資預託金 25,000 千円」のみがここに計上されました。国立市は市内中小企業等の育成・振興を目的とし、必要な事業資金を低利で受けられるよう特定金融機関へ融資のあっせんをする事業を行っていますが、その融資金の原資として金融機関へ資金を預託しています。毎年 4 月 1 日に貸付金として支出をし、翌年 3 月 31 日に諸収入という形で収入しています。
- 図表のとおり、清瀬市、日野市が突出して多くなっています。清瀬市は、第三セクターである都市開発株式会社に出資金として 3 億 5,000 万円、貸付金として 3 億 5,000 万円支出したこと、

日野市は、市民病院に出資金として6億円支出したことになります。

■繰出金の比較



□概要

- 繰出金とは、一般会計と特別会計の間で支出される経費や、定額の資金を運用する基金に対して支出される経費のことを言います。

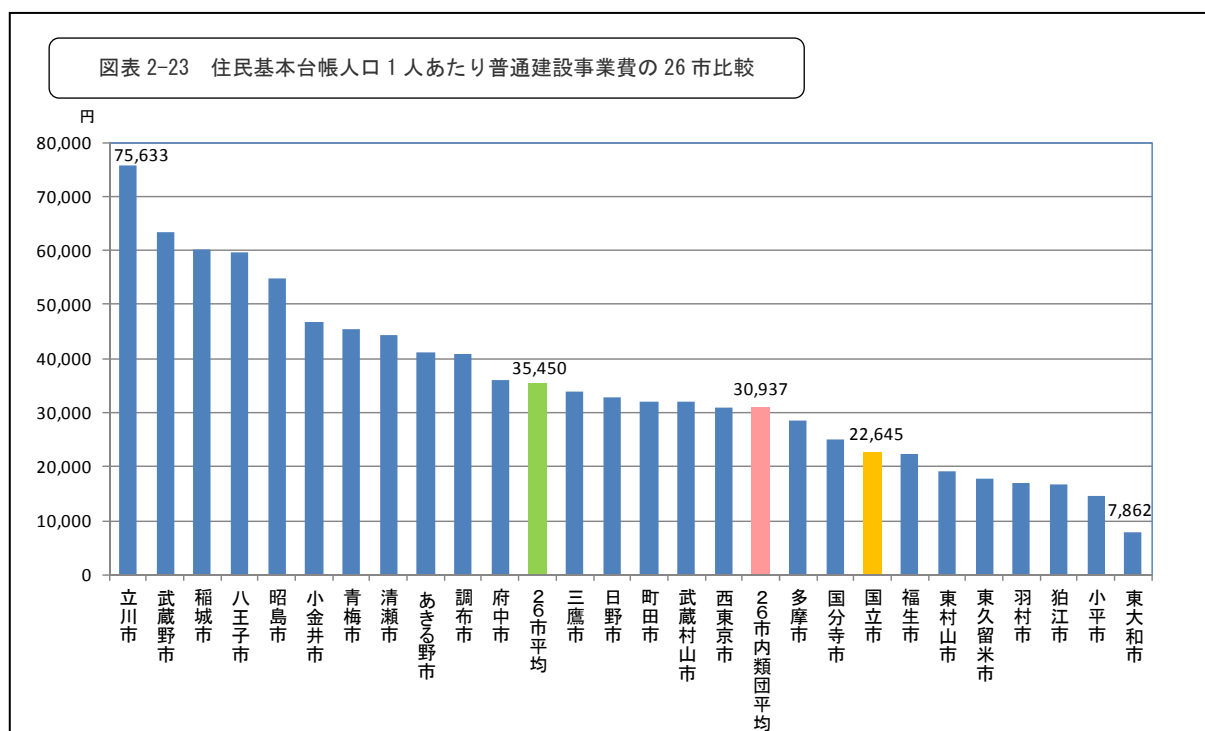
□国立市の特徴

- 市民1人あたりの繰出金でみると、国立市は26市で一番高い値となっています。一番小さい多摩市と比べると額は、実に2.3倍になります。
- 2009(平成21)年度は下水道事業特別会計15億3,435万円、国民健康保険特別会計11億3,197万円、後期高齢者医療特別会計5億2,164万円、介護保険特別会計6億1,962万円、合計38億758万円の繰出金がありました。
- 後期高齢者医療特別会計と介護保険特別会計については、その財源が公費(国、都、市)、保険料、利用者負担により賄われており、国立市もルールに基づいて決められた負担分と事務費を各特別会計への繰出金として支出しています。
- 国立市の繰出金が26市内で一番高い値となっている主な要因は、国民健康保険特別会計と下水道事業特別会計に対する繰出金にあります。
- 国民健康保険は主に被用者保険の適用を受けない市民を対象として、必要な保険給付を行うことを目的とする制度です。保険という性格上、保険料を主な財源としてその給付費を賄うべき

ところですが、国民健康保険加入者には定年退職した方や失業された方などいるため、保険料を支払うことが難しい方が多い半面、保険給付費が多額になる傾向にあります。こうした国民健康保険特別会計の財政状況の悪化に伴い、赤字補てん的な繰出金が多額になっていることが要因の一つです。2009(平成 21)年度の国民健康保険特別会計への赤字補てん的な繰出金は 9 億 806 万円に上り、国民健康保険被保険者 1 人あたりの額は 43,715 円です。多摩 26 市で最大となっています。

- ・下水道事業特別会計は過去の集中的な下水道整備に伴う公債費分の繰出金が大きく、残高のピークは越えたものの今後も高い水準での推移が見込まれています。下水道事業特別会計への繰出金が多い理由として、溢水と汚水を一遍に解決するため合流式を選択したこと、整備の時期が他市より遅かったため、バブルの時期と重なり工事費が高く、また金利も高かったこと、他の処理場に比べて処理区域が狭いため非効率的な面があること等が挙げられます。2009(平成 21)年度の下水道特別会計への繰出金は住民基本台帳 1 人あたり 21,048 円です。多摩 26 市では国分寺市(21,765 円)に次いで 2 番目に高い額となっています。
- ・独立採算の原則からも使用料の適正化を図る等、税収を主な財源とする一般会計の負担額を減らしていかななくてはなりません。

■普通建設事業費の比較



□概要

- ・投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残る

ものに支出される経費を言います。

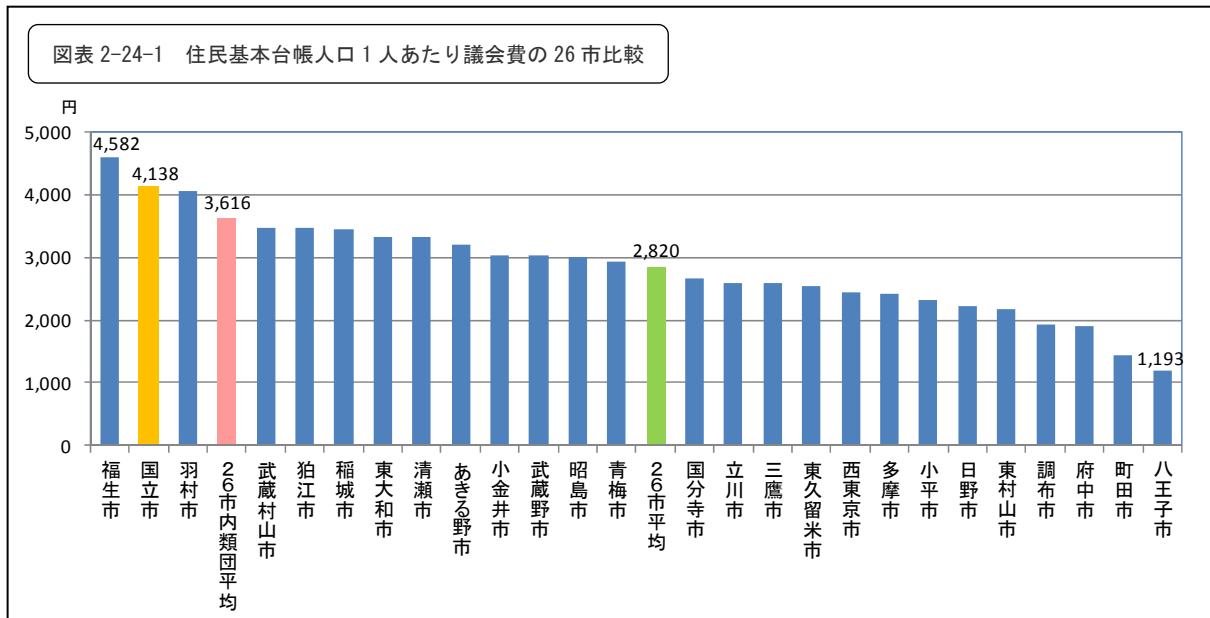
- ・具体的には、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費が挙げられます。

□国立市の特徴

- ・他市と比較すると国立市は低い水準にあります。大きな公共事業を行った年度には数値も大きくなるため、単年度の数値のみで見るとは正しくないかもしれませんが、国立市は厳しい財政事情から、単年度に大きな事業を実施することはできません。
- ・2009(平成21)年度に行われた事業として、中央線連続立体交差事業負担金3億6,686万円、第二中学校校舎地震補強等改修工事2億1,858万円、ハケ上道路整備事業1億1,414万円、東学童保育所建替工事5,394万円等があります。
- ・小中学校の耐震化については優先的に取り組んでおり、2010(平成22)年度で終了予定です。
- ・国立市の公共施設もだいぶ老朽化してきており、建て替えや大規模修繕を検討する時期に来ています。そのためにも、公共施設の改修計画を作成すると同時に、それを可能とする財源の確保が必要となってきます。

第3節 歳出 目的別経費の比較

■ 議会費の比較



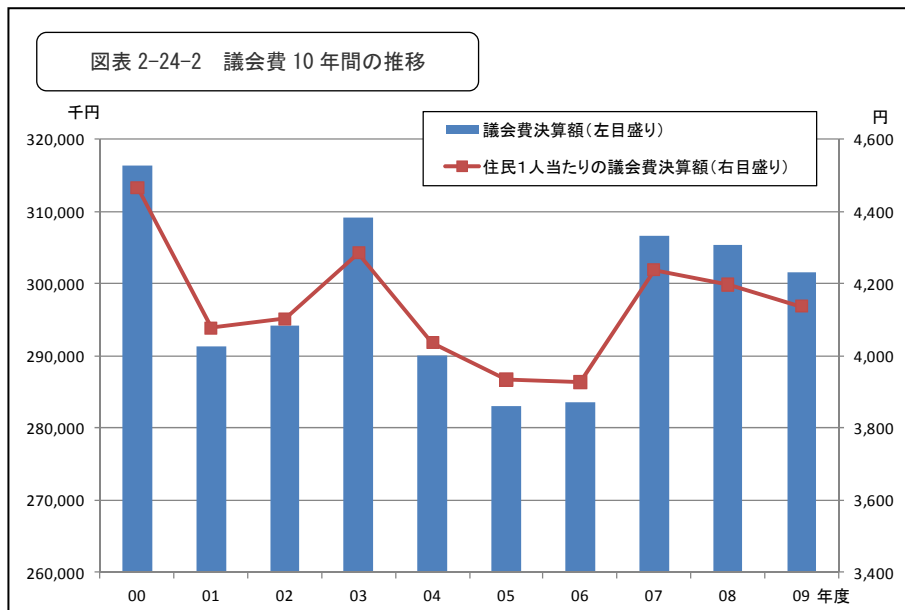
□ 概要

- ・ 議会費は、議会の活動に要する経費です。
- ・ 議員報酬や議会事務局職員の人件費が 92.7% を占め、その他として会議録の作成などが主な支出となっています。

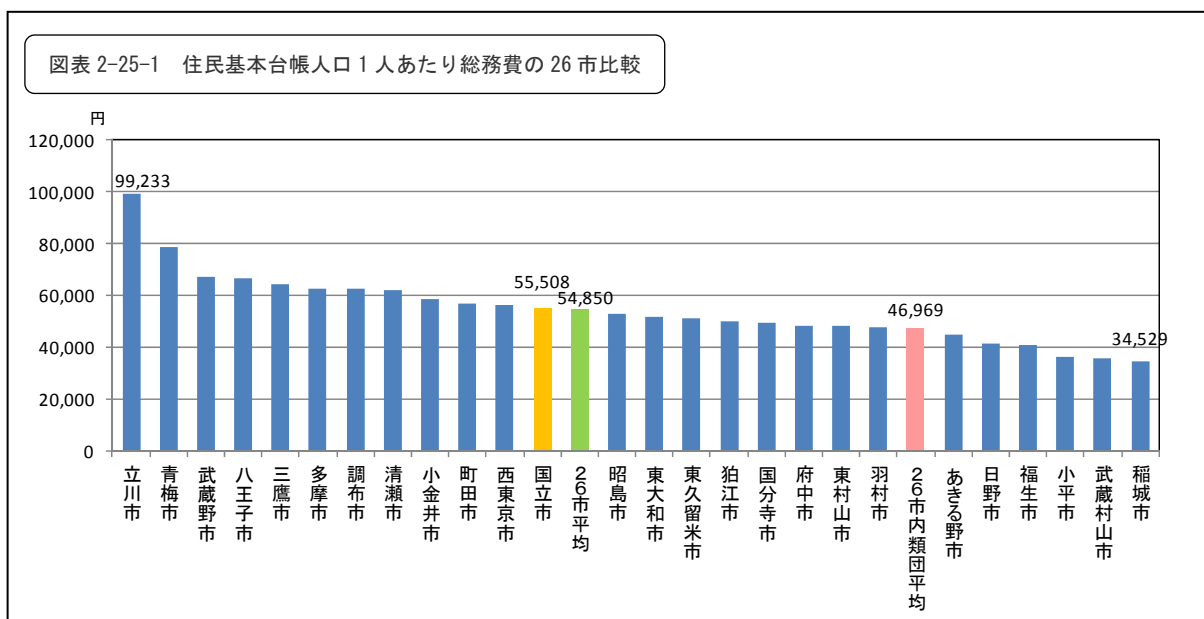
□ 国立市の特徴

- ・ 26 市の中で 2 番目に高い数値となっています。
- ・ 議会費が高い水準にあることの理由の一つとして、議員報酬が挙げられます。性質別歳出の人件費（議員報酬）から見ても、類似団体と比べて高い水準となっています。その理由として、議員数が多いことと、議員 1 人当たりの報酬額が高いことが挙げられます。
- ・ 2010(平成 22)年 7 月 1 日現在の調査によると、国立市の議員 1 人当たりの人口は 3,048 人となっており、福生市に次ぎ 26 市中 2 番目に高い水準となっています。また、2010(平成 22)年 6 月 1 日現在の議員報酬は、26 市内類似団体の中で一番高い水準となっています。
- ・ 10 年間の推移を見ると、4 年に一度の市議会議員選挙があった 2003(平成 15)年度、2007(平成 19)年度は決算額が大きくなっていることが分かります。任期途中で、都議会議員選挙に立候補するため、その他何らかの事由で辞職された人がいたことによるものです。選挙がある年度は定数に欠員がありませんので、相対的に高くなっています。
- ・ 議員数が多いほど、市民の多様な意見を汲み上げることができるとの意見もありますが、近隣市や類似団体との均衡を図る必要もでてきます。現在議員定数は 24 名ですが、2011(平成 23)年 4 月から議員定数は 2 名減となり、22 名となります。

・国立市議会の取り組みとして、議会のインターネット中継があります。平日に開催される議会を傍聴できない方でも、国立市のホームページから議会の様子をインターネット中継及び録画で見ることができます。



■総務費の比較

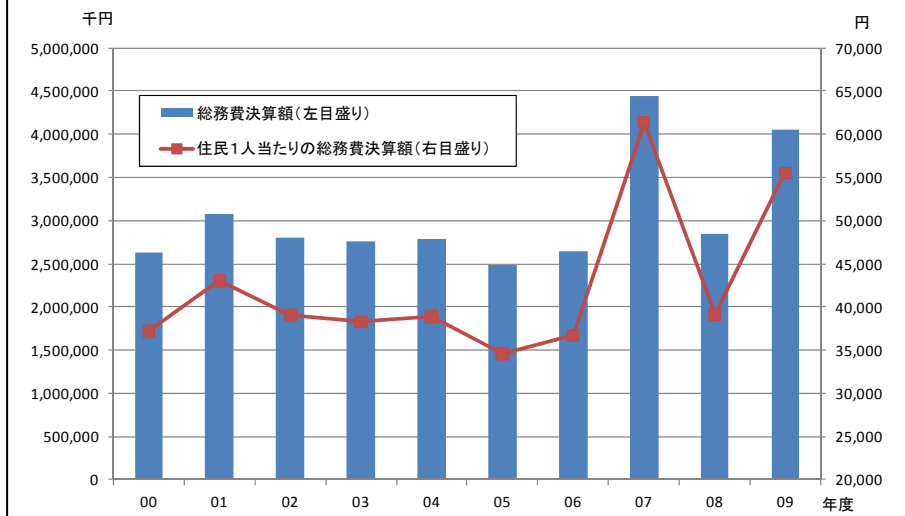


□概要

- ・総務費は、市の全般的な管理や、徴税・戸籍・選挙・統計・監査など、地方自治体が基本的に行うべき事務にかかる経費です。
- ・市役所の庁舎管理委託料、戸籍や税のシステム関係経費、コミュニティバスの運行経費補助金等が主な支出となっています。

□国立市の特徴

図表 2-25-2 総務費 10 年間の推移



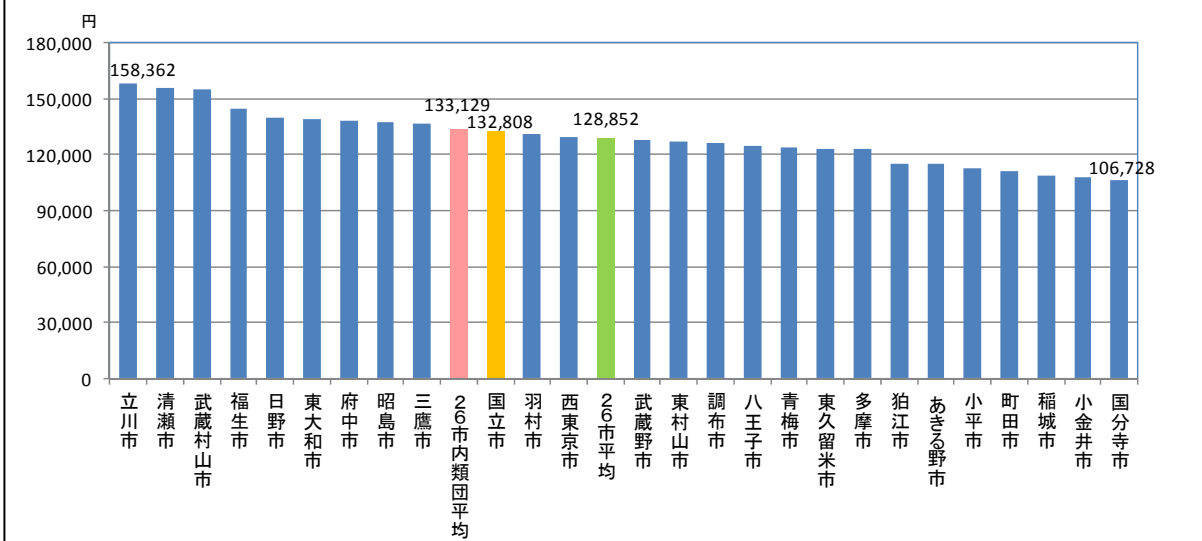
- ・国立市は 26 市平均とほぼ同じ水準となっています。
- ・2009(平成 21)年度に庁舎の建て替えがあった立川市、青梅市が高い値となっています。
- ・2007(平成 19)年度は清化園跡地買収事業約 17 億円、2009(平成 21)年度は定額給付金給付事業約 11 億円

があったことにより数値が大きくなっています。

- ・額が大きい定額給付金給付事業ですが、各市の考え方により予算計上する科目が違います。国立市は総務費に計上しましたが、日野市は民生費に、武蔵野市、府中市、羽村市、あきる野市、福生市、小平市、武蔵村山市、稲城市は商工費に計上しているため、総務費の比較には注意が必要です。

■ 民生費の比較

図表 2-26-1 住民基本台帳人口 1 人あたり民生費の 26 市比較



□ 概要

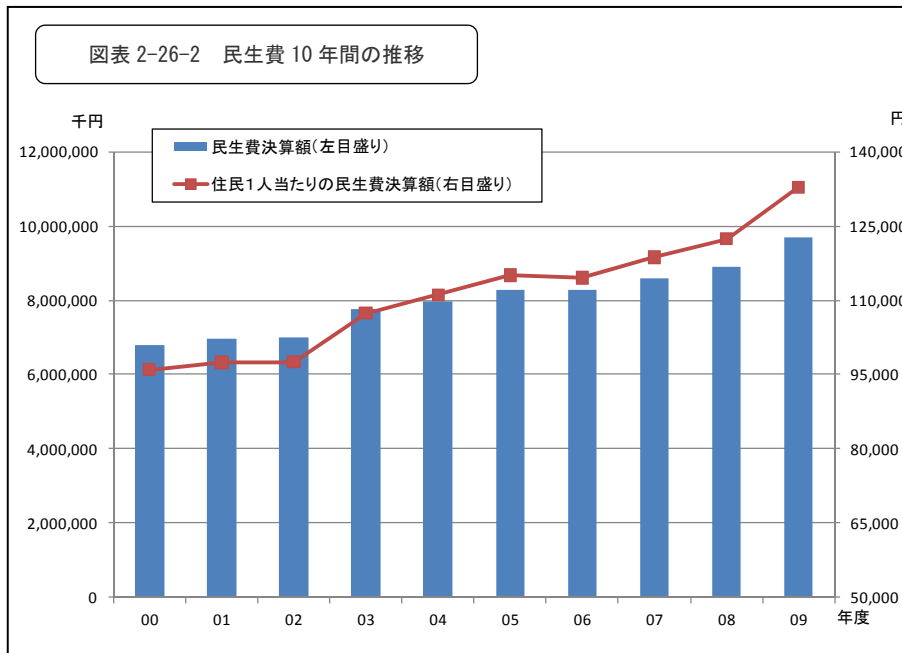
- ・民生費は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、しょうがいしゃ等のための福祉施設の

整備、運営、生活保護等の施策の推進に要する経費です。

- 生活保護費、高齢者食事サービス委託料、障害者自立支援給付費等が主な支出となっています。

□国立市の特徴

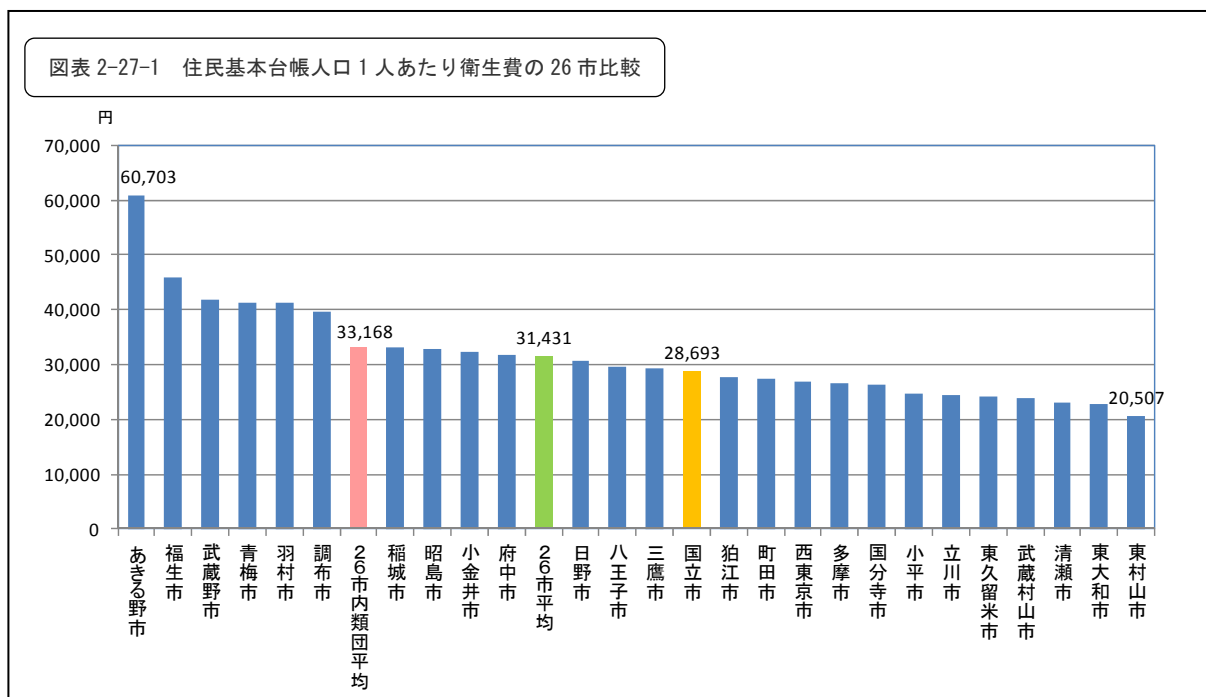
- 国立市は 26 市平均より少し高い水準となっています。
- 過去 10 年間の推移を見ると民生費は増加傾向となっており、2009(平成 21)年度の額は 2002(平成 12)年度の額に比べて約 1.4 倍です。
- 生活保護受給世帯の割合(保護率)は他市に比べると低くなっていますが、受



給世帯者は増加する傾向にあります。2000(平成 12)年度末に 324 世帯だった生活保護世帯数が、2009(平成 21)年度末は 592 世帯と約 1.8 倍に増加しています。

- 国民健康保険特別会計への繰出金 11 億 3,197 万円もこの民生費に分類されています。本来は保険料で賄う部分が足りないため、その穴埋めのために一般会計から繰り出している額(赤字補てん分)は 9 億 806 万円となっています。これを被保険者 1 人当たりの額で見ると、国立市が 26 市の中で一番多く赤字補てんを行っていることとなります。
- 高齢化の影響を受け、給付費が伸びているため、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金も増加傾向にあります。
- しょうがいしゃの人数も増えており、類似団体と比べても社会福祉費が高い水準にあることが分かります。

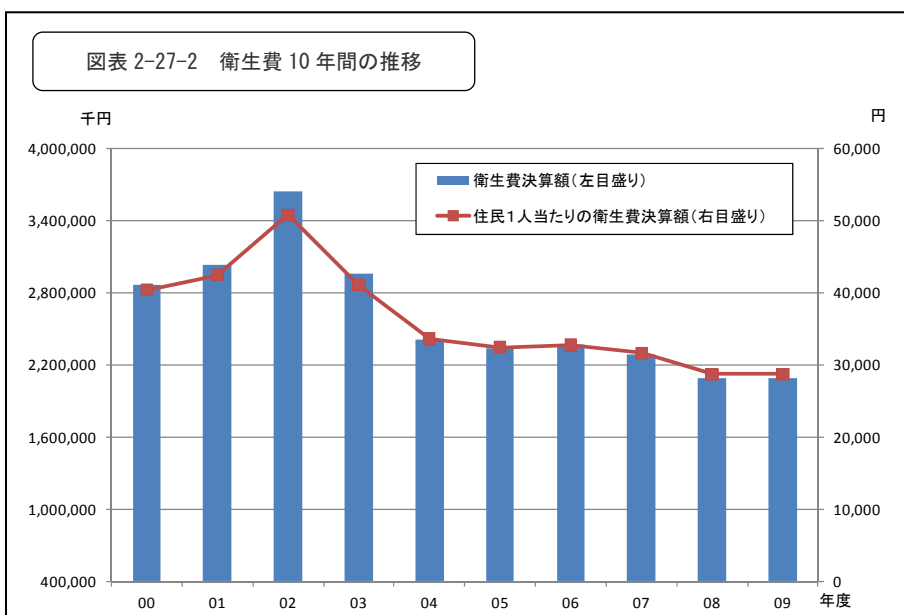
■衛生費の比較



□概要

- ・衛生費は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した施策の推進に要する経費です。
- ・成人一般健診委託料、ごみ・し尿処理に係る費用、多摩川衛生組合負担金等が主な支出となっています。

□国立市の特徴

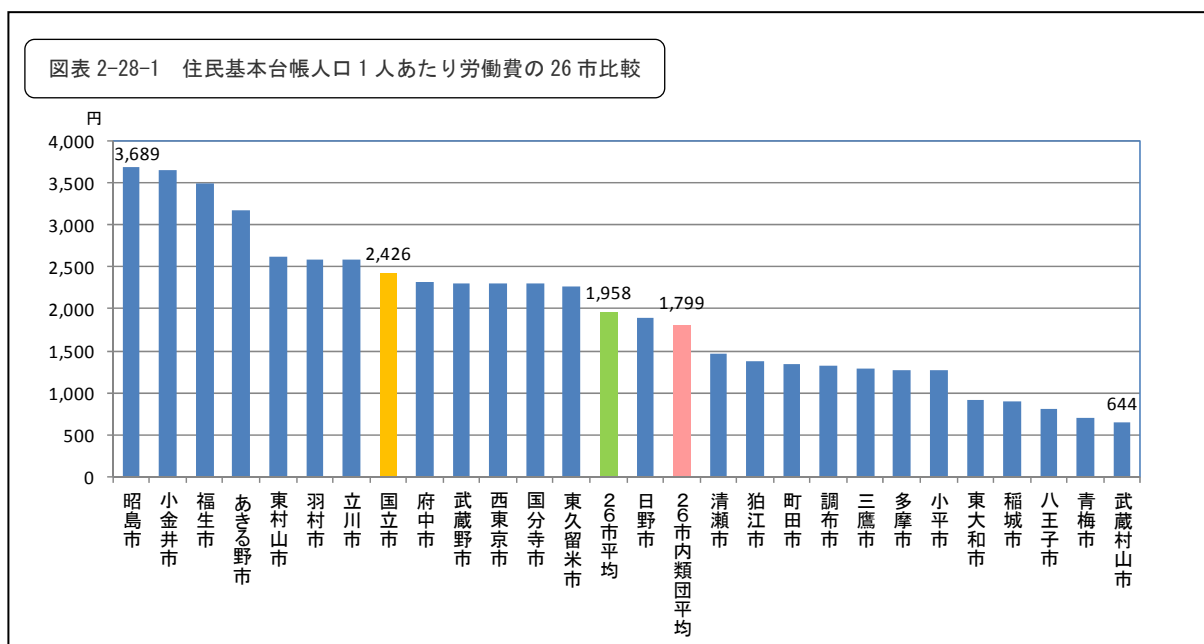


- ・国立市は 26 市平均より少し低い水準となっています。
- ・あきる野市は「郷土の恵みの森構想」用地買収費として約 17 億 8,000 万円の支出があったため、衛生費の数値が大きくなっています。国立市の新規事業として、女性特有の

がん検診事業、新型インフルエンザワクチン接種事業、妊婦健診の公費負担回数拡充事業などがありました。

- ・過去10年間の推移を見ると、2002(平成14)年度は清掃工場とし尿処理施設の解体工事が行われたため、決算額が大きくなっていますが、その後は減少傾向にあります。
- ・多摩川衛生組合負担金は、加入時の建設費清算金の終了により2004(平成16)年度から、さらに府中市が市域全域を加入したことにより2007(平成19)年度から徐々に減少してきました。建設時の起債の償還が進むことにより、今後いったん減少していきます。ただその後は、老朽化してくる施設の大規模改修・更新の費用負担が増加していくことが見込まれています。
- ・国立市は、ごみ減量に取り組んできた結果、多摩川衛生組合への搬入量が2003(平成15)年度の19,545トンから2009(平成21)年度の16,232トンへと約17%減量しました。各市でもごみ減量に取り組んでおり、2009(平成21)年度末で多摩26市中19市が家庭ごみの有料化を行っています。国立市においても検討すべき課題です。

■労働費の比較



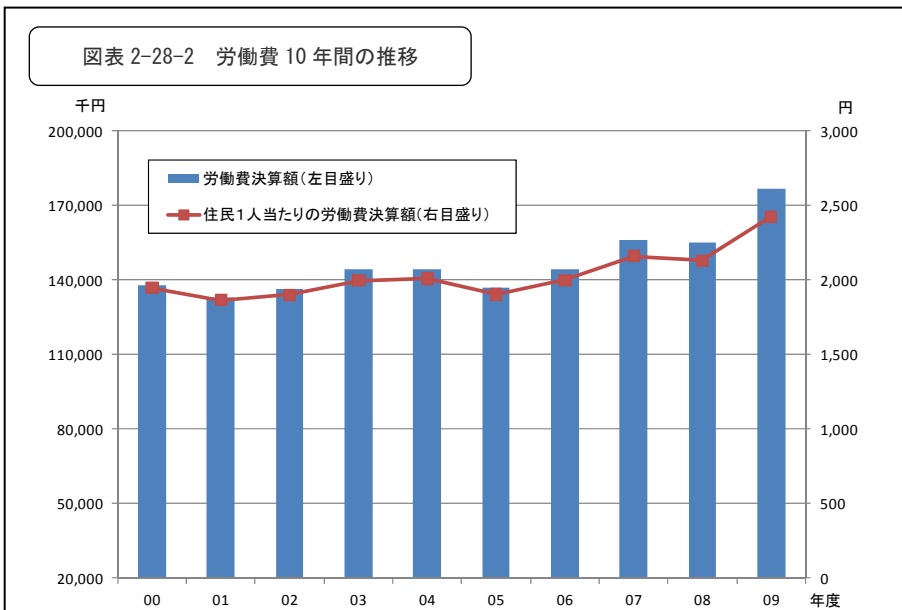
□概要

- ・労働費は、失業対策など就業に関する経費です。
- ・高齢者の就労対策としてシルバー人材センター等に委託した事業費などが主な支出となっています。

□国立市の特徴

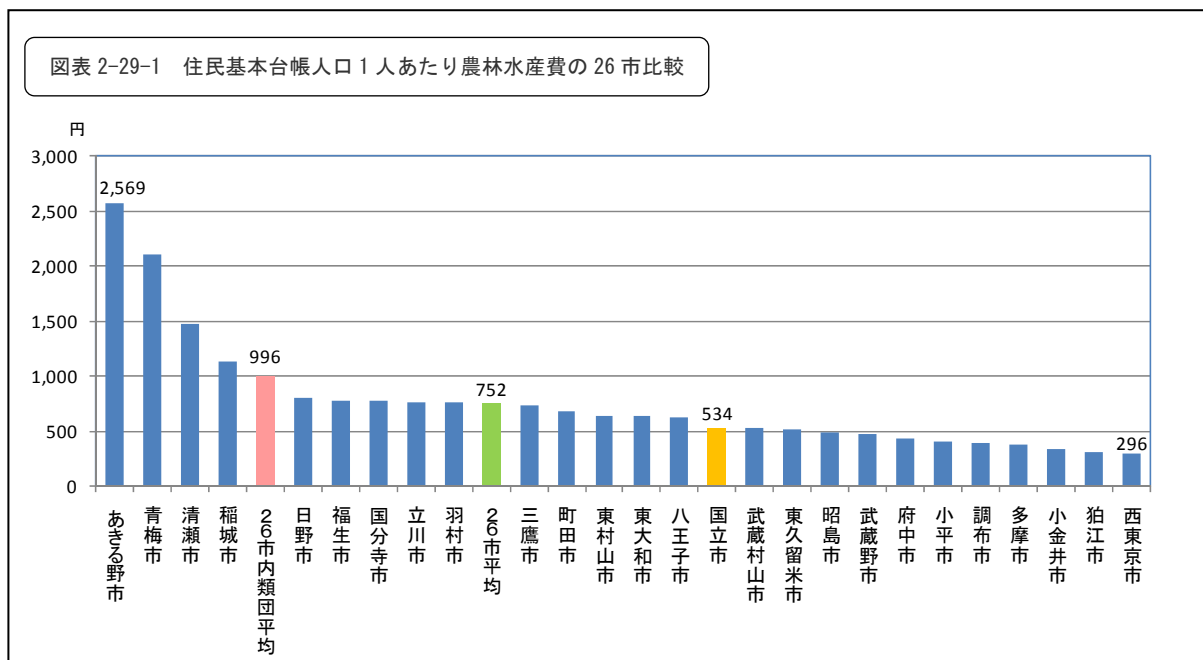
- ・国立市は26市平均よりやや高い水準となっています。

・2009(平成 21)年度は、地域の雇用失業情勢が厳しいことを受けて、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対する、次の雇用までの短期の雇用・就業機会の創出・提供のために、市町村等が直接雇用して行う事業及び民間企業等



に委託して行う事業に対して国や都からの補助金（東京都緊急雇用創出区市町村補助金、緊急雇用創出事業臨時特例補助金）が用意されました。国立市もこうした補助金を利用し、緊急的な雇用創出事業を行ったため、事業費が伸びています。

■農林水産費の比較

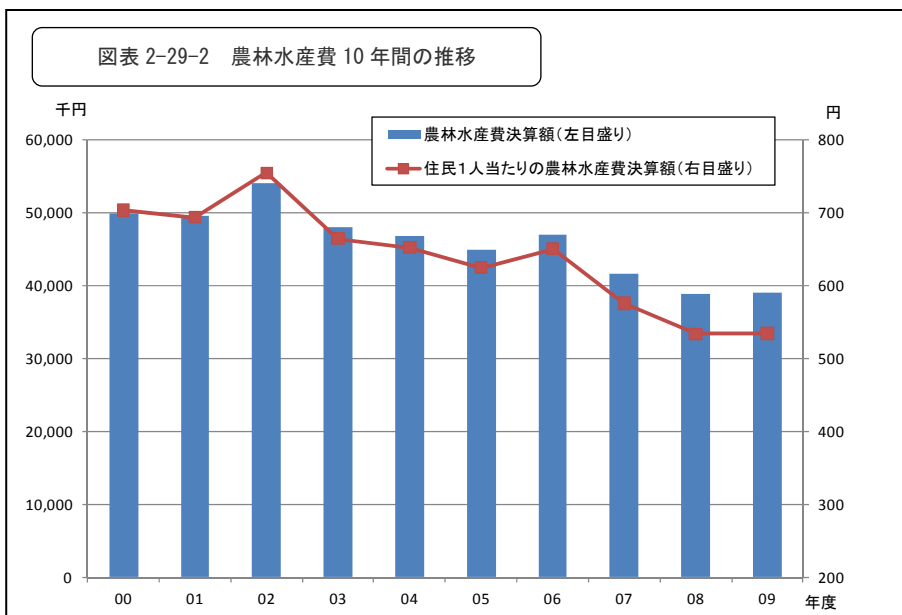


□概要

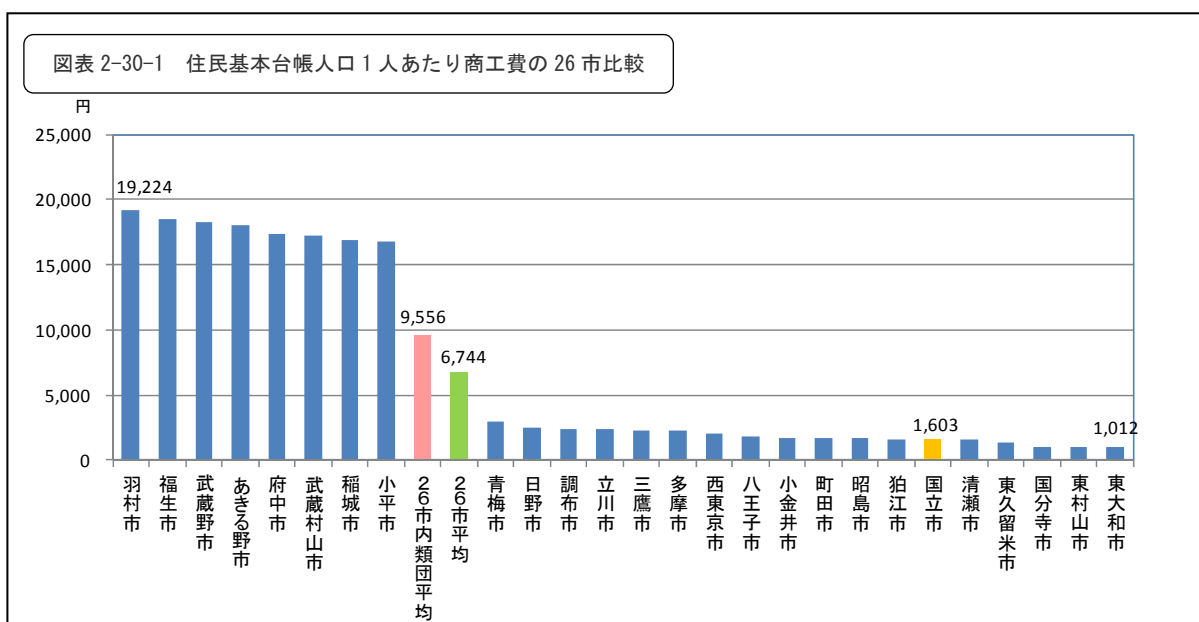
- ・農林水産費は、主に農業・林業・水産業の振興などに使われる経費です。
- ・農業委員会の運営に係る経費や特産物出荷改善事業補助金が主な支出となっています。

□ 国立市の特徴

- ・国立市は農業に関する支出だけであるため、26市平均に比べて低い水準となっています。
- ・あきる野市は林道開設や森林再生間伐作業委託料等、青梅市は多摩森林再生推進事業経費等の林業に係る経費があることから決算額が大きくなっています。
- ・国立市は特産物出荷改善支援事業を行っています。これは、農産物（ハウレンソウ、コマツナ、ブロッコリー、梨など）を出荷する時の段ボール箱、テープ等の規格を農産物ごとに統一することで、農家がそれにあつた農産物を生産できるように支援するための事業です。市場や消費者に国立産の野菜・果実の良さを知ってもらい、地域特産物の育成を図っています。
- ・毎年11月に農業展も開催しています。農産物でつくられた宝船の展示や、農産物の審査会が行われます。



■ 商工費の比較

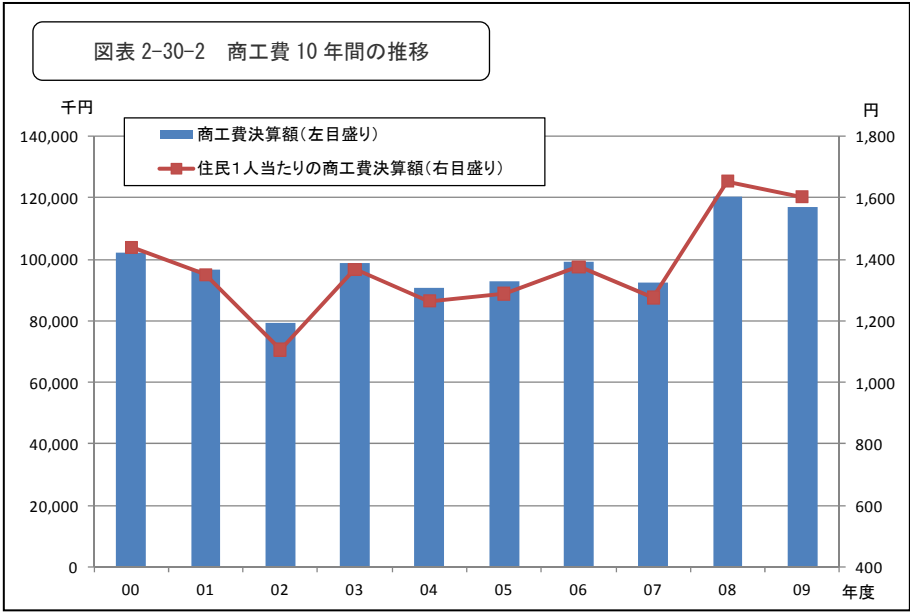


□概要

- ・商工費は、商工業振興や観光振興などにかかる経費です。
- ・市民まつり補助金、商店街装飾灯電気料補助金、中小企業事業資金等融資預託金が主な支出となっています。

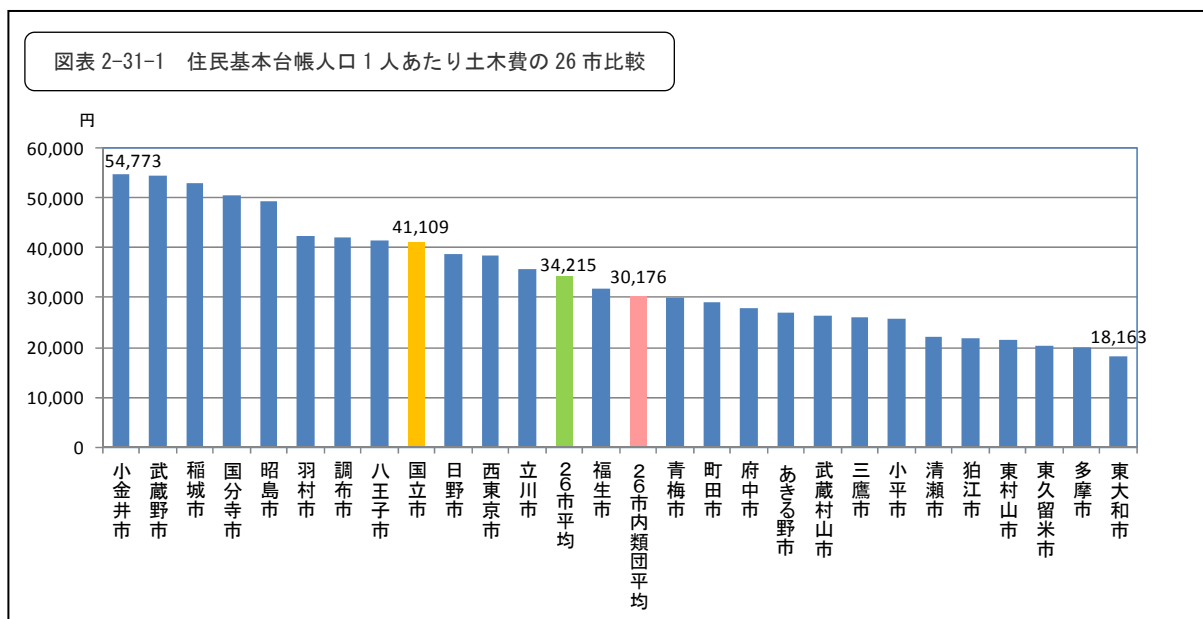
□国立市の特徴

- ・国立市は 26 市平均より低い水準となっています。
- ・羽村市から小平市までは、定額給付金事業に係る経費を商工費に計上していたため、数値が飛び抜けて高くなっており、比較が難しくなっています。定額給付金事業に係る経費を予算上どこに計上するかは各市の判断とされており、国立市は総務費に計上しています。
- ・2008(平成 20)年度は、原油高による原材料価格の高騰を受け、市内中小企業者の資金繰りを支援する期間限定の特例融資を行うため、緊急事業資金融資条例の一部改正が行われました。その原資としての預託金の増額があったため、数値が大きくなっています。また、2009(平成 21)年度以降も特例融資の利子補給が本格化してくるため、事業費は高止まりすることが見込まれます。
- ・国立市は企業誘致事業にも取り組んでおり、市の指定を受けて事業用施設を新設・増設・移設し



た企業や立地企業に貸付けられた土地や建物の所有者に対して、まちづくり協力金や利子補給金といった助成金を用意しています。2011(平成 23)年度以降はその支出も見込まれています。

■土木費の比較



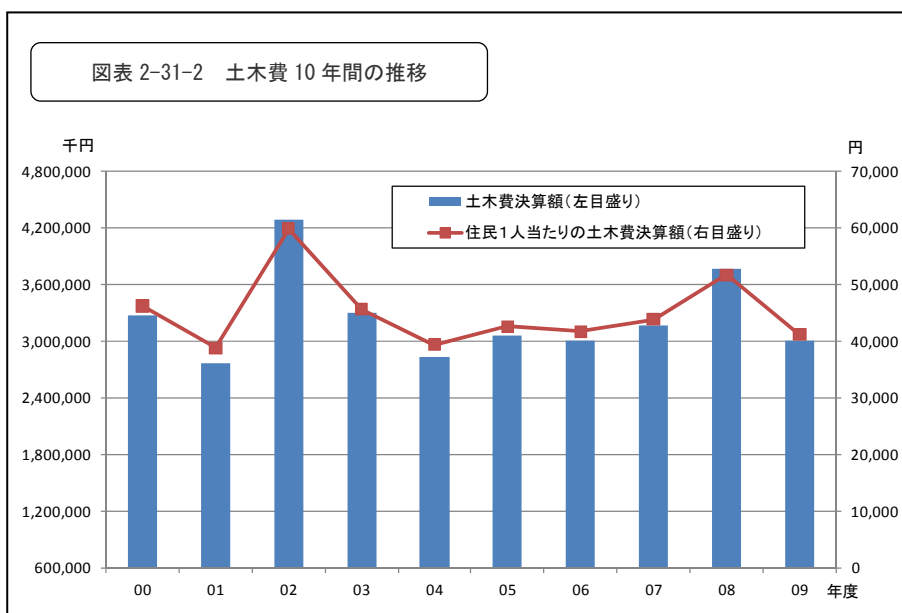
□概要

- ・土木費は、道路・公園・下水道の整備など街づくりに関わる経費です。
- ・下水道事業特別会計繰出金、放置自転車整理委託料、公園樹木剪定委託料、道路補修工事等が主な支出となっています。

□国立市の特徴

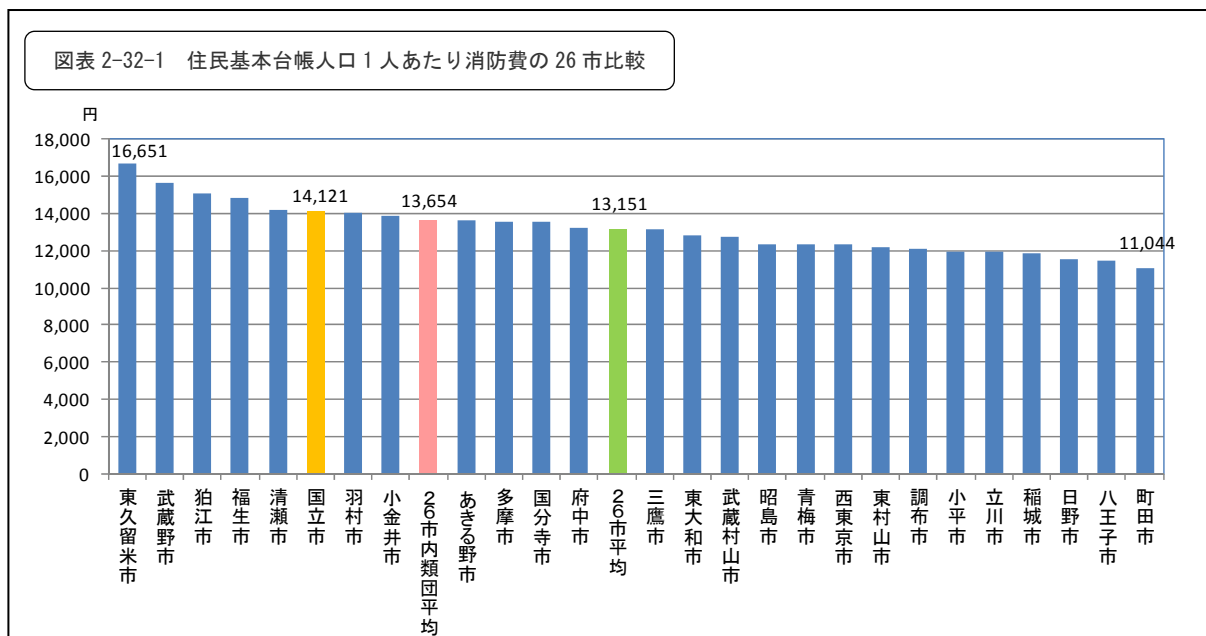
- ・国立市は26市平均より高い水準となっています。下水道事業特別会計繰出金が多摩26市で最高水準になっていることによるものです。
- ・土木費は既存施設の維持管理に係る経費と、道路の新設等の建設事業に係る経費に大きく分けられます。後者は事業費も大きいため、事業の有無により年度ごとのばらつきが大きくなる経費です。

- ・2002(平成14)年度は国立駅南第2自転車駐輪場用地買収事業12億88百万円が、2008(平成20)年度は都市計画道路3・4・10号線整備事業8



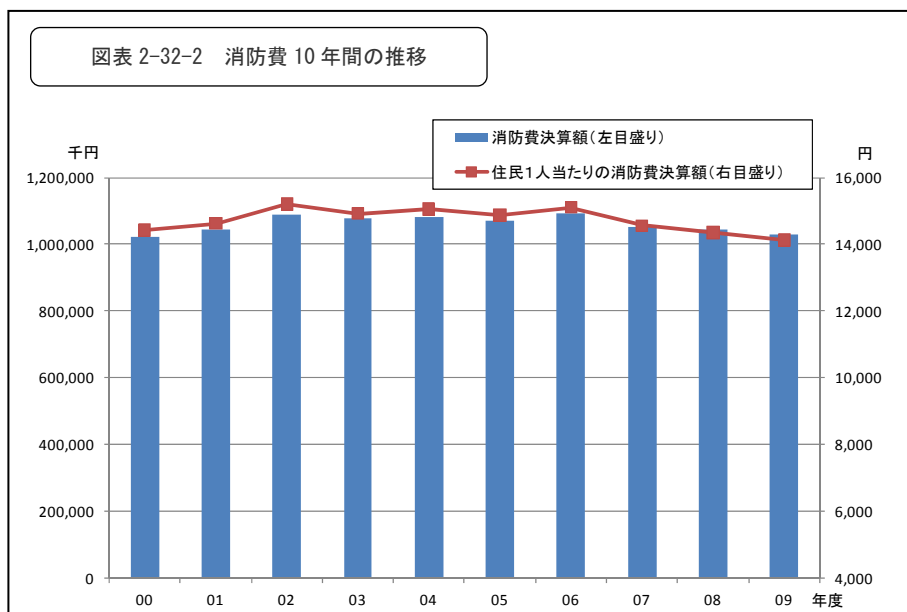
億 37 百万円があったため、決算額が大きくなっています。2009(平成 21)年度は中央線連続立体交差事業 3 億 67 百万円やハケ上道路整備事業 1 億 14 百万円等の事業がありました。

■消防費の比較



□概要

- ・消防費は、火災、水害、地震などの災害に対応するための経費です。
- ・都消防委託金、消防団員への出動手当、自主防災組織への防災資器材の貸与が主な支出となっています。



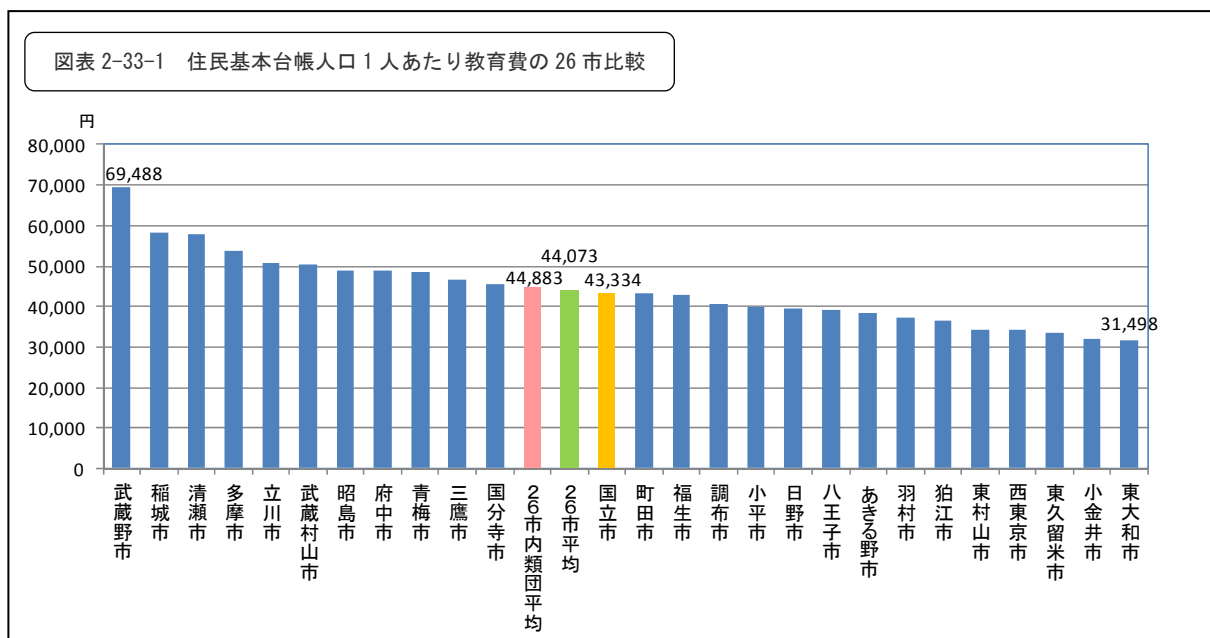
□国立市の特徴

- ・国立市は 26 市平均より高い水準となっています。
- ・消防費で一番大きい支出は、都消防委託金 9 億 15 百万円です。東京都へ負担金を支払うことにより、東京都が多摩地域 (2009(平成 21)年度までは、東久留

米市・稲城市を除く 24 市 3 町 1 村。2010(平成 22)年度からは稲城市を除く 25 市 3 町 1 村。)で広域的な消防活動を行うために、負担金を支出しています。国立市内で火災等災害が発生した場合には、消防署と消防団が消防活動等の任務にあたります。消防署とは、いわゆる職業消防で消防活動自体が生業の組織です。それに対して消防団とは、様々な職業を持った市民が生業のかたわら消防活動を行う組織であり、市内各所に 6 個分団が組織されています。

- ・地域防災力向上のため、自主防災組織の育成と防災資器材の整備を行っています。「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもとに、自治会等で自主防災組織を結成しています。
- ・2009(平成 21)年度は、マンホールトイレ設置工事、家具転倒防止器具助成事業、防災情報ブック作成委託事業がありました。

■教育費の比較

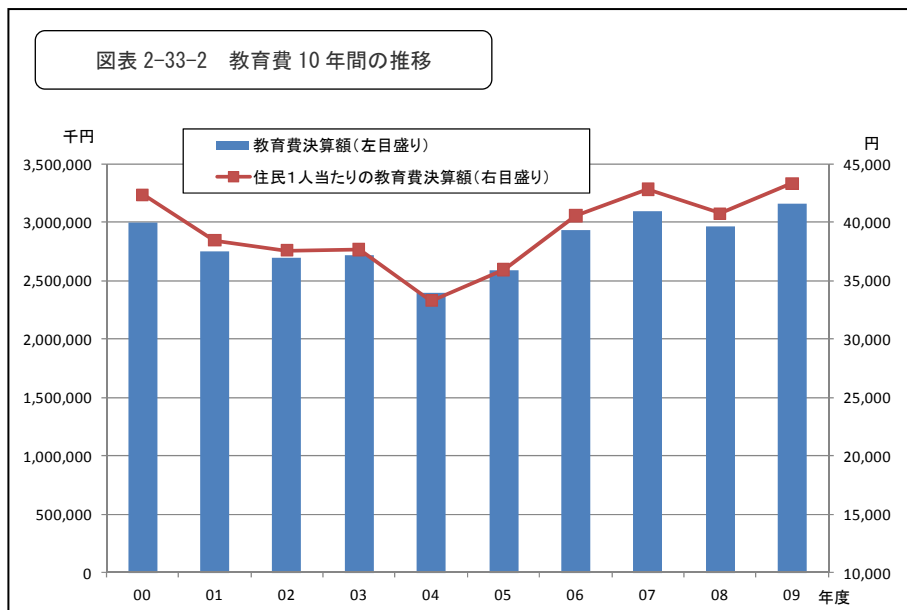


□概要

- ・教育費は、学校教育、生涯学習の充実、文化・スポーツ振興など教育全般にわたる経費です。
- ・学校警備委託料、総合体育館等の指定管理料、図書館の図書購入費、給食センターに係る経費等が主な支出となっています。

□国立市の特徴

- ・国立市は 26 市平均とほぼ同じ水準となっています。
- ・ここ数年は学校の耐震化を重点的に行っており、2010(平成 22)年度で完了する予定です。子どもたちの生活の場だけでなく、緊急時の避難所としての役割を担うことができます。

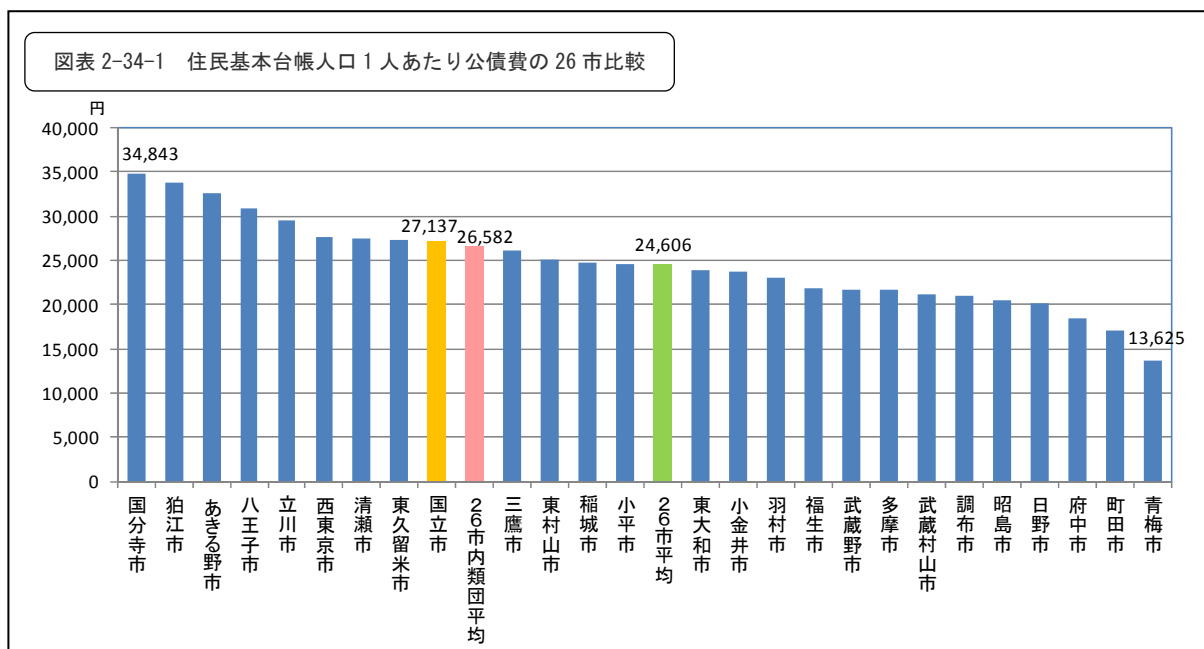


- ・2009(平成 21)年度は、学校施設の耐震化に加え、学校 I C T 関係備品整備事業 95 百万円、総合体育館室内プール東側天窓等改修工事 46 百万円等の大規模事業がありました。
- ・国立市立の小学校は 8 校、中学校は 3 校あり、その教員の給与は東京都が負担し

ています。教員以外にも教育相談員、特別支援教育指導員、学習支援員、I C T 支援員等、学校をサポートするスタッフはたくさんいますが、その人件費は国立市が負担しています。

- ・総合体育館、郷土文化館、芸術小ホールについては、指定管理者であるくにたち文化・スポーツ振興財団に管理運営を委託しています。

■公債費の比較



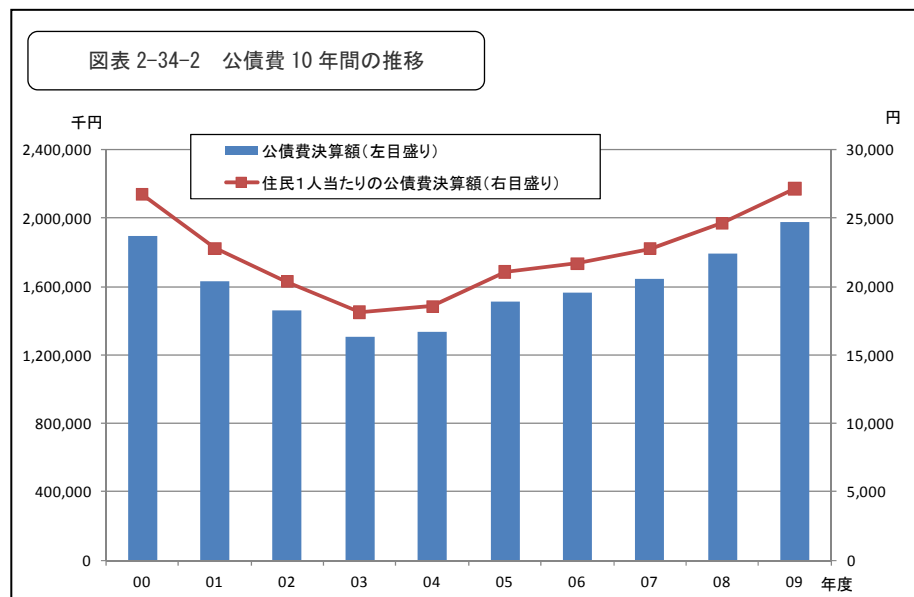
□概要

- ・公債費は、地方自治体が発行した地方債の元利償還等に要する経費です。

- ・ 国立市は過去に行った事業の財源として、国や都、銀行等からお金を借りています。その借入金に対する元金と利息の支払いが公債費の主な支出となります。
- ・ 地方自治体の借金である地方債は、公共施設の建設事業のように単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により資金を調達することにより、これに係る財政負担をその元利償還金の支払いという形で後年度に平準化するという年度間の調整機能を持っています。また、将来便益を受けることとなる世代にも元利償還金として負担してもらえらるため、世代間の負担の公平化が図れるといった一面があります。

□国立市の特徴

- ・ 国立市は 26 市平均より高い水準となっています。
- ・ 2000(平成 12)年度から減少傾向にあったものの、2003(平成 15)年度以降は増加傾向になっています。近年の増加傾向は、2002(平成 14)年度に国立駅南第 2 自転車駐輪場用地買収事業で 11 億円超、2003(平成 15)年度に臨時財政対策債を 14 億円超、2007(平成 19)年度に清化園衛生組合跡地用地買収事業で 13 億円弱の借入れを行ったことによる元利償還が本格的になったことによるものです。
- ・ 高利率の市債の繰上償還も積極的に行い、後年度の公債費負担の軽減を図っています。2000(平成 12)年度に 2 億 4 千万円弱、2008(平成 20)年度に 1 億円弱、2009(平成 21)年度に 2 億 1 千万円弱を繰上償還しています。
- ・ 各年度の内訳を見ると、臨時財政対策債等の赤字地方債の占める割合が毎年大きくなってきていることが分かります。



おわりに

ここまで記してきたとおり、第1章で財政状況の推移、第2章で歳入、歳出の性質別、目的別経費ごとの多摩26市比較を確認しました。いくつかの要素の経年変化を追っていくことによって縦の位置を、住民基本台帳人口1人あたりの額を多摩26市と比較することによって横の位置を確認し、財政状況を考えてきました。

本書により、国立市の現在の「位置」を捉え、ひとつの考え方を提示することができていたら幸いです。ただ、ここで分析した方法、結論が全てというわけではありません。経年分析でも重要と思われる要素について大きな枠での変化を追ったに過ぎず、他自治体比較分析でも細かい分類での比較を行っておりません。また、同じデータを元にしたとしても、解釈が異なる箇所もあるかと思えます。

記述が足りない箇所については、今後さらに分析していく必要があります。様々な要素での分析を通じ、国立市の特徴を捉えていかなければなりません。現在行政評価により、事務事業ごとの評価を行っていますが、各事業の動向が市全体の動向にどのように影響を与えていくのか、また他自治体とどのような違いをつくることにつながっていくのかという点も考えていかなければなりません。

解釈については、常に議論を開かれたものとして、よりよいものとしていく必要があります。様々な意見や質問をいただき、議論をしていく中で、市の状態を適切に捉えていく必要があります。市としても常に考え方を問い直す姿勢が求められています。

「地方自治体の財政は厳しい」と言われて久しくありますが、そこで思考停止をしたり、他に責任を転嫁したりせず、どのようにしていけば良いのかを常に考えていかなければなりません。「地方自治」が叫ばれる時代にあって、自治体自らが考え行動し、丁寧な分析のもと、制度についても積極的に発信していくことが必要とされています。

「自治」というものは過酷なものです。これまでのような「国」の庇護から離れ、いかに自立・自律していくのか、覚悟が問われます。

はたして自立した自治体とはどのような自治体なのでしょう。自律した行財政運営とはどのようなものなのでしょう。

自治体に携わるすべての構成員が真摯に考え、部分利益ではなく市全体のことを考えて実践を積み重ねていく中で、模索していかなくてはなりません。

社会状況が厳しくなる時代にあって、住民生活の基盤を支える地方自治体は、安穏と停滞している余裕はないはずです。

本書が国立市の行財政を考え、日々変えていこうとする力の一助となればうれしく思います。

2011(平成23)年2月

国立市企画部政策経営課

用語集

本白書で用いられている地方財政用語の主なものです。本文中で記述した内容もあり、重複している箇所がありますが、補足的な説明をしています。

■会計分類

一般会計／特別会計／普通会計／決算カード

■歳入分類

歳入／一般財源／特定財源／経常一般財源／地方税／地方譲与税／地方特例交付金／地方交付税／国庫支出金／都（道府県）支出金／地方債／基金

■歳出分類

歳出／目的別歳出分類／性質別歳出分類／補助事業／単独事業

■財政指標分類

標準財政規模／基準財政需要額／基準財政収入額／財政力指数／経常収支比率／実質収支比率／ラスパイレス指数／実質公債費比率／将来負担比率

■会計分類

一般会計

地方自治体の基本的な収入と支出を計上する会計です。特別会計に属さないすべてを対象としています。特別会計とのお金のやりとりでは、一般会計を基準に考えると、特別会計への繰出金、特別会計からの繰入金という表現を用います。逆に特別会計を基準に考えると、一般会計への繰出金、一般会計からの繰入金という表現です。

特別会計

特定の事業（上下水道・病院・交通・国民健康保険など）で、保険料や使用料などの収入で運営していく事業については、その収支をわかりやすくするために、法律、条例により、独立した会計を設置しています。この会計を特別会計と言います。法令で必ず設けなければならない特別会計もありますが、市独自で特別会計を設けることができます。例えば、国分寺市は地域バス運行事業特別会計を設け、コミュニティバスの運行管理経費を特別会計で管理しています。国立市の特別会計は2010(平成22)年度予算で、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の5会計です。2011(平成23)年度からは、老人保健医療特別会計がなくなり、4会計となります。

普通会計

国が地方財政全体の統計として実施している「地方財政状況調査（通称「決算統計」）」で、国全体の地方自治体経費の積み上げや各団体間での比較を行うために用いられている、理論上の会計です。

通常一般会計と普通会計の範囲は相当重なりますが、特別会計は自治体独自で設けることができるため、一般会計にどのような経費が含まれているかは全国の自治体ごとに異なります。普通会計を設けることによって、統一的な基準により、比較が行えるようになります。

なお国立市の場合、介護サービス事業勘定分の額を調整（純計控除といいます）しています。市の地域包括支援センターが介護予防サービス計画を立てた介護報酬とその経費として介護保険特別会計に繰り出している額は、決算統計の分類上、介護サービス事業勘定として位置づけられます。この分の歳入歳出額を一般会計決算額から控除して、普通会計としています。

決算カード

決算を決算統計の分類基準にしたがって整理した額を、分類ごとに一枚の表にまとめたものです。以下で確認する財政関係指数も、決算カードに記載されています。地方自治体の財政状況を他団体と比較する際によく用いられます。

市の分は市のホームページ

(<http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/yosan/000193.html>)、

都内自治体の分は都のホームページ

(<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/05gyousei/gyouzaisei/new/index.htm>)、

国全体の自治体の分は国のホームページ

(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>) に掲載されています。

■歳入分類

歳入

国や地方自治体の収入のことです。

一般財源

歳入のうち、あらかじめ使いみちが決められていないお金のことで、市税や地方消費税交付金、普通地方交付税などのことを言います。

特定財源

収入の時点で、使いみちが指定されているお金のことで、生活保護費のうち国が負担するべき額として地方自治体に交付される国庫負担金、道路などの建設事業で国や都から交付される補助金や自転車駐輪場の使用料などのことを言います。

経常一般財源

「一般財源」のうち、その年度のみ、期間限定など臨時的に収入されるお金ではなく、毎年、経常的に（事業の有無にかかわらず）収入されるお金のことを言います。

地方税

地方税は、地方税法と地方自治体の条例により地域内の住民や企業などから徴収する税です。地方自治における住民負担の基本原則（地方自治法第10条第2項「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」）から、地方自治体の収入の中心となるべきものです。

地方譲与税

地方譲与税は、本来地方税として地方自治体が徴収すべき税を、課税技術上の理由などによりいったん国が徴収し、その収入額から一定の基準で地方公共団体に譲与される税です。2009(平成21)年度にあった地方譲与税の主なものは、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税です。

地方特例交付金

1999(平成11)年に国が景気対策のため開始した恒久的減税（2007(平成19)年度に廃止）による地方税の減収分の約3/4を補てんするための交付金として制度が作られましたが、以降、国の政策によって減収や負担増となる地方自治体への補てん措置として交付される交付金となっています。具体的には2006(平成18)、2007(平成19)年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加や2008(平成20)年度から始まった住宅ローン減税に伴い、地方自治体に生じる個人住民税の減収、2009(平成21)年度から始まったエコカー減税に伴う自動車取得税交付金の減収などに対応する補てん措置です。2010(平成22)年度では、子ども手当制度創設に伴い、所得制限が撤廃された児童手当の地方負担分の増加に対する補てん措置も加わりました。

地方交付税

地方税等の収入の地域間格差を調整し（財源調整機能）、各自治体が一定の行政運営を行うことができるようにする（財源保障機能）ために国税の一定割合（この白書公表時点では、所得税32%、法人税34%、酒税32%、国消費税29.5%、たばこ税25%）などを財源が不足する団体に交付する普通交付税（地方交付税全体の94%）と、災害等特殊事情に対応するため交付する特別交付税（地方交付税全体の6%）があります。2011(平成23)年度からは、地方交付税全体のうち普通交付税95%、特別交付税5%となる見込みです。

国庫支出金

国が地方自治体に対して支出する負担金、委託金、特定の施策を奨励、財政援助するための補助金などです。具体的には生活保護費国庫負担金（生活保護費の負担割合は国3/4、市区町村1/4）、安全・安心な学校づくり交付金（学校の校舎・屋内運動場の耐震補強工事などに対する補助金）などがあります。

都（道府県）支出金

都（道府県）が市区町村に対して支出する負担金、委託金、特定の施策を奨励、財政援助するための補助金などです。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道

府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）があります。具体的には、福祉関係の包括補助金（地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金、障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金など）や道路築造などに対する補助金である市町村土木費補助などがあります。間接補助金としては、国から交付されたお金を原資に都につくられた基金から交付される保育所緊急整備事業補助金（市が私立保育園の改築工事に対し補助する事業に対し、都が補助するもの）などがあります。

地方債

建物の建設等で一時的に多額の経費がかかる場合や、減税などで収入不足の際に借り入れる地方自治体の借金です。国立市は、国、都、市中金融機関等から借りています。

基金

市の貯金のことです。基金にお金を入れることを「積み立て」、基金からお金を受け取るとを「取り崩し」と言います。主に資金を積み立てて活用する基金（「積立基金」）と定額の資金を運用するために設けられた基金（「定額運用基金」）の二つに大別されます。国立市が保有している基金は、第1章第6節をご参照ください。

■歳出分類

歳出

国や地方自治体の支出のことをいいます。

目的別歳出分類

経費を、行政目的別に区分したものです。議会費や教育費といった分け方を言います。第2章で分析した内容となります。本白書での分類は、決算統計の分類基準を用いており、予算とは異なります。決算統計の考え方については「普通会計」の項をご参照ください。また具体的な分類内容については、第2章をご参照ください。

性質別歳出分類

経費を、経済的性質を基準として区分したものです。人件費や扶助費といったように歳出を横断的に見た分け方を言います。第2章で分析した内容となります。本白書での分類は、目的別分類と同様、決算統計の分類基準を用いています。決算統計の考え方については「普通会計」の項目をご参照ください。また具体的な分類内容については、第2章をご参照ください。

補助事業

国庫支出金を受けて行う事業のことを言います。

単独事業

国庫支出金を受けずに行う事業のことを言います。都道府県からのみ補助を受けて行う事業も単独事業に分類されます。ただ、都道府県支出金が間接補助（「都道府県支出金」の項参照）となる事業は、補助事業として扱います。投資的経費、扶助費とも同じ考え方です。補助事業の考え方と同様、決算統計の分類に基づくため、国の視点からの分類になります。

■ 財政指標分類

標準財政規模

地方自治体が標準的な状態で収入される一般財源の規模を示すもので、自治体の財政規模を表すものとしてよく使われます。以下で確認する実質収支比率、実質公債費比率、将来負担比率など、財政関係の指標の分母となる重要な数値です。第2章の自治体間の比較分析では、住民基本台帳人口を用いましたが、標準財政規模を用いて自治体を比較する分析方法もあります。

基準財政需要額

普通地方交付税の額を算出する際に計算される数値で、国が定めた基準に基づいて算定された、その自治体が行政サービスを提供するために必要とされる額です。

基準財政収入額

普通地方交付税の額を算出する際に計算される数値で、国が定めた基準に基づいて算定された、標準的な状態において徴収が見込まれる市税等の額です。

財政力指数

地方自治体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の三か年平均（前々年度・前年度・当年度）の指数です。単年度で1を超えると、普通地方交付税が交付されません。財政力指数が高いほど、財源に余裕があるとされます。

国立市の単年度ごとの指数は、2008（平成20）年度1.072、2009（平成21）年度1.077、2010（平成22）年度0.984（当初算定時、国補正後再算定により0.981）であったため、2010（平成22）年度の財政力指数は1.044（当初算定時、国補正後再算定により1.043）となります。

2008（平成20）年度、2009（平成21）年度は1を超えているため、普通地方交付税が交付されていません。2010（平成22）年度は1を下回っているため、交付されています。

経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標です。人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額（「経常経費充当一般財源」といいます）が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（「経常一般財源」といいます）に占める割合です。2001（平成13）年度からは、分母に経常一般財源に減税補てん債と臨時財政対策債の発行額を加える方式に改められました。第1章第2節では、指数の継続性を見るために、臨時財政対策債等を加えた数値、加えない数値の両方の値の動きを追

っています。

毎年度常に支出しなければならない費用に使われている一般財源が、自由に使える一般財源の総額に対してどのくらいの割合を占めているのかを表しており、この比率が低い方が独自施策に使える財源が大きいと言えます。

実質収支比率

一般会計等（国立市では一般会計と受託水道事業特別会計）の決算で、歳入から歳出と翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額の標準財政規模に対する割合を言います。

ラスパイレス指数

国家公務員の給与水準を100とした場合に、その団体の給与水準がどの水準にあるかを指し示す数値で、地方自治体の職員の給与水準を表すために用いられます。2010(平成22)年4月1日現在の全国の自治体の状況は、総務省のホームページ(<http://www.soumu.go.jp/iken/kyuyo.html>)に掲載されています。

実質公債費比率

一般会計等の歳出のうち、元利償還金（地方債を返済するための元金と利子）やそれに準じた経費などの、標準財政規模を基本とした額に対する割合をいいます。一般会計、各特別会計に加えて、国立市が加入している一部事務組合の元利償還金も対象となります。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算出された指標で、監査、報告、公表が求められています。市のホームページ(<http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/yosan/000191.html>)で、これまでの指数を掲載しています。また健全化法に関する全国の自治体の情報は総務省のホームページ(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>)にあります。

将来負担比率

一般会計等が将来負担しなければならない実質的な負担の、標準財政規模を基本とした額に対する割合をいいます。一般会計、各特別会計、一部事務組合に加えて、土地開発公社も対象となります。上記の実質公債費比率と同様に公表されています。

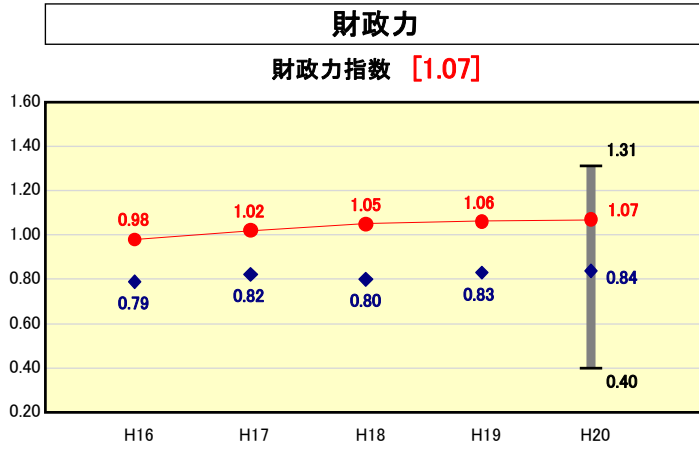
本用語集は以下の本、ホームページの用語集を引用・参照しています。

- ・石原信雄・嶋津昭監修『地方財政小辞典第5版』（ぎょうせい、2002年）
- ・鳥取県総務部県民課 草の根自治支援 地方財政用語辞典
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=96379>
- ・広島県安芸太田町 地方財政用語集
<http://www.akiota.jp/contents/000000767.pdf>
- ・総務省『平成21年版 地方財政白書』用語の説明
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyoyo/chihou/21data/yougo.html

平成21年度
決算状況

団体系		団体系コード	132152	市町村類型	II-3	歳 入				性 質 別 歳 出											
団体名		団体系名	国立市	21年度交付税種地区分	II-9	区 分		決 算 額		構 成 比		区 分		決 算 額		構 成 比					
指定団体等の状況		事務の共同処理の状況			指 数 等		千 円		%		千 円		%		千 円		%				
人 口		17年		72,667人		増減率 (17/12) 年		0.7%		対前年増減率		0.2%		(参考) 65歳以上人口		22.3.31		14,048人			
面積		8.15k㎡		国調		17年		72,667人		増減率 (17/12) 年		0.7%		(参考) 65歳以上人口		22.3.31		14,048人			
国調	17年	72,667人		増減率 (17/12) 年		0.7%		対前年増減率		0.2%		(参考) 65歳以上人口		22.3.31		14,048人		面積		8.15k㎡	
	22.3.31	72,899人		増減率 (対前年)		0.2%		(参考) 65歳以上人口		22.3.31		14,048人		面積		8.15k㎡					
住民基本台帳	指定団体等の状況		事務の共同処理の状況			指 数 等		区 分		決 算 額		構 成 比		区 分		決 算 額		構 成 比			
公営事業の状況	事業名		法適用の有無	実質収支額	普通会計からの繰入金	職員数	加入世帯数		12,585 世帯	目的税		1,207,844	8.4	2.2	額		301,671	1.2	301,601		
	国民健康保険(事業勘定)		116,359	1,131,968	9	被保険者数 A		20,689 人	入湯税		0	0.0			額		4,046,445	15.8	2,633,175		
	老人保健医療		6,424	0	0	うち退職者被保険者等 B		763 人	事業所税		0	0.0			額		9,681,584	37.8	5,460,027		
	介護保険(保険事業勘定)		48,227	619,618	13	退職者医療制度加入率 B/A×100		3.7 %	都市計画税		1,207,844	8.4	2.2	額		2,091,688	8.2	1,734,889			
	介護保険(介護サービス事業勘定)		0	0	1	1世帯当たり保険税測定額		122,085 円	旧法による税		0	0.0			額		176,845	0.7	135,054		
	後期高齢者医療		47,661	154,735	2	被保険者1人当たり保険税測定額		74,264 円	合計		14,347,603	100.0	0.3	12,829,675	額		0	0.0	0		
	下水道事業		無	49,481	11	被保険者1人当たり費用		316,755 円	納税義務者数		36,698	2.389	平成21年度大規模事業(単位:百万円)		額		25,617,481	100.0	17,678,328		
						保険税(料)		1,524,459 千円	均等割人		36,698		定額給付金給付事業		1,107	額		301,671	1.2	301,601	
						保険給付費		4,414,671 千円	老人保健拠出金		66 千円		東学童保育所建替事業		54	額		4,046,445	15.8	2,633,175	
						後期高齢者支援金等		894,592 千円					ハケ上道路整備事業		114	額		9,681,584	37.8	5,460,027	
					前期高齢者支援金等		2,544 千円					中央線連続立体交差事業負担金		367	額		2,091,688	8.2	1,734,889		
					介護給付費納付金		361,042 千円					第五小学校屋内運動場大規模改造工事		157	額		176,845	0.7	135,054		
												第二中学校校舎地震補強工事		225	額		38,939	0.1	38,230		
												学校ICT関係備品整備事業		95	額		116,825	0.5	71,913		
												合計		25,617,481	額		2,996,824	11.7	2,312,908		
												国民健康保険税(料)		89.9	額		1,029,435	4.0	813,855		
												徴収率		98.5	額		3,158,977	12.3	2,198,428		
												市税合計(徴収猶予分除く)		(98.5)	額		0	0.0	0		
												市民税		98.2	額		1,978,248	7.7	1,978,248		
												純固定資産税		98.9	額		0	0.0	0		
												国民健康保険税(料)		89.9	額		17,678,328	68.9	12,829,675		

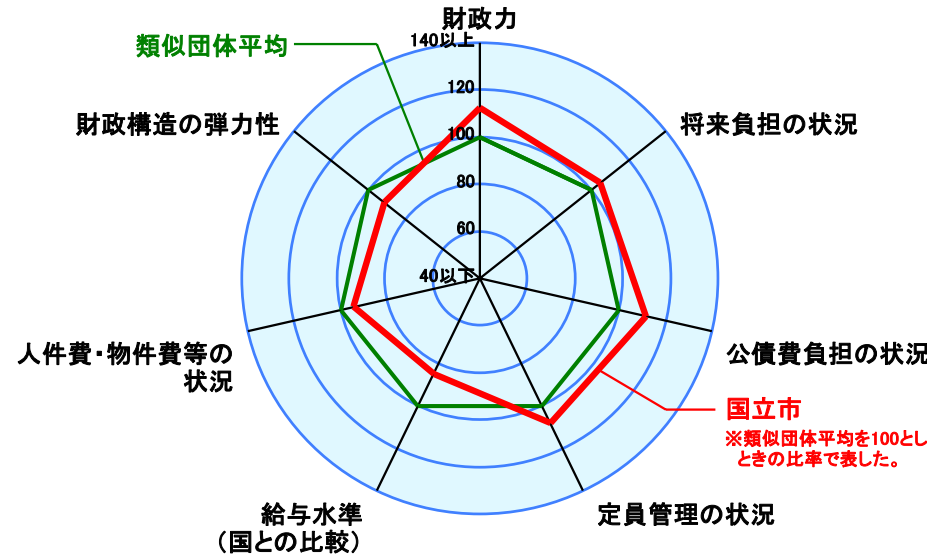
市町村財政比較分析表(平成20年度普通会計決算)



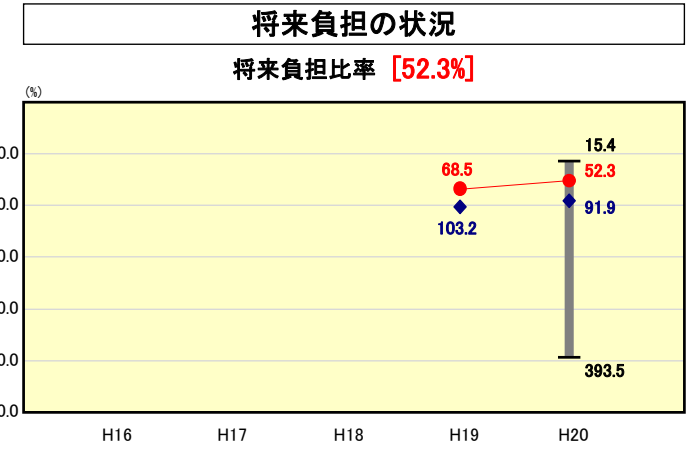
● 当該団体値
◆ 類似団体内平均値
T 類似団体内の最大値及び最小値

類似団体内順位 6/56
全国市町村平均 0.56
東京都市町村平均 0.85

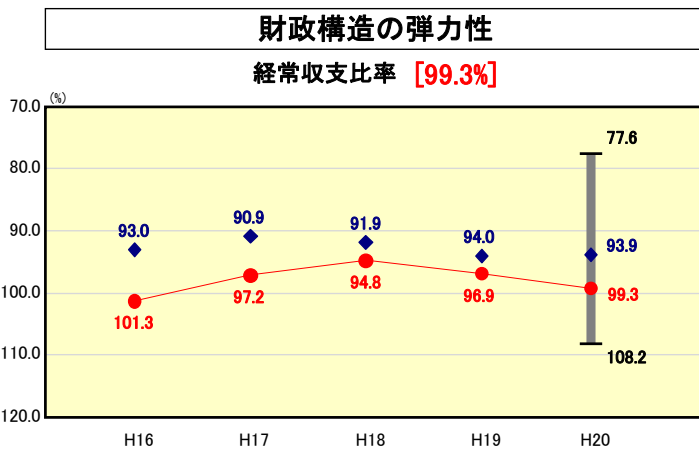
人口	72,760	人(H21.3.31現在)
面積	8.15	km ²
標準財政規模	15,374,703	千円
歳入総額	24,364,660	千円
歳出総額	24,020,030	千円
実質収支	259,198	千円



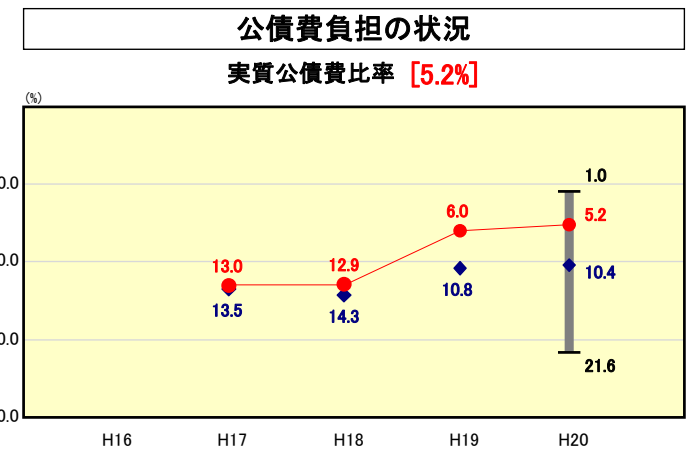
※類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。
※平成21年度中に市町村合併した団体で、合併前の団体ごとの決算に基づく実質公債費比率及び将来負担比率を算出していない団体については、グラフを表記せず、レーダーチャートを破線としている。
※充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については、将来負担比率のグラフを表記せず、レーダーチャートを破線としている。



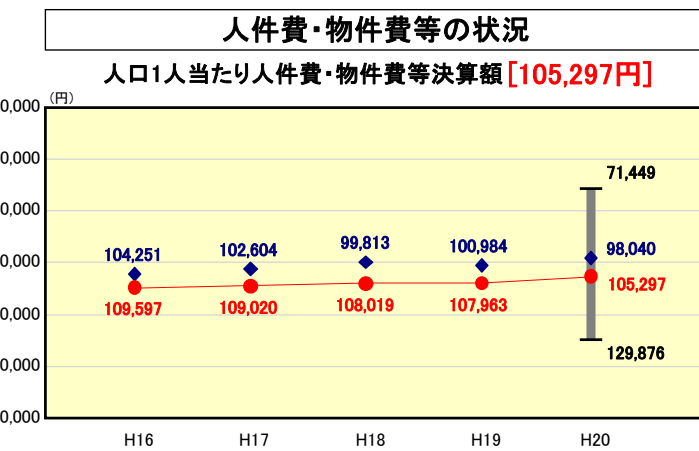
類似団体内順位 11/56
全国市町村平均 100.9
東京都市町村平均 0.0



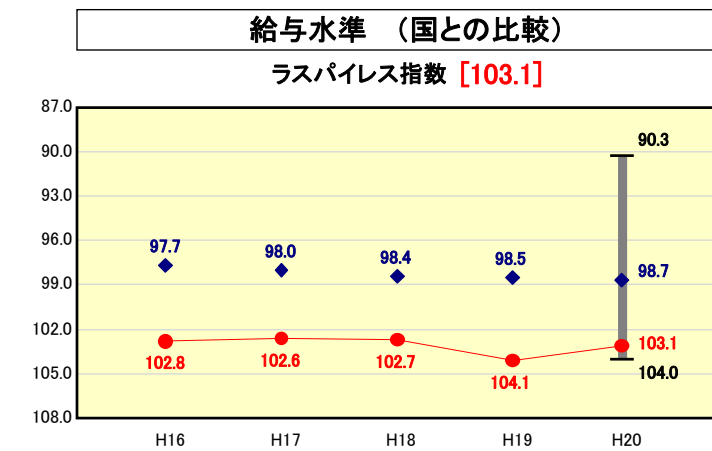
類似団体内順位 46/56
全国市町村平均 91.8
東京都市町村平均 91.7



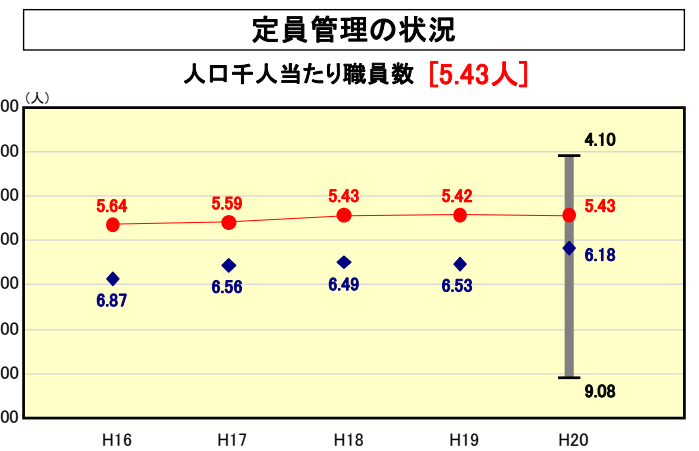
類似団体内順位 8/56
全国市町村平均 11.8
東京都市町村平均 4.0



類似団体内順位 41/56
全国市町村平均 114,142
東京都市町村平均 121,052



類似団体内順位 53/56
全国市平均 98.4
全国町村平均 94.6



類似団体内順位 11/56
全国市町村平均 7.46
東京都市町村平均 6.75

※人員費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし 人員費には事業費支弁人員費を含み、退職金は含まない。

分析欄

【財政力指数】

市民の所得水準が高いこと等の理由により類似団体平均を上回る税収があることから、単年度で1.072、3か年平均で1.067となっている。しかし、東京都の他の区市との均衡等もあり、求められるサービス水準は高く、財政力指数に反して財政は逼迫している。
歳入の約6割を市税が占める国立市にとって、税制改正や景気動向による影響は少ない。このような状況下でも安定した収入を確保するために、組織改正で収納課を新設する等の徴収体制強化を図り、滞納整理に注力した結果、滞納繰越分の徴収率は4.9%増の24.4%となった。

【経常収支比率】

比率は99.3%と前年度より2.4ポイント悪化し、類似団体平均を大きく上回っている。また、減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた経常収支比率では103.6%となり100%を超えている。
昨年度より数値が悪化した原因として、扶助費と繰出金の数値の伸びが挙げられる。扶助費は、障害者自立支援給付費、生活保護費等の増によるもので、繰出金は、多額の公債費負担を抱える下水道事業特別会計への繰出金の高止まりに加えて、後期高齢者医療制度の開始もあつたことから特別会計繰出金が大きな伸びを見せた。
財政の硬直性は悪化しており、経常経費の一層の縮減と同時に、市内部で検討してまとめた「健全化の方策(案)」で掲げた収支改善策を実施していく必要がある。

【将来負担比率】

団塊世代の大量退職等により退職手当負担見込額が減少したこと、地方債の繰上償還により地方債残高が減少したこと等から昨年度より16.2ポイント低い52.3%となった。
算定の際に、地方債残高のうち基準財政需要額算入見込額が将来負担額から控除されているが、国立市は普通交付税の不交付団体なので実際には交付税で補てんされることはない。このように数値だけを見ると類似団体平均よりも低い水準にあるが、将来負担比率を算定する際の各項目ごとに債務残高を適切に管理する必要がある。今後も後世への負担を少しでも軽減するよう、新規事業の実施等について精査し、財政の健全化を図っていく。

【実質公債費比率】

平成18年度と平成19年度の間には算定方法の変更があり、都市計画税充当分を元利償還金から控除できるようになったために指数が好転しているが、実態が変わったわけではない。単年度で見ると、平成19年度は債務負担行為に基づいた土地開発公社保有土地の買い戻し費用が指数を押し上げ6.8%となっていたが、平成20年度はそれがなくなったことから3.0%となり、3か年平均の指数は0.8ポイント改善し5.2%となった。
中央線連続立体交差化事業も終盤を迎え、これに合わせた国立駅周辺のまちづくりが今後本格化してくること、老朽化した公共施設の耐震化や建て替えなど、今後も多額の財政需要が予測されている。適切に管理することを通じて、指数がこれ以上悪化しないようにしていく。

【人口1人当たり人員費・物件費等決算額】

類似団体平均より高く、東京都市町村平均より低い値となっている。個別に比較すると、人員費と物件費で類似団体平均を上回っている。
人員費の中では議員報酬と委員等報酬が、物件費の中では委託料と備品購入費が類似団体の中で高い水準にある。特に委員等報酬と委託料については、定員管理計画に基づいて嘱託職員化と委託化を行ってきた結果と考えられる。事業を常に見直す中で、経常経費の一層の縮減が必要である。

【ラスパイレス指数】

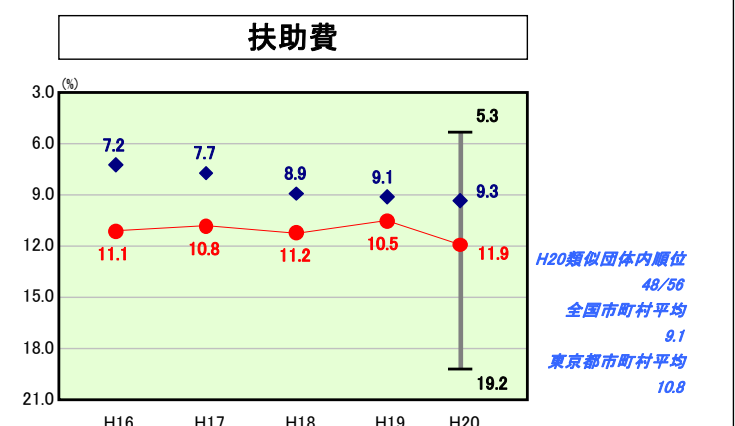
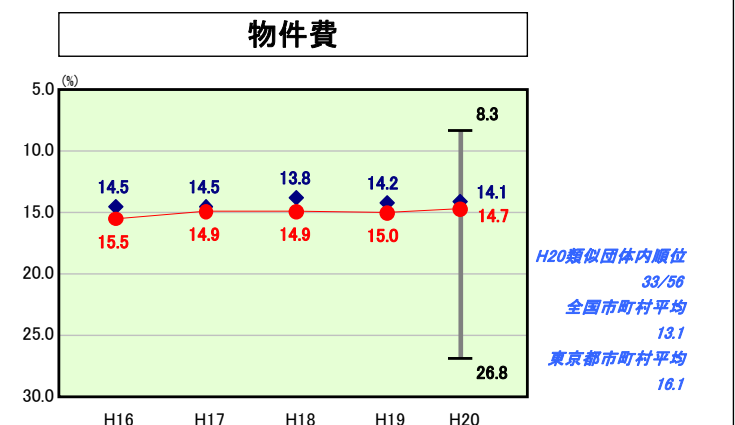
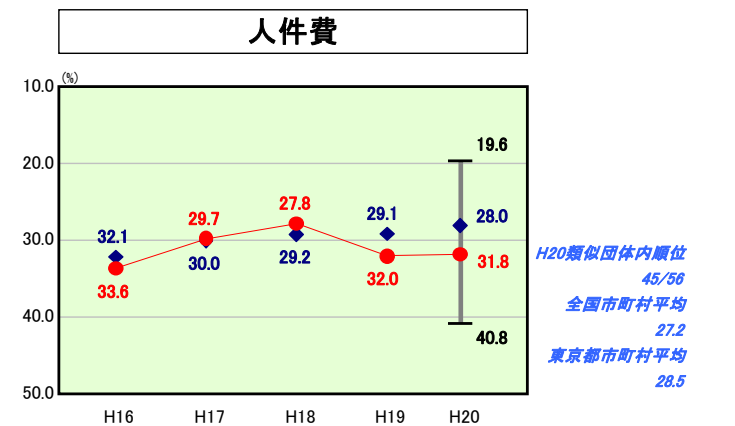
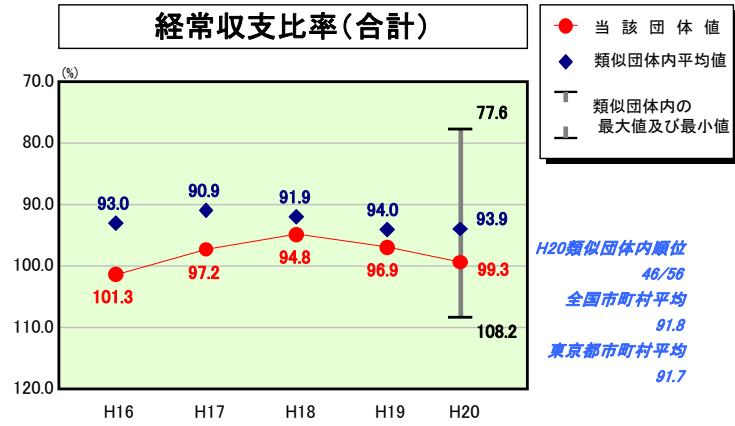
平成20年度のラスパイレス指数は103.1%となっており、類似団体平均や全国市平均よりも高い水準となっている。硬直化した財政状況に鑑みても、着実に給与構造改革を進めていく必要がある。

【人口千人当たり職員数】

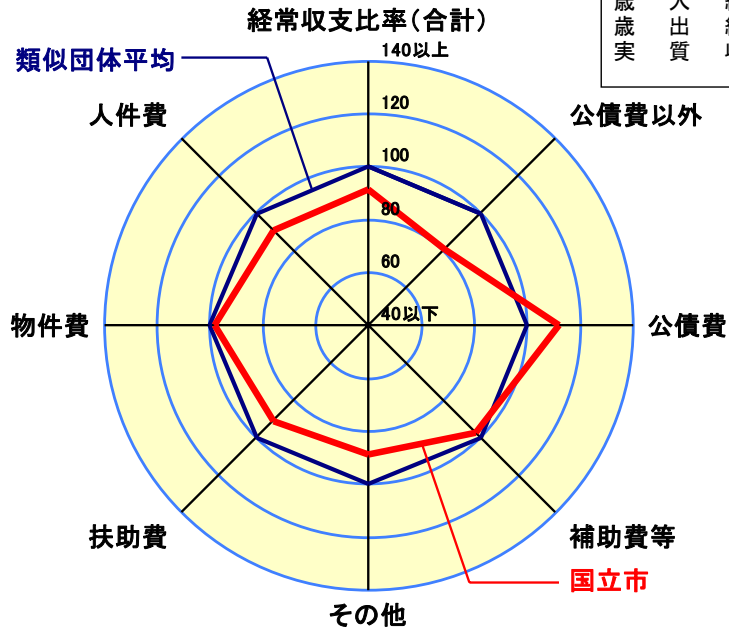
毎年見直しを行ってきた定員管理計画に基づき、職員数を管理してきた結果、類似団体平均、東京都市町村平均を下回る結果となった。行政需要の増減に対応した柔軟な定員管理計画により、今後も適正な水準を保っていく。

歳出比較分析表(平成20年度普通会計決算)

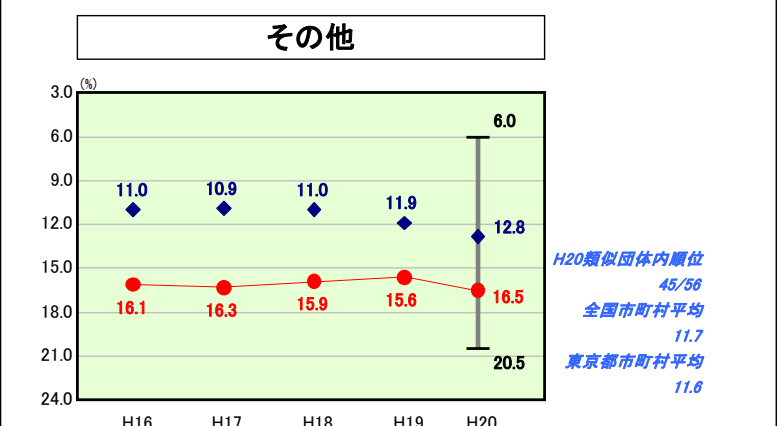
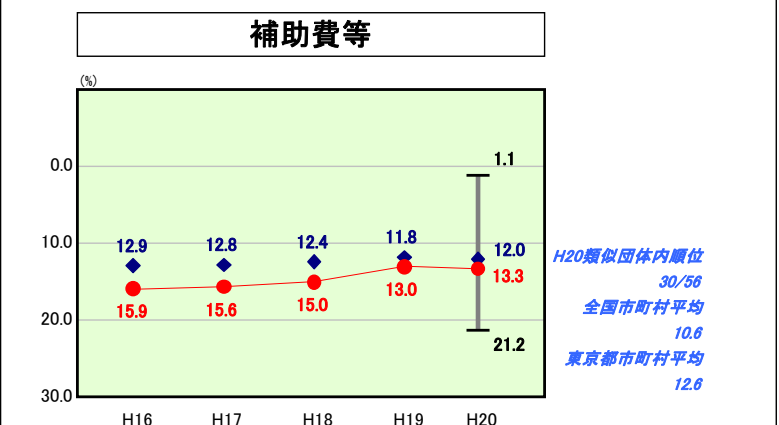
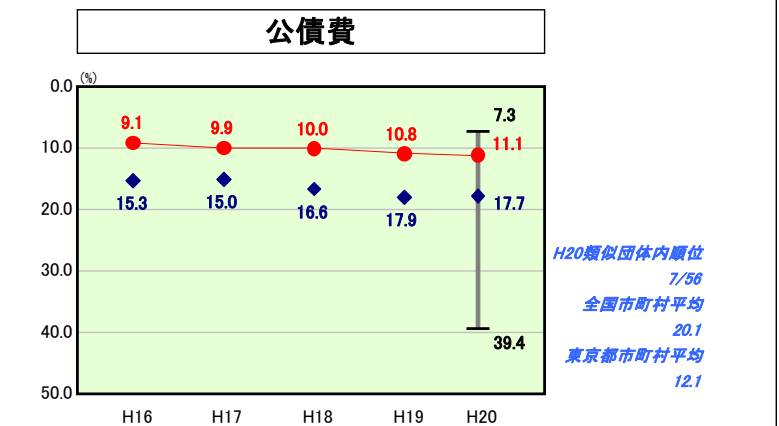
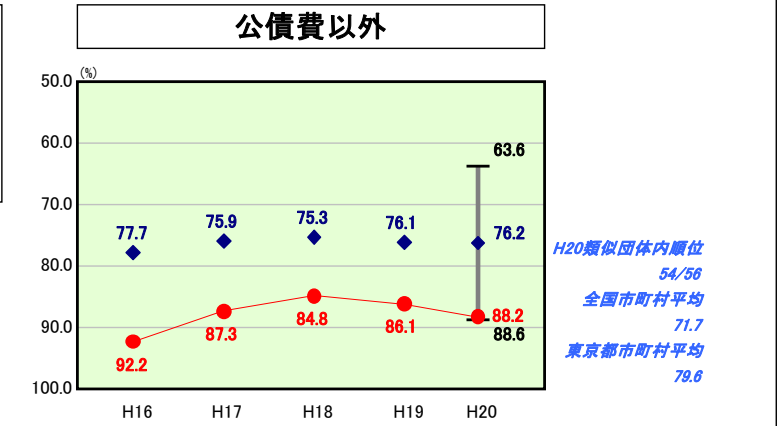
経常収支比率の分析



人面標準	72,760人(H21.3.31現在)
口積	8.15km ²
歳入総額	15,374,703千円
歳出総額	24,020,030千円
実質収支	259,198千円



- ※1 本レーダーチャートは、当該団体と類似団体平均値より算出した偏差値をもとにチャート化したものである。(偏差値は平均を100としている。)
- ※2 当該団体の八角形が平均値の八角形より外側にあるほど、歳出抑制等により財政構造に弾力性があることを示している。
- ※3 類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。



分析欄

【経常収支比率(合計)】
 ここ数年間は経常収支比率が高止まりしており、財政が硬直化している。類似団体と比較する中で見てくる国立市の特徴として、扶助費と繰出金に係る経常収支比率が高いことが挙げられる。扶助費の中でも社会福祉費が特に高い水準にあり、障害者福祉に係る経費が主な内容である。また繰出金については、下水道事業特別会計への公債費にかかる繰出金の高止まりが大きな要因となっている。
 行政評価により事務事業の成果や効率性等を毎年度見直すと同時に、事務事業に優先度を付け、優先度の低い事務事業については廃止・縮減を行い、経常経費の削減を図っていく必要がある。しかし、経常経費の縮減にも限界があるため、市内部で検討してまとめた「健全化の方策(案)」で掲げた収支改善策を着実に実施していかなくてはならない。

【人件費】
 昨年度と同様に約10億円の退職手当があるが、退職に伴う入れ替え効果等により、昨年より0.2ポイント減の31.8%となっている。退職手当のピークは超えつつあるが、類似団体平均よりラスパイルズ指数が高いという課題があるので、給与構造改革を着実に実施し適正化を図っていく。

【物件費】
 委託料が高いことが物件費に係る経常収支比率が類似団体より高くなる要因である。定員削減の代替としての委託化によるほか、指定管理者制度導入に伴い、補助金から指定管理料へと振り替えた影響もある。行政評価等を活用し、経常経費を一層縮減していく必要がある。

【扶助費】
 社会福祉費に係る扶助費が高いことが、この値を押し上げる要因となっている。社会福祉費は障害者福祉に係る費用が主な内容である。類似団体平均と比べると、老人福祉費・児童福祉費も高い位置にある。サービス水準の他市との均衡や子育て支援の社会的要請があり今後も増加が見込まれる経費ではあるが、施策の成果向上を目指しつつ、経費を抑制していく必要がある。

【補助費等】
 国立市は消防事務を東京都に委託しているため、その委託金が類似団体平均に比べ数値が高止まりしている要因の一つである。平成19年度に数値が改善しているのは、多摩川衛生組合に近隣市が全域加入したことにより、当市の負担割合が減少したことによるものである。補助交付金に関しては、今後もそのあり方を常に問い直していく必要がある。

【公債費】
 近年の厳しい財政状況により普通建設事業費を抑制してきたため、普通会計ベースの公債費は11.1%と類似団体平均、東京都市町村平均より低い値となっている。最近では市債残高にしろる臨時財政対策債等の赤字地方債の割合が上昇傾向にあるため、赤字地方債の発行に頼らない財政を目指す必要がある。
 国立駅周辺のまちづくりや、老朽化した公共施設の耐震化や建て替えなど、今後も多額の財政需要が予測されている。将来世代への負担の先送りとならないよう、適切に管理していく。

【その他】
 特別会計に対する繰出金が多いことが、類似団体平均よりも高い値となっている要因である。特に過去の集中的な下水道整備に伴う下水道事業特別会計への公債費分の繰出金が多く、ピークは超えたものの今後も高い水準での推移が見込まれている。独立採算の原則からも使用料の適正化を図る等、税金を主な財源とする一般会計の負担額を減らしていく必要がある。また、経常収支比率に直接の関係はないが、国民健康保険特別会計の財政状況の悪化に伴い、赤字補てん的な繰出金が多額になっている。

財政白書 2010

2011(平成 23)年 2 月

国立市企画部政策経営課

〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1

電話:042-576-2111(代表) / FAX:042-576-0264

e-mail:sec_zaisei@city.kunitachi.tokyo.jp